

第百四回国会 農林水産委員会 議 録 第 十 号

昭和六十一年四月九日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 衛藤征士郎君
理事 島村 宜伸君
理事 申原 義直君
理事 武田 一夫君
理事 上草 義輝君
理事 鹿野 道彦君
理事 片岡 清一君
理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂皓君
理事 堀之内久男君
理事 三池 信君
理事 小川 国彦君
理事 島田 琢郎君
理事 辻 一彦君
理事 細谷 昭雄君
理事 駒谷 明君
理事 伏屋 修治君
理事 稲富 稔人君
理事 津川 武一君

委員外の出席者

農林水産省農畜 関谷 俊作君
農林水産省畜産 大坪 敏男君
農林水産省食品 鴻巣 健治君
農林水産省流通局長 柳 欽也君
農林水産省技術会 土屋 國夫君
農林水産省技術会 務官 伊藤 一実君
警察庁刑事局保 安部保安課長 大蔵省主計局主 計官 竹内 克伸君
厚生省社会局施 設課長 荻生 和成君
参 考 人 (日本中央競馬 会理事長) 澤邊 守君
農林水産委員会 調査室長 羽多 實君

委員の異動

四月九日

辞任

佐藤 隆君

野呂田芳成君

上西 和郎君

水谷 弘君

吉浦 忠治君

同日

辞任

鹿野 道彦君

戸塚 進也君

小川 国彦君

遠藤 和良君

補欠選任

鹿野 道彦君

戸塚 進也君

小川 国彦君

遠藤 和良君

伏屋 修治君

同日

補欠選任

佐藤 隆君

野呂田芳成君

上西 和郎君

水谷 弘君

出席政府委員

農林水産大臣 山崎平八郎君

農林水産政務次 官 保利 耕輔君

農林水産大臣官 房長 田中 安尚君

農林水産大臣官 房予算課長 鶴岡 俊彦君

農林水産省構造 改善局長 佐竹 五六君

伏屋 修治君

吉浦 忠治君

四月一日

国営八戸平原総合開発計画対象地域からの除外 に関する請願(関晴正君紹介)(第二三六八号)
昭和六十一年度畜産物政策価格等に関する請願 (赤城宗徳君紹介)(第二四二八号)
土地改良事業等に関する請願(野間友一君紹介) (第二四一九号)
同月三日
土地改良事業等に関する請願(経塚幸夫君紹介) (第二六〇九号)
同月九日
土地改良事業等に関する請願(中林佳子君紹介) (第二九二二号)
同(浦井洋君紹介)(第三〇一九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充 てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付 等に関する臨時措置法案(内閣提出第二八号)
生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提 出第二七号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業改良資金助成法による貸付金等 の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付 金の納付等に関する臨時措置法案を議題とし、審 査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお 諮りいたします。

本案審査のため、本日、日本中央競馬会理事長 澤邊守君に参考人として御出席を願ひ、意見を聴 取することといたしたいと存じますが、御異議あ りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、 さよう決しました。

○大石委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。島田琢郎君。

○島田委員 この法案の審議に入ります前に、先 ごろ六十一年度の乳価、畜産物の価格あるいはそ の他の対策が決定をいたしました中身に若干触れ たいと思います。

たまたま、けさの日本農業新聞に、昨日閣議決 定されました農業白書の内容が載っております。 私はまだ手にしておりませんので白書を実は読んで いないのでありますが、ちょうどことしは二十 五回目の白書の発表、つまり、政府が構造政策を 中心にして日本農業を進めていく、いわゆる農基 法の農政と言われてから二十五周年に当たるとい う点では一つの歴史的な意味を持つ、こう思いま す。しかし、中身はどうも新聞解説で言い得てい るようではありますが、「フラフラ農政」の目、くつきり」といったような見出しで載っているわ けでありまして、そういう白書の感想を、恐らく 私たちも読ませてもらうと感ずるのではないかと、 こう思っております。

六十一年度の価格決定、その第一弾で、これが 乳価、畜産物価格ということになるわけでありま す。総体的に批評いたしますと、今回は大幅引き 下げ、こういう新たな事態を迎えた。しかし結果 的には若干修正が行われたという面があります。

けれども、どうも、当初私たちがこの席から申し上げたのに対して、不転の決意で畜産振興審議会に諮問をした、ところが実際には不転の決意という内容にはなっていない。しかもそれは閣連対策で逃げるというやり方をまたぞろとったわけでありました。したがって、今回の価格決定の一連の評価は、僕をして言わせれば五十点以下、それどころじゃない、二、三十点しか上げられない、こういう内容だろうと思うのです。ここで私もある述べて政府の姿勢をただしてまいりましたから、改めて同じことを言うつもりはありません。そこで、閣連対策で今後明らかにしていかなければならぬ幾つかの点が盛り込まれていると思いますので、簡潔にひとつこの間の事情をお話し願いたい、こう思います。

一つは酪農関連であります、良質牛乳の確保ということが言われております。それは言ってみれば無脂乳固形分あるいは脂肪等の成分をたつぷりと含んだ、しかもよい質の牛乳を確保する、当たり前のことなんでしょうが、ただ、従来私が指摘をしてまいりましたのは、脂肪取引という形態から牛乳の成分全体を制度的に取り扱った取引というものがもう行われていい時代に入ったのではないかと。ところが、これは全く触れないわけですね。ただ良質の牛乳を確保するのです、こう言っても、これじゃ一体どこに目標を置いてどんなことをやろうとしているのか定かではありません。したがって、この際成分取引を制度化するという考え方がありや否や、この点を明確にしてほしい。

私は、もうこの無脂乳固形分を取り上げた制度化を図っていくべき時期に来ていると思う。そうでないと生産者の目標が定まらない、こう思います。良質な牛乳を今さらのごとく言われるが、今や牛乳の細菌にしても、あるいは風味その他にしても、良質な牛乳がつくられている点では世界に冠たるものを私は持っていると思うのです。そういう現状を考えたときに、さらに良質というのは何を意味するのかがよくわかりません。そ

して、その水準をどこに置こうとしているのかも定かではありません。この点をまず問いたいと思

○大坪(徳)政府委員 六十一年度の加工原料乳の保証価格の決定に際しまして、先生が今御指摘になりましたような良質生乳確保対策を実施することになったというわけでございますが、この場合考えております良質の生乳と申しますのは、乳脂肪率が高いことはもとよりでございますけれども、最近におきます牛乳・乳製品に対します消費者の嗜好の変化もござりますので、これらを考えた上で、特に最近需要が高まっておりますナチュラルチーズなり脱脂粉乳の質や歩どまりのよい無脂乳固形分率が高くて細菌数の少ないものを良質な生乳と考えまして、この確保を図ってまいらうとするものでございます。

ただ、先生おっしゃいましたように、今日の生乳取引におきましては長い慣行として脂肪率取引が行われているわけでございます。確かにこの脂肪率取引を今や無脂乳固形分取引に変えるべきであるという有力な御意見もあるわけでございますが、ただ、脂肪率取引があくまでも長い慣行によって行われてきているという実態関係、さらにまた生乳需要のおおむね三分の二程度は飲用牛乳であると考えた場合、飲用牛乳につきましては固形分の多寡が必ずしも飲用牛乳の評価にはつながらない、そういう面があるわけでございますので、直ちに生乳につきまして脂肪率取引から無脂乳固形分取引への変更というのはなかなか難しい問題があるうかと考えるわけでございます。

ただ、私も、今後の方向といたしましては無脂乳固形分を加味していくということは必要であると考えておりますので、いろいろ問題はあ

○島田委員 実にまどろっこしいのでありまして、時代の要請だと私は思うのです。時代の要請なんです。行政はそれにこたえるべき責任があるのだと思うのです。もうこういう問題が出てから何年たつのでしょうか。まだこれから各界の意見を聞いて検討を加えてなどというのは、政府の検討なんていつたら十年ぐらいかつちやうのですからね。もう検討の段階は終わったんだと思

○大坪(徳)政府委員 先ほど申し上げましたように、今後の方向として無脂乳固形分取引というものが一つの大勢であろうかと思うわけござい

○島田委員 こういう無脂乳固形分というのを私は今話題に挙げたわけですね。無脂乳固形分という

が、お互いに我慢し合って分け合う、そういう公平、公正な分配がなければ酪農家は参っちゃ

放置していくということは、特定などかをもうけさせていくことに手をかすことになる、そのことを厳しく指摘しておきたいと思

二番目の消費拡大対策であります、一つはナチュラルチーズの国産化。今度は国産化を図って

「日本人の嗜好に合った国産ナチュラルチーズの製品開発を促進するため、原料費の一部等について助成する。今さら国民の嗜好に合った国産ナチュラルチーズなんて言う必要はないのです。それはもう開発されているのです。多種多様、お年寄りから子供までだれが食べても嗜好に合うものがそれぞ

それから、飲用乳が落ち込んだ、これは大変ゆゆしきことであります。この飲用乳が落ち込んだということについても真剣に考えていかなければなら

ものではありません。いつか化けの皮がはがれていく代物であります。やはり表示についても思い切って正しい表示を行っていくべきだ。こうやって飲用乳のシニアを取り戻していく、この努力が今なくてはならないのではないのでしょうか。

三番目は発酵乳に対する扱いであります。昨年は二十万五千トン。私はこの席からその発酵乳への生乳の利用について確信があるかと言ったら、確信ありますと胸を張って答えました。しかし現実はどうですか。この間聞いたところでは八万トンちょい、九万トン弱しか発酵乳に生乳が向けられていないのです。大丈夫かと豊みかけて二回聞いていたが、あれだけ胸を張って自信ございますと僕に答えた政府側の責任がこれで果たされているのだろうか。今度はやや下げまして十五万トン、これも生乳をしっかりと使ってもらわなければならない消費拡大の大事な一環であります。自信はあるかないか、改めて聞いていただいております。

以上の三点についてまとめてお答えいただきました。

○大坪（総政府委員）まず第一点のナチュラルチーズの国産振興対策についてでございますが、今後の酪農振興を考えた場合、やはり日本人の嗜好に合ったナチュラルチーズの生産を図っていくことが極めて大事だと考えているわけでございます。ただ、残念ながら現状について見ますと、日本のナチュラルチーズ生産はプロセスチーズの原材料生産という意味で発展してきたという経緯もございますので、その製造されております種類自体も非常に少ないという問題と、製造技術につきましても残念ながらヨーロッパ諸国に比べますとおくれている、そういう面があるわけでございます。

そこで、現在のようなナチュラルチーズの需要の伸びを考えた場合は、むしろこの際、日本人の嗜好に合ったナチュラルチーズを生産、供給していくというところに力点を置いていく必要があるかと考えるわけでございまして、本年度におきま

しては日本人の嗜好に合った国産ナチュラルチーズの製造開発を促進するための事業を実施するということを考えているわけでございます。

またそれと並行いたしまして、今後の抜本的なナチュラルチーズの生産振興をどういうふうに進めていくかという点につきまして、これは昨年来検討しているわけでございますが、改めて生産者あるいは関係者を含めまして十分協議検討を重ねていきたい、かように考えている次第でございます。

また飲用牛乳の消費拡大でございますが、特に昨年度におきましては飲用牛乳の消費が前年度を下回るといふ事態になったわけでございますので、やはり飲用牛乳を中心とする牛乳・乳製品の消費拡大が極めて大事であると考えているわけでございまして、このための具体的な方策につきましては現在鋭意進めているわけでございます。

その基本的な方向といたしましては、例えばテレビの料理番組の提供等による牛乳・乳製品の料理利用の普及、さらには牛乳の栄養上の特性について消費者にきちんと正しい理解を与える、牛乳・乳製品に対する正しい知識を消費者に与える、さらには、L・L牛乳を活用しながら、現在牛乳が売られていない駅の構内、列車内等々におきまして新しい販路の開拓を行うとか、また牛乳・乳製品の新製品の展示、販売、試食のほか、牛乳・乳製品を活用した料理方法の実演等も行う普及センター的なものを都心に設けるとか、そういうことを現在具体的に詰めている段階でございまして、早急に結論を得たいと考えている次第でございます。

また、第三点目の飲用牛乳の表示の問題についてでございますが、先生御案内のように、この問題は生乳生産者団体からの問題提起がございまして、公正取引委員会の指導を受けながら、全国飲用牛乳公正取引協議会において検討が進められておるわけでございますが、現在このところ関係者間で意見が一致いたしましたが、一括表示の義務づけあるいは乳飲料の主要原料名の表示等につきまして

は、既に必要な規約等の改正が行われておる次第でございます。

なお、残されました加工乳等の商品名に牛乳の名称を使うことは是非につきましては、引き続き同協議会で検討が続けられておるといふふうに承知しているわけでございます。

私もどなたもいたしましても、飲用牛乳の表示の問題は、生乳全体としての消費拡大に資するという観点から、問題解決に役立つことがあれば、公正取引委員会等とも連絡をとりながら対応していきたい、かように考えている次第でございます。

○島田委員 長ったらしくおっしゃったけれども、何一つ僕の間でいることに正確に答えていないのです。例えばナチュラルチーズの国産化、もちろんナチュラルチーズだけがチーズではありませんが、多種多様なわたるプロセスチーズがあるわけですね。この原料チーズのいわゆる国産化というものが今言われているわけですから、それをやる決意があるのかないのかがこの中ではよく見えてきません。だから一言、やる、非常な決意でそこを目指してやるのですと言いかどうか。

それから、飲用乳についてだって、表示その他について具体的に早急にやるべきだと僕は指摘をしました。そのことに直に答えておられない。やれ看板を立てるとか番組をどうするとか、従来と一つも変わっていない。でかい看板を立ててミルクを飲みましょと言っただけじゃミルクの消費はふえないのですよ。それを番組でやるとか、健康に関する正しい知識を普及するとかあるが、お医者さんを指導するでも言うのでしょうか。そんなことに十五億も使うのですか。もつとやることに別にある。ですから、皆さんに飲んでもらうために、表示の問題だって今あれだけ消費者から言われているわけでしょう。それはもうきっちりやらなければならないときにあるのです。それをやれ検討するだの何だのって、検討、検討ばかりやっているうちに日が暮れてしまふのです。

それから、発酵乳に対してだって決意があるのかないのか。ことし十五万トン確実に消化するといふ決意があるのかどうかを答えてもらいたいと言ったのでありまして、長々とこれの説明を受けるなんていう必要は僕にはないのです。中身はよくわかってるんだから。素人が物を言っているじゃないのです。そういうくだらない時間をやたらと費やされてしまったのではおかしい。その中で厳重に警告をして、のらりくらりの答弁をされたのでは時間が幾らあってもたまたまぬわけでありまして、先に進まざるを得ませんが、今申し上げた点について決意を持って臨んでもらいたい。

それが乳価を下げた引きかえにあなたの方がやらなければならない大事な点なのであります。金を幾らかつけたから、それで乳価引き下げ分がカバーできるなどと考えたなら、僕がここでどくどく言ったように、酪農家は七万数千戸しかなくなっちゃったのです。もう五、六年たつたら消えてなくなっちゃいますよ、今のままです。一体そのときにどうしようと考えているのか、その点も明確にならないまま乳価が引き下げられたのです。そのために関連対策が出てきたのだが、関連対策も実際に中身がわからぬ。国費のむだ遣いだと言われる可能性さえあります。だから、生きるような金の使い方をする意味でも、今の局長のような答弁では僕は納得ができません。後はどう改めよう問題にいたしたいと思っております。

さて、競馬の問題に入ります。言わずもがなのことではあります。競馬会法第一条は「畜産の振興」ということを目的に挙げ、その趣旨に沿って競馬が行われているわけであり。幸いなるかな中央競馬会は、今地方競馬、北海道で言えば札幌、札幌競馬などを含めて斜陽に向かいつつあると言われているときに、日本中央競馬会は何とか命運を保っている。これは関係者の努力があるというところについて私は否定はいたしません。しかし、競馬法、競馬会法、この法律そのものは大変皆さんに支えられているというところであり、忘れたらならない競馬会がやらなければならない仕事の一つだと思っております。

それは後ほど触れますが、まずはこの第一の趣旨に沿って、「畜産の振興」、こうなっておりますので、この畜産振興を今度の法律でも図ってほしいという一つの環であるというふうに私は受けとめるわけであります。特に酪農は、今申し上げましたように、これは理事長も御承知のように乳価引き下げ、酪農家は酪農の苦しみをもた余儀なくされるという状態にあるわけですから、それから、いろいろ対策が総合的に行われて、何とかその中で生き残っていく道を考えなければならぬという厳しい酪農、畜産を取り巻く状況にあるという事も御認識いただいていると思います。新理事長は畜産局長さんもおやりですからもうよくおわかりで、私も何度か何度かここで議論を闘わした方でございますから詳しいことを申し上げる必要はない。そういう畜産の振興の趣旨というものを損なわない中央競馬会の運営がこの先も行われてほしいと僕はまず期待をしている。

しかし、実際にはこの中央競馬を支えている大変たくさんのおいゆる裏方さんいます。そしてまた、同時に生産者が何よりもいい馬をつくり、ファンに喜んでいただけるようなレースが展開できるように馬の育成にそれこそ寧ろ努力を続けているわけですね。ところが一面、その努力が報われない、赤字になり、負債が固定化して払い切れないような状態も生まれている、この点を私たちは憂慮しているわけであり、この対策にしっかりと取り組んでいただくということが私は大変大事だと思います。もちろんこれは中央競馬会の澤邊理事長に言うことではなくて、むしろこれは政府に言うことだと思っておりますが、いかんせん政府は今逆さに振つて鼻血が出ないというふうな思いをかみしめているときだから、どうしても勢い金のあるところに頼らざるを得ない、こういう苦肉の策にならざるを得ない。まことに悔しい限りでありまして、行政府としてはいかにもこれは無念なことだと思っておりますが、まともなことができないでおるといふのは、これは現状考えますと私もそれ以上追及できません。

○山崎国務大臣 お答えいたします。日本中央競馬会におきましては、競馬の健全な発展を図ることによりまして、馬の改良増殖を他畜産の振興に寄与することをその趣旨としております。

また、日本中央競馬会におきましては、中央競馬の国庫納付金の四分の三に相当する金額は畜産業の振興のための経費に充てることとなっております。また、生産、価格、構造、流通と各般の面にわたって畜産振興対策を講じているところでございます。

○島田委員 続いて、理事長からも御意見をいただきました。

○澤邊参考人 ただいま島田先生お話しした日本の酪農初め畜産のいろいろ困難な事態につきまして、私も理解をしておるところでございます。

競馬会の立場といたしましては、中央競馬会法にもございますように、競馬の健全な発展を図りますとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するという目的が明示されております。したがって、私どももいたしましては、競走馬を中心とした馬の改良増殖、強い馬をつくり、立派な競馬に役立つ、また生産、育成の経営の安定を図っていく。御指摘ございましたように現在軽種馬の生産経営は負債を抱えて困難な経営が少なくないわけでございます。農林水産省の御指導で経営改善対策が行われておりますので、それに対して競馬会といたしましては基金の造成に對して協力をさせていただいております。

また、ただいま大臣からお答えございましたように、第一国庫納付金、第二国庫納付金の四分の三は畜産振興に充てるといふ規定になっておりますので、私もそれ以上追及できません。

発展を図り、売り上げの増を図り、また決算上の利益剰余金の増大を図りまして、畜産に充当し得る財政収入の確保にさらに一層努力を怠りません、たいと考えております。

○島田委員 ところで、先ほどちょっと触れましたけれども、軽種馬の生産振興の大変ネックになっているのではないかとおっしゃっておりますのが負債の問題です。この負債整理対策について具体的にお聞きしたいと思います。

○大坪(総)政府委員 軽種馬生産農家は北海道を中心として、その経営の一部におきましては、借入金によって急速に規模拡大をした等によりまして固定化負債を抱えて困難な状況になっている農家が出てまいっているわけでございます。

そこで、これに対する対応といたしましては、本年度社団法人でございまして日本軽種馬協会が日本中央競馬会等の補助を受けて三カ年計画で軽種馬経営改善資金制度を設けたわけでございまして、この具体的運用といたしましては、毎年償還期に達したもので償還が困難なものを長期低利資金に借りかえさせるといふような内容でございます。この措置を本年度から実施しているわけでございます。また、この種の負債整理対策実施の要因なり経営不振の要因が農家個々によって異なるわけでございますので、こういった資金融通措置にあわせて、生産者団体、関係団体が一体となりまして農家ごとに最も適切な経営技術等の面の指導を行うという方向でやっているわけでございます。

○島田委員 今のお話は、本年度からというのは六十一年度からという意味ですか。

○大坪(総)政府委員 失礼いたしました、六十年からでございます。

○島田委員 どれくらいの規模で今やっているのですか。

○大坪(総)政府委員 三カ年間で融資額九十億というところでスタートいたしております。

○島田委員 これは、酪農負債とか畜産の経営再建資金で考えられておられますような条件、利子だとか償還条件とか借り入れの条件とかいろいろありますが、やややという感じの対策ですか。

○大坪(総)政府委員 ただいま先生御指摘のようには私もこれまでやってまいりました酪農あるいは肉用牛に対する資金対策をおおむねなぞらえて申上げますと、貸付条件でございますが、末端貸付利率は年五・五％、特設は五・〇％と考えております。償還期限につきましては七年以内、うち据置期間一年以内ということでございます。融資枠はただいま申し上げましたように三カ年累計といたしましておおよそ九十億を予定しておるといふことでございます。なお、実施するに当たりましては、原則として毎年度の償還不能な年償還額について借りかえを行わせるということでございます。同一経営については六十年年度から三カ年間継続して実施するというところで実施をいたしております。

○島田委員 しかし、これは回転資金でないでしょう。負債整理対策資金でしょう。一体七年なんてこんな短いことで経営の再建できますか。それほど簡単なものでないんじゃないでしょうか。しかも据え置き一年なんというたらこれはないに等しいです。借りる手続をやっているうちに一年たっちゃうのですから、借りた途端に返さなきゃならぬ。この前も酪農、畜産の負債整理対策で、いわゆる一年以内の据え置きなんというのを持ち出されて、我々に追及されて実態を調べてみたら、全く僕の言ったとおりなんで、これは据置期間とは言えないというので二年か三年に延ばしたという経緯があるのですよ。こんな不親切な負債整理対策であるのですか。せっかくおやりになるなら、末端金利も五・五％はひどい。負債整理対策と言えは三％ぐらいにしてあげないと、とても軽種馬の生産農家は立ち上がれません。これは改善する考えはありますか。

○大坪(総)政府委員 本件につきましてはいろいろ

る関係者集まって議論した結果の内容でござい
ますが、償還期限につきまして七年以内というの
は、先生御案内の乳用牛合理化資金と同じでござ
います。

ただ金利につきましては、確かに特認といたし
まして三・五％は肉用牛に使われておりますが、
これは都道府県の上乗せを考へての措置でござい
まして、本件につきましてはなかなか都道府県の上
乗せが期待できないということがございまして、
特認につきましては五・〇という、通常よりも
〇・五％低い水準に置いてあるわけでございます。

○島田委員 せっかくやったのならやはり喜ばれ
るようなやり方をしたらどうですか。都道府県の
協力が得られないから金利の引き下げはできない
んだ、そんなことを言わないで、十年ぐらいにし
て三年ぐらいの据え置きをもっとやらなければ、
今はもう苦しいから何にでも飛びつきたいから、
こういう制度が出てきたらそれと違うので飛び
ついてはみたものの、せっかく借りた金がまたぞ
ろ焦げついて、乗いかえ乗いかえしなればなら
ぬというような実態になって、結果的にはこの金
がさっぱり生きないというようになりかね
ない。今まで酪農、畜産の負債整理対策を我々手
がけてきた中で、そういうことを体験上私は指摘
をしておきたいのです。これは善処されるよう望
みたいと思います。

その次であります、冒頭でも申し上げました
ように競馬法、これはファンの間からもいろいろ
ろ、改正すべきだというような声が早くから上
がっております。この具体的な内容は、きょうは
竹内委員が大変専門的に取り組んでおりますので
その議論に任せたいと思いますが、私はこの点に
ついて非常に不満がございます。

何となれば、この問題提起はきのうきょうに始
まったわけではないのです。私のような競馬に
対して余りよくわかっていない素人に対しては、
あらゆるところからいろんな意見が寄せられてい
ます。なぜ改正しないのか、国会ではこういう問

題についてなぜもう少し議論してくれないのかと
いう不満も含めて、たくさん意見または批判が
寄せられております。二、三十件でしかないくら
い来るのです。

だから私も一生懸命勉強いたしまして、競馬法
なるものの中身については、その不備なる点を検討
してみました。これはきょうは時間がないから余
り触れることはできませんが、ただ不満なのは、
農林大臣の諮問機関として競馬懇談会というのが
組織されていた。ところが、現行法は極めて硬直
的である、同枠取り消し対策としての単枠指定制は
あくまで暫定措置であって、法改正を含めて基本
的に検討されたい云々、これは御存じですね。こ
れが実は四十八年三月に農林大臣に意見として出
されておるのです。一体何年前でしょうか。も
う十二年以上も前になるのです。この検討がどの
ようになされたかこの際聞きたい、こう思いま
す。

○大坪(總)政府委員 ただいま先生御指摘の、現
在問題になっております同枠取り消しの問題につ
いてでございます。この問題につきましては、確
かに昭和四十八年の競馬懇談会におきまして御
論議あったわけでございますし、私どももこの御
論議を踏まえていろいろ検討してまいったわけ
でございますが、現在のところ抜本的な解決策を
見出すに至っていない、率直に申し上げてそうい
う状況でございます。

そこで、現在の対応といたしましては、先生御
案内のように、単枠指定方式、これは本命馬等
の人氣馬を一律一頭にする方式でございますが、こ
の単枠指定方式によって対処をしているというの
が現状でございます。他面、確かに現行方式には
いろいろ問題があるわけでございますが、ただ、
それなりに現在ファンの中に定着をしているとい
うことも事実であらうと考えるわけでございま
す。

いずれにいたしましても、競馬ファンの方々に
喜んでいただけるような最良で公正な競馬を施行
するというのが基本でございますので、この問

題につきましても、いろいろ問題多うございま
すが、さらに各方面の御意見を承りながら引き続
き検討してまいりたい、かように考えておるわけ
でございます。

○島田委員 十三年たつてまだ引き続き検討で
すか。そんなまどろっこしい行政でどこにあるの
ですか。驚き入りました。これではやはりファン
からいろいろ問題が出されて、ごうごうたる非難
が寄せられるのは当たり前であります。

冒頭申し上げましたように、中央競馬会に限り
ませんが、競馬、これはそもそもファンがあつて
初めて成り立つものであります。その原則が忘れられ
てはいけません。これは、常に競馬ファ
ンに対するサービスをするというところはできな
いわけでありまして、ところが、具体的にいろいろ
検討して、しかも競馬懇談会までがたまりかねて
こういう提言をした、農林大臣に対していわゆる
答申をした、あれから十三年、あなたのお話によ
るとまだこれから検討し続けるという。二十一
世紀までかかっちゃうのですか。こんなことをや
っていたら、地方競馬と同じように中央競馬もだめ
になってしまいます。なぜ前向きに真剣に取り
組むという姿勢が出てこないのか、私は不思議で
す。

ですから、少し具体的に申し上げますと、ま
あ幾つかあるようでありますけれども、私の検討
いたしました結果によりまして、さしずめ四、五
点になるのではないかと。

その第一は、今例として挙げました同枠取り消
しの問題であります。これは取引制度、こういう
ものであります。法十二条の二項にかかわる問
題ですね。

それからもう一つは、これだけ多様化した、い
わゆるファン層も大変幅広くなつてきて、いろ
んな階層、御婦人まで今参加してくるようにな
りました。そうすると今までのような同じやり方
のマンネリの馬券の売り方というのは、これはフ
ァンにアピールしませんが、いろいろな種類の
のをメニューを並べてほしいという要求が出るの

が当たり前だと思ふのです。そうした新種馬券の
開発ということについても法制度上大変制約があ
つてできないということになっておる。これは法
第六条であります。これももう少し幅を広げて
もらいたい。メニューをもっと少し並べて、みんな
が買いやすくしてもらいたい、こういう要求にこた
えるには、この法律の改正がなくては、いけ
ない。

それから、特別登録料というのがありまして、
一万円以下、これは法十八条であります。これも
極めて不合理だ、実態に合わない、こういうもの
が指摘されております。

さらに配当金の端数切り捨て、これは法第十
条でありますけれども、これだつてばかにならぬ金
額になるのです。一説によりまして、この端数
切り捨てだけで何億にもなるのです。ですから、
たまりたまればそれだつて、ファンの側から
見れば切り捨てられたことによつて何となしに
損をしたという気になる。これは当たり前で
あります。これはやはり四捨五入か何かの、合理
的なだれでも納得できるような仕組みに改めると
いうことが大事でないでしょうか。

それから最後に控除率であります。二五％控除
率。これによつて今までも中央競馬会はいろ
んな施設を新しくしたりあるいは趣向を凝らして、
皆さんに御不便をかけないように、楽しんでら
うように、つい最近では中山競馬場が装いを新た
にしてファンに大変期待をされているという実例も
ございます。やればやれぬことではない。そういう
問題には取り組んでおられるようでありまして、
これは忘れてならないいわゆる努力の部分でござ
います。

そういうことを受けまして、昨年の十二月にま
だ、中央競馬ファンクラブ連合会というのがあ
るのです。あれだけたくさん、競馬人口何千万と
言われているようなときでございまして、こ
ういうクラブがあるのは不思議じゃありません
が、これは具体的にまた複数馬同席枠からの出走
取り消し、つまり発走除外のこういう取り消しに

対して、そこを中心にしてアピールがありまして。そこを調べてみますと、五十八年度だけで二十件、三十億余りのいわゆる取り消しが行われている。こういうふうには、やはりファンがたくさんおられますから金額が大変かさばりますね。一人に分けたら幾らでもないという話になるのでありますけれども、決してこれはゆるがせにできない、いわゆる改善すべき点ではないでしょうか。そういうファンクラブ連合というのがアピールを出している。我々もこのアピールをいただきました。ぜひ前向きに取り組んでもらいたいという要求でありました。

こうした一連の改善に対して、当面中央競馬会の理事長という立場では、担当する責任からこの問題に対してお取り組みをしているのではないかと、思うのですが、いかがなんでしょうか。

○澤邊参考人 競馬法の改正問題につきましていろいろ問題点を御指摘いただきまして、改正の検討を進めるべきであるという御意見を承ったわけでございますが、競馬法の改正問題は、ただいま先生が御指摘になりましたほかにもまだ数点問題点はございます。

厩務員の名称を古い馬丁という名前を使っておるとか、あるいは競馬場が横浜だとか宮崎にあるけれども実際には競馬場として使用されてないというふうな問題等もござります。その中で、御指摘ございました同種取り消し問題は一番大きな問題で、実は基本的な問題でござりますので、競馬会といたしまして、もし改正するとすれば、これは政府の行うべきことでござりますけれども、競馬を施行している私どもの立場としても検討を進めてまいっております。これまでも研究会のようなものをつくりまして種々検討した経緯もござります。

その結果、これはなかなか成案を得るところまでいかない。といいますのは、私も昨年の七月に競馬会の理事長を拝命しましてから、この問題は前任者からも、非常に大きな問題であるからよく検討しろよという引き継ぎを受けております。そ

ういうこともございまして、いろいろな方にいろいろな意見を打診をしてみているわけでございしますが、なかなか意見が統一しない、人によって非常に意見の差があるというところでござります。詳しくなりますから一々申しませんけれども、したがって、現在のところ、抜本的な解決ではないけれども、同種取り消し問題が起らないような予防策といたしまして、馬体の検査だとかあるいは調教の審査だとかいうようなことを厳重にやまして、出走を予定していたのを取り消すというこのことのないような予防策を講じたりあるいは単枠指定制度をとったりしておりますが、これで根本的に解決したというわけではないというところは御指摘のとおりでござります。しかし、専門家の方、ファンの方に聞かしても各人各様でなかなか意見の一致を見ないという大変難しい問題である。連勝式の複をやめなければ解決しないのだとか言う人もあるくらいでございまして、大変難しい問題である。したがって、現在の対策ですべて事終わりというつもりはございせん、さらに引き続き検討はして、いい成案が得られてしかも皆さんの同意が得られるならばぜひ改正をしていただきたいという気持ちを持っておりますけれども、なかなか成案を得るところに至っておりません。

○島田委員 中村勝五郎さんという馬主連合会の会長さんをおやりになった方が、我が国の競馬法はこれはいただけだ、せめてフランス並みの改正が必要だ、こういう提言を本にしておりますね。私もこれを読みました。あるいはまた芸能界では大橋巨泉さんというのが大変競馬に熱心であります。私のところにもいろいろなことを言ってきました。国会に呼んで参考人でおれに何か物を言わせろという話で、それは私の知るところではあります。大臣、かなりの人たちがいろいろな角度からいろいろな提言をしている、これを真摯に受けとめていただきたいと思っております。中身については専門家の竹内さんがおやりですから、私はこの程度にして先に進みたいと思いま

す。

ところで、場外馬券売り場の話なんですけれども、北海道に例をとりますと、釧路に一昨年でしようか場外馬券売り場ができました。冒頭申し上げましたように札幌競馬も含めて北海道は地方競馬、最近は大変経営が苦しくなっています。中央競馬の馬券売り場が地方競馬を圧迫するのではないかというので大変みんなが警戒心が強うござります。私もそうあってはならぬと思ひまして、新設に当たっては立地条件を十分考慮しまして無定見に流れることがないようにしてはしい、こう思います。ただ、釧路の馬券売り場の設置に当たりましていろいろな意見が道内にはあったようであります。最終的には中央競馬会から提案されて相乗り場外という方式をとられた、これが目下のところは成功している。これは一つの見識であろうと思う。そうやって中央、地方が共存できると、そういうことを十分頭に置いて進めていただきたいと思うのです。

現実には、私の周辺にも新しい馬券売り場をつくってほしいというお話があるやに聞いています。しかしそう簡単に今言われているような場所につくるといふことになれば、北海道競馬は中央、地方を含めて大混乱に陥るといふふうに私は懸念をしております。この辺の扱いは慎重にあつておるべきではないか、こういう私の見解も持っております。この辺のことをつけ加えて、この点に対する考え方を聞きたいと思ひます。

○大坪(総)政府委員 ただいまございました競馬の場外施設につきましては、競馬に実際には行けないというふうなファンのニーズにこたえるものとして大きな役割を果たしておるといふふうに考えておるわけでございますが、一方また、競馬ファンの増加により場外施設の不備にまみれていられるのを見れば、これにより収入が暴落の資金源となる、そういう面もあるような状況でございまして、これの対策も必要であるといふふうにお考えをいただいております。

このようにことから、場外施設の整備につきま

しては地域社会との調整を図ることを基本としながら進めているわけでございしますが、特に先生御指摘の地方競馬との関係につきましては、地方競馬自体総じて申し上げれば困難な事態にあるわけでございますので、それとの関連を十分に勘案する必要がありますというふうに考えておるわけでございします。したがって、場外施設の整備に当たりましては、これらの点を踏まえまして慎重に対応するように私どもとしては中央競馬会を指導しているところでございします。

○島田委員 理事長のお考えも聞きたいです。

○澤邊参考人 今局長から御答弁いたしましたとおりでございますが、特に北海道地区につきましては、道営競馬あるいは市営競馬いずれも業績が非常に低迷しております。御苦労なさっております。その経営の立て直しに道、市を挙げて御努力をなさっている最中でございします。したがって、地域との調整のほかに、特に地方競馬、北海道全体の地方競馬に対する影響というところは重念頭に置いて、そういう点に問題のないところについては設置も検討いたしますけれども、その調整がとれない限り増設をするということとは控えていきたいというふうに考えております。

○島田委員 たまたま国際協調のための経済構造調整研究会、経構研というところからこういう報告書が出されておりますのを私は手にいたしました。この中で農業部門で言いますと「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」という項目がありまして、市場開放、今十二品目を初め新ラウンドの問題がこの年メジロ押しになってまいります。サミットでも恐らくこれは話題になることであります。今の中曽根総理のあの異常なまでの市場開放にかけるものを考えますと、我々としてもこれは容易ならざる姿勢で臨まなければならぬ。昨日も私は大蔵委員会の補助金一括削減法案の連合審査で江崎担当大臣にもこのことを指摘をいたしました。保利政務次官はよくお聞きになっていただいておりますが、一体何が出てくるかわけがわからないという心配も私たちは重ねて

強く持つのであります。

そういう中に競争馬の輸入問題、これが警戒を払っておかなければならないものだ、私はそう思っているのです。つまり、競馬会の軽種馬を中心にした生産地対策というの幅は、くさくさ濃密的にやらなければならぬのであります。その一つとして、今関税を四百万円払うと馬が外国から入ってきます。容易に手に入れることができるといふことです。今のように入替レートが円高に推移をいたしますとますますこれが容易になってくる、こういうことであります。関税四百万円を八百万くらいに上げたら一番いいのでありますけれども、なかなかそうもいかないところはよく理解するのであります。しかし、ほうっておきますと、あるいは無関心でおりますとここに風穴をあけられる、こういう心配を最近強く持っています。この対策についてはやはり具体的にやっていたかなければならぬと思います。

同時にまた、急がれるのは産地における体力強化であります。これは我々農家は常に言われていることであります。先ほど軽種馬生産農家の経営実態に触れて、私はきょうは負債整理対策だけ取り上げました。その負債整理対策は、今おやりになっていることについて私は不満を述べました。それがまさにこの一つにもかかわってくる話であります。ですから、体力を強くいうことに對して、一方で海外からの攻勢をはねのけていくということが大事であります。当面円高が予想のつかないような状態で進んでいく、四百万円払っても入れてきた方が得だというような認識に計算上なるとしたら、これは大変困ったことになる、体力をつける前にみんな倒されてしまう、こういう心配があります。この競走馬の輸入問題につきましても見解を承りたいと思ひます。

○保利政府委員 御承知のように競馬は古くから世界各国で行われておりまして、競馬で走る馬の強いものをつくらうという動きがあるわけがございます。したがって、世界各国には先生御存じのようにすばらしい馬がございますが、日本に

おきまして特に日高地方におきまして、地域産業ともいふべき、あるいは農家経済にとつて非常に重要な地位を占めているという軽種馬の生産地域があるわけがございます。

軽種馬生産の安定的発展を図りますためには、需要に見合った計画生産の推進と、そして何より競馬で強い馬づくりを主体といたしまして、輸入の馬に對抗できるようなものをつくっていくということが重要だと思ひております。

そのために政府といたしましては、草地開発等に対する助成あるいは公庫資金等の融通、あるいは馬の病氣、特に伝染性の貧血症といったものに對する予防措置等の施策を講じてきております。

さらに、日本中央競馬会等の助成を通じまして、日本軽種馬協会に對して優良種雄馬の供給でございますとか、あるいは昭和六十年年度におきましては、軽種馬の流通の合理化と適正な価格形成を図りますために、北海道に総事業費六億円をかけたままに、軽種馬市場を整備をいたしたところでございます。さらにまた、衛生対策といたしましては、伝染性の子宮炎の診断及び治療技術の確立のための調査研究などを行ってきたところでございまして、軽種馬生産の安定的な発展を図ることによりまして輸入の馬に對抗すべきであるという考え方に立つておるわけでございます。

政府といたしましては、今後とも軽種馬生産の振興と軽種馬生産農家の経営の安定化のために、日本中央競馬会との連携のもとに、軽種馬能力の向上あるいは農家の経営体質の強化、伝染性疫病等の防圧、あるいは軽種馬流通の改善など、各般の対策を一層強力に進めまして、今の先生の御心配に對応したいと存じております。

○島田委員 直接的には関税障壁の問題についてお触れにはなりませんでしたが、私はあらゆる知恵を払ってこの障壁をしっかりと守ってもらいたい。そして、雪崩を打って競走馬が入ってきて国産と競合してどうにも抜き差しならぬ状態になるようなことのないように、ひとつ厳に行政の立場ではこの点に配慮を加えてもらいたいと思ひます。

思ひます。

さて、あと一分ありますが、大臣、せっかくおいでなのになさっぱり質問しなくて申しわけありませんでしたが、今一連の畜産、酪農から始まりまして、畜産対策、今の競馬の問題、これはすべて大変大事な点の、部分的ではありますけれども幾つか問題提起を私はいたしました。しかし、返ってくる答えは私にとっては極めて不満足なものが多い。中には一生懸命やっていたのに、これでは私は大変我が国の農業の将来に心配があります。

かつて山崎大臣は主としてこの委員会におつて私たちと一緒に日本の農業を喜んでいらしたけれども、あるいは心配したりした件でございしますが、今は国土庁長官という立場におられますけれども、やはり農業に對しては重大なる関心を持つておられる議員の一人と私は受けとめております。御感想を最後に一言承りまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○山崎國務大臣 ただいまの島田委員のお話、大変感謝深く承りました。農林水産委員会でも長い間苦勞をした仲間でございますけれども、きょうの先生の御質問によりまして、競馬という一つの古くから伝統を持った競技でございますが、これがまた農業に大きく寄与もいたしておりました。特にまた最後に先生お触れになりました円高問題、これも非常に軽視できない重要な問題と存じますので、これらを総合的によく検討いたしまして、そして対策を誤らないようにしっかりと頑張りたいと考えております。どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○島田委員 終わります。

○大石委員長 小川国彦君。

○小川(国)委員 中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する法案の審議に当たりまして、今後の方針についていろいろお伺いしたいと思ひます。最初に、これは農林水産大臣の方から結構でございますが、政府全体としてあるいは農林水産省としまして、予算削減の方針というものが、全体的に事務費あるいは間接経費あるいは公共事業費含めて、それぞれ財政窮乏の折から五割ないし一〇%とカットされている状況がありますが、農林水産省ではどういふふうになっておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 農林水産省の予算につきましても、こういう生命産業ということでは何となく総額の確保には努めたわけでございますけれども、前年に比べまして九六%強ということでは決着を見ております。

○小川(国)委員 ちょっと金額がよくわからな

い。九四%ですか。

○田中(宏尚)政府委員 九六%強でございます。

○小川(国)委員 それから、五%、一〇%という形で全体に削減の方針が大蔵省から出されるのですが、農水省の方はどういふふうなことで大蔵省の方からは来ておりましたか。

○田中(宏尚)政府委員 五%、一〇%は夏の段階のシーリングの話でございます。このシーリングにつきましても一律ではございせんので、それぞれ事業の性格等に依りまして例外規定等がございます。そういう一般的な閣議決定を見ましたシーリング枠につきまして夏の段階で要求し、その後大蔵省と協議を詰めて、先ほど言いましたような決着になったわけでございます。

○小川(国)委員 いずれにしても、国のシーリングの中で農水省のいろいろな、間接的な経費で五%とか公共投資一〇%とか、たしかそういう削減の方針がありまして、そういう中で予算折衝が進められてきたと思うのです。

その問題はさておきまして、それを伺ったのは、国の財政も非常に厳しい、そういう中で中央競馬会の金の使い方を聞いておると、相変わらず非常にむだ遣いが多いのではないかと、どういふふうに私は思ふわけなんです。

その中で、私以前にも取り上げてまいったのですが、中央競馬会のハイヤー・タクシー代、それから食糧費、海外派遣旅費、そういうものの予算が全く減っていないという状況ですね。例えばハ

イヤー・タクシー代などを見ますと、五十八年が二億九千五百七十四万、五十九年は三億三千二万、六十年は三億六千二百一十万、こういうふうにはイヤー・タクシー代は非常にふえておりますし、車両借上げ料も、五十八年の二億五千二百五十九万は二億六千九百九十九万、六十年は二億五千四百四十九万、イヤー・タクシー代と車両借上げ料を合計しますと、五億四千九百九十九万、そして六億一千六百一十万、こういうふうには非常にふえてきているのです。収入の中を見ると、七割くらいが場外馬券売り場の収入でふえてきているので、こういうイヤー・タクシー代、車両借上げ料というのは非常にむだ遣いといえます。経費の削減の傾向というのは全く見られないのではないかと。農水省本省もこういうイヤー・タクシー代とか車両借上げ料というのはここ数年ふえてきているのです。まず農水省の方から伺います。

○田中(宏尚)政府委員 ハイヤーでございますとか、そういういわゆる片費につきましては一般的に前年より若干ずつこのところ減ってきている状況でございます。

○小川(國)委員 恐らくこれは農水省だけじゃない、各省庁みんなそういうふうには削ってきている状況なんです、こういうふうにはハイヤー・タクシー代とかがふえてきている。六十年度六億一千六百万円という車代を単純に全役職員千八百五十六人で平均に使ったとして一人三十三万円ですね。仮にこれが三分の一程度の人が実際に車を使う人だとして考えてみると、一人当たり百万円ハイヤー・タクシー代を使っているということになるのですが、中央競馬会の理事長さん、こんなに支出増を必要とする理由というのはどこにあるのですか。

○澤邊参考人 ただいま御指摘ございましたハイヤー・タクシー代その他につきましては、かねがね御指摘もいただいておりますので、かたがた、私どももできるだけ削減をする努力はいたしておるつもりでございます。

ただ、競馬事業といえますのは、よく言われますけれども、興行という特殊な事業でございますので、その辺、他の一般の行政関係の仕事とは若干性格も違うために、関係者も馬主、調教師、騎手、その他多数おられますし、また、競馬を開催いたしますと、場外を含めまして地元の方々にもいろいろな御迷惑をおかけするというようなこともございますし、また、私も競馬の発展のために、できるだけ幅広く国民の各層の方々に競馬を楽しんでいただくという意味で、フンの新規開発というようなことにも努力しておるつもりでございます。そういうような関係から、タクシーあるいはハイヤーを使う面がどうしてもふえてくるわけでございます。

一時減ったこともございますが、最近またふえてきているんじゃないかという御指摘も受けるわけでございますが、この点につきましては、ハイヤー・タクシーの料金も御案内のように若干上がっております。私どもの事業全体が伸びておる中で、例えば場外の売り場、電話投票所等がふえてまいっている、新設もいたしておりますので、どうしても抑制には限界があるということもございますが、なお御指摘の点は十分念頭に置きまして、むだのないようにできるだけ効率的にしていきたいと思っております。

その一つといたしまして……
○小川(國)委員 わかりました。その辺でいいです。ハイヤー・タクシー代だけで時間が終わります。次に移りたいと思っておりますが、このハイヤー・タクシー代の使途も、興行というふうにおっしゃっている部分では興行形態として必要な部分は一体どういう部分であるのか。それから、用途別にこの明細をいただきたいと私は思うのです。普通の千八百人ぐらいの事業体で、そして売り上げそのものがそれほど変化をしていないのに、こういうものだけが異常にふえていく。私は、官庁の素人の形態というのを見ていると、役職員が大

体タクシーのチケットをみんなポケットに持っているのです。どこかで私的な会合、何をやってもそれをばつぱと使うという形があるのです。私はあえて、やはり中央競馬会もこういう使い方の悪いのは、大体そういう使い方をしているところがあるという金額になってくると見ているのです。では、純粹に興行関係は何なのか、内部用務では何なのか。

それから、皆さんの方は、前回私が指摘をしたら、中央本部のものは今度ふやせないで、中山と東京の方ががんとハイヤー・タクシー代が上がってきているのです。これはうまく分けたのじゃないかと見ているわけなんです、いずれにしても、農水省、国全体の政府機関がこういう交通費をまづきちと削減していこうというときに、年売り上げがふえる、その売り上げのふえ方だとして横ばいのような状況の中でこれだけふえていくというのは異常なもので、やはりこういうところは考え直すべきじゃないか、これは御指摘しておきます。

それから、次に食糧費なんですけれども、これも本部費で五十八年四千九百万が、五十九年五千三百万、六十年五千七百万、その他二千六百万、二千七百万、三千万とふえて、開催場の方も一億二千五百万から一億四千二百万、一億五千万とふえてきてまして、総計では六十年で二億三千八百万という食糧費なんです。これはかなり巨額な交際費じゃないかというふうに思うわけなんです。

それで農林本省の状態を見ると、競馬会が千八百人で二億三千八百万の交際費、接待費に対して、農林本省は、本省で四千五百人、全体で三万人いる職員の方の使っているこの交際費というのは、五十九年度で六百九十九万五千円、こういうのは、何十分の一になっちゃいますか。私は、また興行だところおっしゃるのじゃないかと思うのですけれども、それにしてもこういう交際費、食糧費の使い方も異常ではないか。理事長がどう答弁されようと、中央競馬会が大体どんな業務で支

出を必要とするかというのは、短い時間では言い切れませんが、おおよそ私はわかっていっているのです。そういう中で食糧費というのは、興行という名をかりて、興行とはいえないが、実際、国営の競馬ではそんな興行的な要素はなくても、場外馬券が七割の売り上げの中で、そんな手間がかからなくてもできる状況になっているのです。それにしても、この食糧費も年々こういうふうには二千万、三千万とふえてきている。これは、削減する方法というのはお考えになってないのですか。

○澤邊参考人 食糧費につきましては、私どもの事業の性格上、外部の来客が非常に多いのが、内外を含めてでございますが特色でございます。また、競馬場で競馬を開催するときには、事前に、地元の方々にいろいろな点で御迷惑をかけるわけでございますので、そのためにいろいろな対策も講じておりますけれども、しよっちゅう打ち合わせをして、今回はこういうやり方をするのだというふうなことで御了解を得るようなこともやっておりますし、また競馬サークルの関係者というものは馬主、調教師初め非常に数が多いわけでございますので、これらの方々との打ち合わせ、会合というものは実は多いわけでございます。食糧費は内部の職員が全部使っておるということではないという点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思っています。

○小川(國)委員 そうしましたら、それも大体的に別にとつ明細をいただきたいと思うのです。これは後ほど委員長にまたまためてお願いします。

それから、次に海外旅行費なんですけれども、これもやはり減らないで年々ふえてきているわけなんです。五十八年が三十四名で四千六百二十一万、五十九年が四十名で五千三百三十三万、六十年が三十八名で五千二百七十三万、このほか既舎関係者の海外研修にも五十八、五十九、六十年と十名ずつ、千四百万、千四百万、千五百万と出しているのです。これも本当に必要かどうかというふうに思うの

ですが、この支出の中で私が疑問に思いますのは、この海外旅費も相変わらずかなりむだ遣いがあるというふうに思うわけなんです。例えばニューヨーク・ジョッキークラブの研修会、ニューヨークの競馬場主催の研修会に行かれるということなんです、その後、大体回って来られるコースを見ると世界漫遊の旅で、ほとんど世界各国を回って、二カ月ですね、六十日の視察をやっている。国会でも今大体十五日ぐらいがおよそ出張の限度になっているのです。六十日というのは、なぜそういうふうに非常に長期間漫遊しなければならぬのか。

それから、海外語学研修というのが五十八年、これも将来に必要な国際知識のためにということで、競馬会へ入ってから語学の研修をやるのではちょっと遅いのじゃないかという感じがするので、すね。こういう語学研修が本当に必要だったのかどうか。

それから、第十九回アジア競馬会議というのを日本で主催しているわけですね。ところが、これは日本が主催なんだから、諸外国から来てもらうのだから旅費は要らないと思つたら、事前協議に各国を歴訪して会議のレクチャーをして歩いてという旅費がまた支出されているのです。外国から来てもらうのに、事前に出回ってレクチャーまでやらなければならぬのか。案内状をききと出せば済むのじゃないかというふうに思うので、こういうところでも皆さんの旅費のむだ遣いが目立つと思うのです。

これは一例ですけども、いかがなんでしょうか、こういう旅費も年々ふえてきているのですが、これをききと適正化していくことはできないのですか。

○澤邊参考人 確かに他の機関に比べて海外旅費が多いというところはあります。日本の競馬は事業としては非常に発展をしておりますけれども、歴史が浅いために内容は依然として後進国であるという状況でございます。したがって

まして、海外に学ばなければならぬことが非常に多いわけでございます。生産から調教の技術から騎乗の技術からすべての面で、あるいはまた競馬の施行面、レースの施行面、番組面、その他あらゆる面で先進国に学ばなければならぬ点で非常に多いわけでございます。歴史が浅いばかりではなくて、どちらかといいますと閉鎖的な環境の中でやってきておりましたので、早く世界に追いつきたいという希望がございましたので、研修あるいは視察ということで海外にいろいろ出しておるわけでございます。

そのほか、例として申されました、昨年行われましたアジア競馬会議でいろいろと海外に説明して回っておるじゃないかということでございますが、アジア競馬会議、あるいはまたジャパンカップといつて、先進国から馬と騎手に来てもらいましてレースをやっていたわけでおるわけでございますが、これらにつきましてもなかなか来てくれないという面がございます。日本は世界一流の競馬国というふうには評価されておらないために、なかなかいい馬が、いい騎手が日本に来てくれない。そのために賞金もある程度考慮しながら上げて、こういう内容で立派なレースをやるんだからぜひ来てくれという勧誘に回らなければいけません。それによつてできるだけいい馬を集め、いい騎手を集めて充実したレースを展開することによつて、ファンに喜んでいただくと同時に日本の競馬水準をレベルアップしたい、こういうようなことで海外にまで勧誘に行っているわけでございます。その辺の御事情もぜひ御覧いただきたいと思ひます。

○小川(国)委員 しかし、参考にもつと伺いたのですが、語学研修に総務部調査役がアメリカへ八十六日間、百九十六万九千円というのです、八十六日間という語学研修をなさつていらしたのですか。

○澤邊参考人 私もうかつてございまして具体的な内容はただいま承知しておりませんが、先ほどもちよつと申しましたけれども、海外からお客さ

んが来たり私の方から出かけたりすることが非常に多いところでございまして、語学ができませんとなかなか仕事ができない。私自身はその点で非常に苦労しておるわけでございますが、職員にもなるべく語学研修でしゃべれるようにしようということとを、こういう海外へ長期に出かける者だけではなしに、指示して勉強させておるわけでございます。そういう中の一環としてやっておることだと思ひます。

○小川(国)委員 しかし、こういうことは恐らく珍しいと思ひます。日本の特殊法人でも、語学研修というのは日本でも十分できるわけでございます。それから、競馬会も研究していただいて、八十六日間海外出張しなくても語学研修ができるような方法を一講すれば百九十六万九千円減できるのじゃないかと思ひますが、よく御検討いただきたいというふうに思ひます。

それから、競馬会が中央競馬福祉財団を通して施設助成金を出しているわけですが、毎年大体二十二億、二十三億と出している、昭和六十年では二十二億八千五百万、馬主協会関係で三百六十件、場外関係で六十三件、県関係で百七十七件、公益法人関係で十七件、総計五百五十七件。各年五百件から五百五十件福祉財団が施設助成金を出しているのですが、五年間も毎年助成を受けている施設が六十四カ所もあるのですが、これはどういふわけですか。

○澤邊参考人 中央競馬社会福祉財団が民間の社会福祉施設に対して種々の助成をしているわけでございますが、これは私どもの中央競馬会が馬主協会賞という賞金の一環として出しているものを馬主協会が自主的に福祉財団に拠出しているもので、一定の基準に従ひまして競馬場の所在地あるいは所在地周辺の地方公共団体の区域あるいは場外の売り場の周辺の地方公共団体の区域を中心にして、全国的に社会福祉施設に助成をしておるわけでございます。したがって、これは馬主協会が拠出した金を財源にしました福祉財団の自主的な社会慈善事業と申しますか、例

えて申し上げればそういう性格でございます。で、私どもも一々中身につきましてこうしろあしるというところは、細かい点については差し控えておるわけでございますが、交付に当たりましては、都道府県段階におきましては都道府県の民生、福祉関係の職員あるいは共同募金会等の参画を得て推薦委員会等を開催し、その審議の結果中央の福祉財団に推薦をされてきて交付するというようなことをやっておるわけでございます。

○小川(国)委員 一々この中身については差し控えておるということなんです、もとは中央競馬会の売り上げの中から行っているわけなんです。もしいゆる競馬サークルの中の馬主に対する優遇策をやるというなら、何も馬主協会を通じて福祉事業を中央競馬会がやらなくてもいいというふうに私は思ひます。福祉は厚生省なり所管の省庁がきちつと中心になつてやるべきで、馬主さんがやるべき仕事ではない。だから、今その中身については理事長自身もわからないわけですよ。

今私が聞いたように、五年連続して行っているのはどういふわけかわかりますか。

○澤邊参考人 どういふ事情で具体的に同じところに行っているかというところは、私は承知しておりません。

○小川(国)委員 次に、補助金を出している中で、宗教法人が経営している保育所等に対しても助成金を出しているのです。これは文部省でも厚生省でも、宗教法人が経営するところに補助金を出すのは好ましくないという方向にあると思ひますが、厚生省が文部省の方がいらつしやういたしました、その辺についての御見解を承りたいと思ひます。

○教生説明員 厚生省関係の国庫補助の対象となります社会福祉施設の設置者の方につきましては、地方公共団体、それから日本赤十字社、社会福祉法人、それから民法三十四条によつて設立された財団等の法人でございます。それに限定されております。

○小川委員　そういうふうに限定されているところに、この福祉財団から宗教法人の保育所が受けている助成を調べますと、これは所在地はあれですが、淨福寺というお寺に五十七年で八十五万、五十八年で百万、五十九年で五十万、六十年で百六十万、安養寺というお寺に五十七年で八十万、五十八年で五十五万、五十九年で三十三万、六十年で四十五万、源通寺というお寺に五十六年八十万、五十七年八十五万、五十八年九十万、五十九年五十万、六十年百四十万、このほか光暁寺、法然寺、淨照寺というような、こういう宗教法人の経営しているところに補助金が出ているわけですね。既に文部省の私学振興財団でも厚生省でも好ましくないとしているこういう特定の宗教法人にまで補助金を出している、現状こういう実態があるわけですね。こういうことについては御存じでございいますか。

○澤邊孝人 財団法人でございますので、国なり地方公共団体の場合と同じように適当でないかどうかという点につきましては、検討すべき点があるのではないかとというふうに思いますので、私どもといたしましては、財団にその点について十分検討するように指導してまいりたいと思っております。

○小川(国)委員 とても競馬会の理事長さんが手が回らないと思うのですよね、一々この保育所からそういうホームがどうなっているかまで。

またさらに調べてまいりますと、その中の一つで、福祉財団博仁会という特別養護老人ホームがあるのですが、理事長は元自民党の代議士で法務大臣、厚生大臣を務めた古井喜實さんですね。この博仁会に対する助成というのはまた金額がずば抜けて多いのですね。五十六年は自動車、厨房機器に三百四十万、五十七年は厨房増改築、マイクパス千四百二十四万、五十八年は食堂増改築費で八百四十三万、五十九年は冷蔵庫庫、便所施設、防火用水で九百十七万、六十年はナースコール、厨房機器、リハビリ機器六百三十六万と、五年間で四千六百六十万という金額が出ているわけです。

ね。そのほか、福祉法人武尊会という特別養護老人ホーム、ここは青梅にあるのですが、これも四千八十万というように、特定のとこに多額の補助金が偏って行っているのですが、これはどういうわけか、この辺のことを御存じでございませうか。

○澤邊參考人 競馬福祉財団の社会福祉施設に對します助成は、先ほどもちよつと申しましたけれども、各競馬場ごとにございます馬主協會が窓口となつて、競馬場所在の都道府県を重点として、もちろんその他の都道府県におきましても全国的にやつておりますけれども、どうしても重点はその地域に交付されるというようなことになっております。

しましたが、先ほど言いましたように、馬主協会が推薦をしてまいります際に、推薦委員会を開催し、一定の基準のもとに都道府県なり共同募金会等の参画も得てやっておりますので、私どもとしては適正な配分が行われておるものというふうに思いますが、同じ社会福祉施設に何回も助成が行っているという点につきましては、それぞれの事情があつて、また必要があつてやっておりますのでございますので、中身をよく調べてみないと私自身も判断をいたしかねるところでございますが、民間の自主的な助成団体であるという点を考えますれば、ある程度やむを得ないのではないかと、というふうに思います。

○小川(四)委員 全国の社会福祉施設の数は四万七千六百七十七カ所であると厚生省の数字は出てくるわけですね。その四万七千六百七十七の社会福祉施設の中で、競馬会の福祉財団がやっている箇所は五百五十カ所なんです。そういう特定なところがあるに、しかも継続して五年もやっているところがある。厚生大臣、たまたまこういう予算があるのを知ってお使いになったかどうかわかりませんが、一つのところに四千万も行っている。継続事業でやるのならまだわかるのですが、やっているもののは、ちょっと見ても、例えば特殊浴槽とか車いすとか自動車とか屋根内外の改修とか厨房器具と

か、単年度で終わりなもので、ばらばらなんです。だから、競馬場の周りの福祉施設にだけこういうものをばらまいたところで、しかも中身がこういうようなもので本当の福祉の目的に沿うのかどうか、これは厚生大臣いたらお聞きしたいと思うのですが。

私はこの二十二、三億もかけてやっている福祉財団はもう競馬会もおやめになった方がいいんじゃないか。やめるかやめないかは農林省と中央競馬会が決められることなんです。馬主協会が決めていることじゃない。原資は国の法律によって動かされているのですから。そこを考えるべきじゃないかというふうに思うのです。

そこで、この福祉財団は、六十年度では四億九千万の運営剰余金を出している。そしてまた、六十年代では一億円の基本財産の繰り入れをやつて、基本財産の合計は十一億九千万あるのですね。資産合計が二十五億九千四百万に対して負債の合計は九億一千四百万というようなことで、毎年毎年にここに残余金を出してやっている。聞くところによると、私が調べた中では、使つてくれ使つてくれといつて福祉財団から頼まれるというのですね。今福祉の予算が削られて大変な問題になっているときに、使つてくれ使つてくれという予算があるのかと思つてびっくりしたのですが、私はまずこの辺から考え直すべきじゃないか。その点で一言申し上げるならば、中央競馬会法

の中に第三十六条にこういう規定があります。「政府は、第二十七条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、酪農及び肉用牛生産の振興に關する法律第二十四条の四第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のために必要な経費及び民間の社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てなければならない。この場合において、社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は国庫納付金の額のおおむね四分の一に相当する金額とする。」こうなっているのですね。

私は、今申し上げたように、理事長さんでさえも

も多業種の人がやって、福祉の専門家とは決して言えない、そういう人たちが四万七千もある福祉施設の中から五百カ所選んでやったところで、本当の意味の社会福祉にならぬ。そう考えるならば、この競馬会法の第三十六条を改正して、四分の一を社会福祉事業などというのはなくして、これは全額畜産振興に充てる。先ほど島田委員から畜産赤字の問題で農家の負債問題で真摯な質問があつても財源的な裏づけができないというような実態を考えるなら、これは全額ここに向けていくというくらいは改正をするということが必要じゃないですか。農林大臣、いかがですか。今までの議論をお聞きになつて、こういうことに取り組むお考えというものがお持ちになれないかどうか、ひとつ御検討をお願いしたいと思います……。

○大坪 政府委員 たいだい 先生御指摘ございましたように、中央競馬会法の規定によりまして、中央競馬会が国庫に納付します国庫納付金のおおむね四分の一相当額は社会福祉事業に充てるということになっておるわけでございます。このことは、視点を交えれば、中央競馬が我が国の社会福祉の増進に貢献をしていくという思想をあらわしたものとのかと思うわけでございます。したがって、またこれとは別途、社会福祉財団が、中央競馬会から交付を受けます馬主協会賞を財源といたしまして全国各地にございます社会福祉施設に對しまして備品等を中心にして贈与をしていくということとは、確かに国が一括的にやるというお考えもありましようけれども、やはり国としては交付するについては対象に非常に限度があるわけでございますので、こういった民間の組織がきめ細かくそういった社会福祉施設の必要とする備品等について貢献をしていくということは、きめの細かい社会福祉事業の実施なり社会福祉の向上という面から見て、私どもとしては望ましい方向ではないかと思うわけでございます。

ただ、先生再三御指摘のように、この社会福祉財団を通じます金額の申請なり交付ということが

問題がありはしないかという御指摘でございますが、私もいろいろ中央競馬会あるいは社会福祉財団等の話を聞きまして検討してみたいわけでございますが、現在の仕組みの中におきましても、必ずしも馬主協会の意向が強く反映することなく、県、市の社会福祉担当部局の責任者、さらには県にごさいます共同募金会の責任者の意向が反映するよう、そういった審査のシステムもできておりますし、かつ中央段階で社会福祉財団が最終的に交付先を決定する際にも評議員会を開くということになっておりまして、その評議員会の中には社会福祉に關係する諸団体の幹部の方が多数参加しておられるということでもございまして、また最終的な結論を出す段階では、私どもと同様に、社会福祉を担当なさっておる厚生省の御意見も伺うという仕組みをとっておるわけでございまして、いろいろ先生から御指摘がございましたけれども、それなりの仕組みなりやり方は確保されておるような気がいたします。ただ、せっかくの先生の御指摘でもございまして、今後とも改めるべき点があるかどうかにつきましてはさらに私どもなりに検討してみたいと思っております。

○小川(国)委員 建前はそういうことになっているのでしようけれども、私が今指摘した、一カ所に五年も行っているのはどうか、行っている品物の中身もばらばらで、景品のばらばらな感じになっていて、こういう福祉があつていいんだろ、それからまた、特定の政治家のところに選挙区に、これは亡くなった人のことを言つては悪いのですが、前の自民党の幹事長さんのところは、福岡の一県だけでこの十分の一ぐらいの予算がやはり行つていたんですよ、前回私が指摘したの、今度調べている中で、なるほど今度は厚生大臣をやつた人のところにこんなに集中している、わかつたので、やはりこれはどういう建前を言われている、実態は非常に政治家がこの予算を左右している、それから、やつては効果も薄い、それから宗教法人のようなところにも出して、文部省の行政や厚生省の行政では、幼稚園とか保育

所の場合は、学校法人であるべきだという建前になつていて、宗教法人のやつては保育所のようなところに出して、これもやはり建前から反している出し方になつていて、こういう実態なんですよ。局長さん自体も、建前と実態は大変食い違つてきつていて、こういうことを考えたいだかなければならない。

私は、大臣と次官とをそろつてお聞きいただいでいるので、これは政治家の判断が必要だと思つて、この私の意見を聞いて、こういうことに改革の必要というものを感ぜになつていただければどうか、その点いかがでしようか。

○山崎國務大臣 ただいま御意見を述べさうに伺ひまして、今後とも農林水産省といたしましては競馬会の業務及び財務が厳正、公平に行われまうに指導監督をしてまいりたいと思つて存じます。

○小川(国)委員 どうも今のはやはり似たような答弁でありまして、もうちょっと山崎大臣の味を出してもらつた答弁を欲しいと思つたのですが、それはまた今後にひとつ期待したいと思つて、それから、きょう大蔵省の方が来ていますと思つたので、大蔵省の方に伺ひたいのです。

ことし、来年とあけて農水省の農業改良資金の方の特別会計に中央競馬会から三億行くと、これが法案として出てきておるわけですが、本来のいろいろな財政収入というのは大蔵省が一元化してその歳入というものをまとめて、それから各省庁に配分していくというのが国の予算、財政の建前だと思つて、我々農林水産省の振興を考へる立場から思へば、どういふ形で予算はふやしたいという気持ちは私も同じなんですけれども、ただ、そういう一つの財政のルールというものを守つていく必要はあるのじゃないかというように思つて、その点大蔵省の所見を伺ひたい。

○竹内説明員 一般論として申し上げれば先生のおっしゃる趣旨はよくわかるところでございまして、ただ、本件につきましては、御案内のような財政事情のもとで財政的にも非常にきつた事情に

ある、他方で今後の農業あるいは畜産業の振興の観点に立ちますと、この改良資金の需要、役割というのは非常に大きなものが期待されているというふうな事情にございまして、そこで、改良資金の全般的な拡充、特に畜産業の資金を重点的に拡充する必要があるという観点、同時に、中央競馬会も畜産振興に寄与することを旨として、中央競馬会もあるという観点から、中央競馬会からそういう趣旨で特に御協力をいただくことができるというところまでまいりましたので、今回二年間に限りこういう特別の財政的な御協力をいただくという趣旨でこういう仕組みとして提案しているわけでございます。

○小川(国)委員 その目的がよくわかるから認めた、こういうことなんで、そうすると大蔵省は、これはこういう趣旨が正しければ、目的がこういう畜産振興ということであれば、継続的になつてもこれを認めるというお考えはおありになるのですか。

○竹内説明員 ただいま申し上げましたような趣旨で提案しているわけでございますので、あくまでも二年間にわたる措置ということでございます。

○小川(国)委員 そういう考え方は、やはり場当たり的な国の財政運用になつていくのじゃないか。私はこの法案をつくづく考えていてなるほど、例えば林業の開発に対して、日本の行き詰まつた林業の維持発展のために財源がない、そうしたら水源税というものをやたらどうだ、それから建設費が、河川改修のために行き詰まつたといへば、水の占用料を取つたらどうだ、今度この畜産の農業改良資金が財源に行き詰まつたといへば、じゃ中央競馬会から取つたらどうだ、私はそういう中でこれが生きた残つたんじゃないかというふうに、これは想像ですが、思つておるわけなんです。

だから、大蔵省がいろいろな事務費なりあるいは公共事業費を五、一〇％削減するのはいいのですよ。そのしわ寄せが、困つたらどこから財

源探してこいというのが去年の夏ごろ聞かれた話なんです。探してこいこれを探してきたのじゃないか、そしてうまく生きたのじゃないか。私は結構なことだと思つておりましたが、ただしかし、そういう形で各省庁が、例えば自転車振興会もあれば船舶振興会もあれば、それは通産省や運輸省と皆つながつていて、そういうところがこういうことを皆やつていくということになつたら国の財政運用が保てますか。どうですか。

○竹内説明員 本件自体については今申し上げましたような考え方でございまして、先生のおっしゃる懸念はないのか、あるいはそういう点についてどう考えるかという一般論でございまして、御趣旨はよくわかりますので、私どももそういう点についてはよく注意してまいらなければならないと思つておる。

○小川(国)委員 このことは何も農水省だけがやつたのではなくて、大蔵省も中央競馬会から、財源不足のときに特別国庫納付金という法案をつくつて、電電公社から吸ひ上げたと同じように、中央競馬会から二回やつておるわけですよ。大蔵省もそういう実績がある。今度こういうことだということになつてきますと、やはり国の財政制度として、思いつきで中央競馬会からお金を取つていくのじゃないかというふうに私は思ふのですよ。そういうことではなくて、もっと中央競馬会の財政状況というものをきちんと把握して、ここからどのくらいの財源を毎年得ることができのだからか、それをどうしたら農業予算に活用させてやることができのだからかというところを、単発じゃなくてやはり長期的にきちと、恐らくあなたは大蔵省の農林水産省担当の主計官だと思つて、やはりそこを考へてやつていただきたいと思つておる。

し上げて、私は時間がありませんから目の前で申し上げますが、今四千億余剰金がある。この四千億の中で、例えば農林水産省が毎年三百億ずつ十年間ここから恒常的に吸い上げていくという制度をつくっても、納付させる制度をつくって、十年かかって三千万。中央競馬会の財政を見てみると、毎年第一国庫納付金を納め第二国庫納付金を納めた後なおかつ二百億ずつ余裕がある。使い切れないのですよ。だからさっき言ったように、海外旅費にしても、ハイヤー・タクシー代にしても、飲食費にしても、あらゆる補助金にしてもほとんどふやしていつているという状況にあるわけで、そういう問題はさておいても、毎年二百億ずつ確実に、第二国庫納付金を納めた後残っている。十年たてばこれはまた二千億になるのですよ。

そういうことを考えてみたら、私もいろいろ財政の専門家と検討してみましたが、最低三百億ずつ十年間、三千億を使っても、今の経営状態であれば十年後にまた三千億たまっているという状況ができるのです。それ以外に、競馬会の持っている資産は一兆円以上にも評価される。私あらゆる財政分析をしましたけれども、それを取っても絶対大丈夫だ。企業経営の内容は日本一ですよ。トヨタ、ソニーとかいろいろ企業の経営収支あるいは財産、財務諸表、全部比較検討しましたけれども、日本一の優良企業ですよ。安心してまず三千億お取りになっていい、計画を立てていい。

きょうは、山崎農水大臣の代理も長年農林水産委員でやっておられたし、保利次官もそうですから、こういうベテランの方にひとつ農水省は御指導いただいて、私の提言する三千億円ぐらいの思い切った、私は畜産でも蔬菜でも果実でも米作でもいいと思います、行き詰まってきた日本農業の振興のためにこの金を使ってもらう、そういう計画を立てていただけないか、こういうことを提言したいのですが、いかがでございますでしょうか。

○保利政府委員 先生御承知のとおり、競馬会か

ら国庫へ納付するものは法律によりまして第一国庫納付金と第二国庫納付金がございます。例えば六十年間でございまして第一国庫納付金は千六百四十億、それから第二国庫納付金は三百二十億の納付をしておられるという形で国家財政には寄与をいたしておるわけでございまして、一方競馬会といたしまして、競馬を適正に振興させまして国民の健全なレジャーを発展させていくという一つの大事な仕事があるかと思っております。そういう意味におきまして、中央競馬会の円滑な運営あるいは売り上げの維持増進を図っていくためにいろいろな施設その他を片方では整備をしていかなければならないということもあるわけでございまして、私といたしまして、農業振興のために余剰金があれば使いたいということにつきましてはそのとおりだと心得ておりますけれども、しかしながら一方で円滑な運営ということを考えまして今回の三百億、二年間にわたります特別国庫納付金についてはあくまでも一応今限り限りの措置でということと認識をしております。

なお、先生から御指摘をいただきました法改正をすべきではないかという点については、先生の御指摘を十分念頭に置いておきたいと思っております。

○小川(国)委員 最後に一点だけ大蔵省の主計官の方に申し上げたいのですが、昭和五十七年と昭和六十年の農林水産予算を比較しますと、五千四百億農林予算が減っているのです。四年前と比較して、こういう状況の中ですから、この競馬会の余剰財源をどう生かしていくかということについては他省庁並みに考えるのじゃなくて、私は中曽根さんに会ったら申し上げたいと思っております。防衛もともかくとして、農業というものを重視していくという考え方に立つならば、この問題は国の一般的な基準とは別枠で考えていただきたいと思います。その点農林担当の主計官としてどういうふうにお考えを持っていますか、前向きな御答弁が願えればと思います。

○竹内説明員 予算編成の技術的な仕組みにつきま

ましてはなかなか難しい問題がございますけれども、ただ先生御指摘のようなあるいは御案内のようない財政事情の中で、将来のためにやるべきこともやっていかなくてはならないということでございます。国庫の財源を少しでも確保できるような努力というのは一般論としては私も結構してまいりたいと考えております。

○小川(国)委員 時間が参りましたので、申し上げたい点がありますが、これで終わりたいと思います。

○大石委員長 午後零時五十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後零時五十分再開

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案に連をして質問をいたしますが、大体質問は、中央競馬会の制度と運営に関する問題、続いて農業改良資金助成法に連ををする問題、それから畜産政策の中の鶏卵の現状と方向について、続いて養豚の現状と方向についてという問題に触れて質問をします。

最初に警察庁の方へお尋ねをします。

最近十年間の、公営競技、特に競馬も含めておりますけれども、それに伴う暴力団あるいはのみ行為、サラ金等々においていろいろなことが起こっておりますが、過去十年間の地域別で、都市に多いのか農村に多いのかというようなことを含めてちょっと御報告をお願いしたいと思います。

○伊藤説明員 お答えいたします。

競馬のみ行為の取り締まり状況につきまして、この十年間、大勢的には減少傾向にございまして、昭和五十一年中は千三百五十七件、六千八

百三十人の検挙を見たわけでありますが、昨年は六百二十三件、二千九百十九人という状況でございます。

また、地方都市あるいは農村部という御質問でございますけれども、特にその辺を区別した統計はございませんが、御参考までに都道府県別に見ますと、昨年中の競馬法違反の検挙件数七百五十七件中、一番多いのは愛知県で八百七十七件、全体の二四・七%を占めます。次いで神奈川県が二百二十五件、以下兵庫県、東京、京都府、このよう順になっております。

○竹内(猛)委員 それでは、中央競馬会の問題について質問します。

中央競馬は、馬主、調教師、騎手、厩務員、生産者、それからファン等々によって構成されているものであり、三百億も特別納付をするという余地があるのなら、これを競馬の振興あるいは競馬サークルの人たちに使うべきであって、特にこの競馬サークル内のバランスのいろいろ違った部分がたくさんありますが、こういうところを使うべきであって、特に生産者、厩務員、ファンのためにもっと還元すべきではないか。先ほど来、我が党の島田委員からは生産者の問題についての質問があったし、小川委員からは競馬会内部のいろいろな問題があったと思っておりますが、私は全体として競馬の益金というものは、なるべく競馬会の内部のバランスを調整する、それから十の中央競馬会が指揮している競馬場がありますが、競馬によって被害を受けるその周辺の環境の整備、特定のところへたくさんやるというのはいくつかあります。一般の迷惑料としてはそういうふうにするべきであると思うのです。その点についてはいかがですか。

○保利政府委員 競馬は世界各國でかなり古くから行われておりまして、日本におきましても、国民の健全な娯楽として定着をしておるところでございます。今後とも安定的に競馬が運営されてまいりますためには、まず、先生御指摘のようにファンというものを大事にしなければいけないとい

うこと、そして生産者、馬主、調教師、騎手あるいは厩務員といったいろいろな方々が競馬を支えておられます、また中央競馬会もこの大事な役割を果たしておられると思います。したがって、競馬の発展のためにはこうした関係者全員の協力が必要であるというのを私も考えておるところでございます。

先ほど御指摘をいただきました生産者あるいは厩務員につきましては、競馬会は従来から、優良種雄馬の供給あるいは生産者賞の交付などを行いつつに、軽種馬生産農家の育成に努めてまいりてきておるところでございます。厩務員に対しましては、宿舎あるいは診療所など福利厚生施設を充実させるほか、期末手当でございますとか退職金などの給付の助成を行なうなどいたしまして、厩務員の生活安定のために措置を講じてきておるところでございます。

また、競馬ファンに対しましては、従来から、競馬が明るい快適な環境のもとで楽しめるような必要な設備の改善を行なうよう、競馬会に対して農林水産省としても指導してきたところでございます。実は、今回三百億円の特別国庫納付金につきましてお諮りを申し上げておるわけでございますけれども、競馬の今後における必要な施設改善には支障がないという範囲でこのことを行わせていただいております。

今後とも、ファンへのサービスの徹底、そして生産者、厩務員などの生活安定を図りますよう、そして中がバランスのとれた形になるように、競馬会を十分指導してまいりたい、このように考えております。

○竹内(委員) 先ほど小川委員の方から質問があつて、競馬会の金の使ひ道等について厳しい質問があつたと思うので、特に小川委員は、五十七年来のことについて研究を重ねてきて、五十七年七月号の文芸春秋にかなりのスペースを割いて全国に公表した経過もあります。私は、そういうようなことはよろしくないと思うのですが、競馬というような、人を相手にし、

それから多くの動物とかそういうものを相手にするものは、やはり普通の会社と違って中身がかなり経理の仕方が違うだろう、こう思つてはいるのです。と同時に、監査役もあるし、会計検査も受けておられるわけだから、そう不当なものではないとは思ふ。しかし、あれだけつまみ出されるということになると、これはやはり自衛自衛してやらねばならぬ面がある。こういう点について、剰余金は毎年毎年度の部面にかみ出してしまえというのではなしに、この前五十六年、五十八年に約五百億近いものを行革の中で徴収されたという、出された、今度の三百億というのは二年間にわたつておるわけでございます。これははっきり畜産振興という面に関しているからこれは理解ができません。けれども、恒常的に競馬会の金を外へ持つていって国の財政の足しにし、こういうことはよくない。だからこれは、内部のもつとやるべきことがたくさんある、そのことに重点的に使つていただく、こう思ふのです。そして、生産者が安心して馬を生産する、それから観客の皆さんが喜んで参加をする、それから競馬をやる、この三つの周辺の人々が余り迷惑がない、あるいは僻遠の地でも均等に公営競馬に参加できる、これは場外馬券場、テレホン等の問題があるが、そういうことのためにまだ非常に不十分なところがあると思つておるのですが、この点についてはいかがですか、理事長。

○澤邊(参考人) 中央競馬会は中央競馬の開催者あるいは施行者になつておるわけでございますが、だからといって競馬会だけで競馬が開催されることは可能わけではございません。ファンはもとよりのこと、馬主さん、調教師、騎手、厩務員の方々が日ごろ努力して強い馬づくりをし、技術を磨いて、充実したいレースを行なうということによつてファンの方にも喜んでいただけるということでございますので、これら多数の方々が参加されて競馬が円滑に施行される。また、竹内先生の御指摘にございましたように、地元にもいろいろ

迷惑をかける面もございます。この方々の御理解なり御支持を得ながらやりまさんと円滑に施行されたい。そういう意味で関係者多数の理解、参加のもとに競馬が行われておることでございます。

したがって、剰余金につきましても、あるいはそれを年々積み立てた特別積立金につきましても、これは私どもの経営努力という面ももちろんございまして、そういう関係者多数の努力により理解のもとに初めて実現しているわけでございまして、今後競馬の円滑な運営なり、あるいは競馬の発展のために使われることを関係者は強く期待をしておるわけでございます。したがって、生産者あるいは厩舎関係あるいはファンの方あるいは地元と、それぞれに還元をするといふことが、その方々が一層喜び、競馬を楽しんでいただける、また競馬に対して協力もいただけるというふうなことに主として使つていくべきではないかというふうに考えておるところでございます。

○竹内(委員) 先ほど島田委員からも発言がありました、現在の競馬法というのは非常に古いんですね。しかも、四十八年ごろから競馬の問題については見直しをしようじゃないかという懇談会も開かれてきたわけですが、依然として内容が直つていない。だから、どうしても直してもらわなければならない点がある、さうですか。

その中で、三十二条ですか、「馬丁」という言葉がある。馬丁という言葉はこれくわい人をはかにした言葉はない。広辞苑によると「馬丁」とは「駄馬の口取り。乗馬の口取り」と書いてある。こういうことが、確かに政令といふ運用については五十年ごろから厩務員に変わつてはいるけれども、本法に「馬丁」といふ言葉を残しておいて、それでどうやっておこなふかというところはこれは法律違反だ。こういうことはよろしくないですよ。だから、これはまず直さなければならぬ、どんなことがあつても。

うのも、当時二十三年ごろも今も一円は同じだといふ。金額をそこへ載せること自体もどうかと思ふけれども、これも余り感心したことじゃない。だから、これは直さなくちゃならない。

それから、先ほどあつた同種問題については、日本だけが同種という問題をやってゐる。海外では余り同種というものは見られないといふこと。確かに同種を好むファンもおられますから、一挙にそれをどうこうということは言えないにしても、もう十何年間も研究研究。何を研究したかわからないけれども、研究をしたといつても何も報告もないし、それじゃ研究にはならない。研究というのは、やはり中間報告もあつて、どこに問題があつてどうだこうだということにならなければ研究にはならない。

こういう点もあるし、その他、先ほど指摘をされた面もあるから、競馬法の改正という問題について踏み切れるかどうかという点は前から問題で、きょうは大臣が見えというからひとつ大臣の決意も聞きながら、競馬会の方からも意見を聞きながら、これは直していかなければどうにもならないことですね。

○山崎(国務大臣) お答えいたします。昭和二十三年に制定されました現行競馬法につきましては、実は三十七年以降大きな改正は行われておらず、検討すべき問題がありますことはよく承知いたしております。ところで、我が国の競馬は国民の健全な娯楽として現行法のもとで長年にわたり定着しているところから、競馬法の改正につきましてはその内容がいかによつては影響するところが大きく、また、他種公営競馬との調整を図る必要があり、その調整自体、公営競馬全体の売り上げが減少する中で中央競馬のみが着実に伸びてきていて、最近の状況のもとではなかなか難しい面があると思ふので、これらの点を十分踏まえ、慎重に対処する必要があると考えております。いずれにいたしましても、競馬法の改正につき

ましては世論の動向、他種公営競技の動向を見きわめながら、我が国競馬が国民の健全な娯楽として発展が図られるよう、引き続き検討いたしたいと考えておる次第でございます。

○大坪(総)政府委員 先ほど先生から幾つかの改正点についての御指摘がございましたので、その点につきまして簡単に、私どもの考え方並びにこれまでの検討経緯につきまして御説明させていただきます。

まず、馬丁という名称の使用でございますが、これは先生御案内のように旧競馬法以来現行法に引き継がれてまいっておるわけでございまして、ただ、実態上は私どもも中央競馬会におきましても、厩務員という言葉を使用しておるわけでございまして、したがって、実行上は死語となつておるものでございまして、したがって、この馬丁の名称につきましては法改正の際に改めたい、かように考えておるわけでございまして、

次に、ステークスマネーについてのお尋ねでございますが、先生御案内のようにステークスマネーにつきましては、かつて貴族がお互いに持ち馬を競走させるために賞金として出したものが起源でございまして、これを一着から三着までが分けたというのがかつての例のようでございまして、

ところで、現在の特別登録料につきましては、金額は一万円となっております、これは昭和二十三年に決められて以降変わっておりません。したがって、これを外国並みにも引き上げ

るべきではないかという意見もあることは承知しておるわけでございます。ただ、競馬が大眾の娯楽となりまして、賞金がむしろ馬券の売り上げの中から支払われているという実態になってきておりますので、その意義もむしろ最近では出走登録料的な性格に変わってきていると言つていいのではないかと考えているわけでございまして、こういった背景、状況でもございまして、今後このステークスマネーをどのようなものとして位置づけるか、あるいは政令にゆだねるかにつきましては、今後さらに検討してまいりたい、かように考

える次第でございます。

次に、同枠取り消しの問題でございます。これにつきましては、先ほど島田先生からもお尋ねがございました点でございますが、私どもいろいろ検討はしてまいっておりますが、現実的に具体的解決策を見出すに至っていないということから、当面は単枠指定方式をとつておるということとでございます。いずれにいたしましても、この問題につきましてはいろいろ問題があるわけでございまして、先ほど先生は検討の経緯を話せという御趣旨であつたと思つたので、ちょっとお時間をいただきまして私どもも同枠取り消しに關します問題点等について御説明をさせていただきますと存じます。

同枠取り消し問題を扱うにつきましては、その方法としては、まず連複をやめる、あるいは一枠一頭にする、あるいはレース前に申請があつた場合には払い戻ししないしは買いかえを認める等の措置を講ずることが必要でございまして、こういう措置を認めない限りは同枠取り消し問題はとれないと考えるわけでございまして、

しかしながら、まず連複をやめることにつきましても、我が国は連複の売り上げが全体の九五％という高い割合を占めるに至つておりました、例えば単複が中心でございすベルモント競馬場におきましては七％でございす、ファンの間に連複がすつかり定着しておると考えられますので、これを要することが本当によいであろうかという点がまず問題として考えられるわけでござい

ます。また、一頭一枠にすることにつきましては、少頭数レースの場合には問題がないわけでございすけれども、多頭数レース、例えば八枠制で九頭以上の場合には中率が著しく低くなります。このことは、昭和三十六年の公営競技調査会の答申に即しまして重勝式をやめ八枠制連複方式を採用した、その趣旨に反することになりはしないだろうかという問題がございす。また、レース前であれば払い戻しまたは買いか

えをすることができるとかどうかにつきましては、

連複の売り上げが全体の九五％を占める我が国では、払い戻しまたは買いかえに大変な時間を要する、そういうことでございすればその次以降のレースの予定が大幅にずれましてしまうのではなからうか。そうなりますと、競走馬は通常予定されたレースの予定時間に合せて最良の状態にづくために調整しておるわけでございすので、レース時間が大幅に遅延いたしますと競走成績に大きな影響を与えないで済むか。そういう点から、公正確保上問題なしとしないと考えられるわけでございます。さらにまた、我が国の場合、場外売り場の施設が大きい状況の中では混雑が生じまして、払い戻しに際することが事実上不可能に近いのではないかと申すこともあつたわけでございす。また一方、場外施設で馬券を購入後に立ち去つたファンにつきましては買いかえのチャンスがないこととなるわけでございすので、場外利用者相互間で取り扱ひの不公平が出てくる等々の問題があつて、いずれも実施は困難ではないかということでございます。

私ども、同枠取り消しを行うについてどういふ措置がとられるべきかについていろいろ検討し、それにまつわる問題点も検討してまいつておるわけでございす、いずれも問題が多過ぎまして、私どもとしては今日段階では具体的な解決策を見出すに至つてないわけでございす。したがって、そういう状況から当面は単枠指定方式によつて対処している状況でございす。しかしながら、いろいろな意味でファンの御意向もあるわけでございすので、こういった問題点は問題点といたしましてさらに詰めるが、この問題については積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございす。

○澤邊参考人 法律改正の問題につきましては、先生の御指摘がございました大きな三点につきましてはただいま局長からお答えしたことで重複いたしますので詳しくは申し上げるのを差し控えてさせていただきますが、その他の問題につきまして

もいろいろ問題点がございす。新種の馬券、勝馬投票券を売り出すべきだ、重勝式を売り出すべきだというような御意見あるいは控除率の問題、のみ行為に対する罰則強化の問題、あるいは現在増資規定がございせんが、つくつた方がいんじやないかというような問題、その他まだあると思つたが、私どもの立場といたしましては、政策的な判断は最終的に農林水産省で御検討いただくことにして、それに必要な材料を集め、我々なりに施行者としての経験からせひこれはこうすべきだということがあればしたいということ、内部の研究は引き続きやつておるところでございます。

○竹内(総)委員 局長からかなり細かい同枠問題が出たし、いろいろ出たけれども、馬丁という言葉も見られるように、この法律が非常に古く、一カ所手をつければあつちこち手をつけなければならぬ。先ほど島田委員から端数切り捨

てという話もありました。いろいろあるのです。難しい問題であるから問題なんだから、それを避けないで十分に検討していく。それには、多くのファンの人々やあるいは評論家の方々もいるのだから、そういう人々の意見も十分に聞きながら前向きに法律の改正に踏み切る、こういう方向で進めてもらいたい。

特に先ほど話があつたけれども、昭和五十五年

を境にして公営競技の全般が下り坂になってい
すね。オートレースにしても競輪にしても、ある
いは地方競馬などは赤字になってきている中で、
中央競馬だけが今ひとりと黒字になっている。その
黒字になっている一番の根源は、場外馬券場での
売り上げが非常に多いことだ。その場外馬
券場が全国に今二十一しかない。四十七都道府県
があつて二十一の場外馬券場しかない。一県一馬
券場もないわけだ。そうすると競馬ファンは平等
にこれに参加することができないということにな
る。衆議院の議席が三名区だとか二名区だとかい
ろいろ言っているけれども、競馬ファンだつても
う少し平等に場所を与えなければおかしいじやな
いかとなるのです。

中には場外馬券場けしからぬという声も随分あ
りますよ。賛成だとはばかりは言えない。けれど
も、競馬会なり関係者としては競馬振興十カ年計
画ぐらいのものをつくって、何も公表することは
ないけれども、あつちこちに場外馬券場をつく
りますと、先ほど北海道からもつくりたいという
希望があつたというように、計画を立てながら、
反対をするところに無理に建てなくてもいいか
ら、賛成のところを先にやって、反対のところは
それを見てなるほどなと思つたらそうしたいわい
わけだ。東京から上野を出発して常磐線や東北線
が行く。汽車はとまらないが、そこにぼつとぼつ
んと落ちるものがある。何だ。競馬の予想の新聞
が落ちてくる。次の朝になるとマーケットの前
ジョギングの前に予想表がずつと並んでいる。
あれは買う人がいるから落ちるのだから、そして
それがのみの手に渡ってサラ金、後ろの暴力
団、こういう関係になつて思わしくないことにな
る。それをとめるためには適正に配置をしてい
く、過剰にやることはない、こういうふうに僕は
考えるし、そうやってほしいわけだ。
それで、先ほど警察庁からの話を聞くと、最近
十年間に大分そういう犯罪が減つたということ
は大変いいことだと思ふのです。だから、こうい
う点についてももっと配慮をしてもらいたいとい

ことを一つ希望をします。

そこで、高松に場外馬券場をつくるというこ
とで、高松の市会議員の方から反対の要望がありま
す。この田村地区というの、農協の土地に對し
て大阪の阪急株式会社、がそこを場外馬券場をつ
くろうという形で、この周辺には学校とかさうい
うものがたくさんあつてこれは好ましくない。署名
だけでも一万三千の署名が集まつて反対をしてい
る。こういうところは無理をしてつくらなくて
も、阪急がつくるのだからどうせ金もうけのため
にものを作るのだから、競馬会が中心になつてや
るぐらいのことをしなければ、金もうけのため
に場外馬券場をつくるなんというものはうまくな
い。だから、そういうものについては余り無理を
して押さない方がいいですよ。町内会長あるいは
PTA、みんなこれは反対をしているのです。こ
の点についていかがですか。

○澤邊参考人 高松市に場外馬券場を設置するこ
とにつきましては、昭和五十七年ごろより誘致の
打診がございまして、当時中央競馬会の内部にお
きまして調査いたしましたところ、地方の中核都
市というところでございまして、将来市場性もござ
いますし、交通の事情も割と恵まれているところ
であるというふうなことから、できますれば設置
したいということで誘致事業体とも相談をしながら
検討を進めてきておるわけでございまして。

先ほど竹内先生の御指摘がございましたよう
に、最近の中央競馬の売り上げは七七%が場外で
ございまして、そういう意味では場外志向が非常に
強まつておるという現状でございまして、地域的
にも非常にアンバランスでございまして、この
高松地区に設置することは地元の方の了解が得られ
るならば大変望ましいことであるというふうな考え
で進めてきておるわけでございまして、計画地の
周辺のPTAを中心とした住民の方の一部に反対
運動が起つておることは承知をいたしております。
私どももいたしましては、午前中にもちよつと
お答えしましたけれども、地方競馬に対する影響

ということも配慮し、さらに重点的に地元の調整
ができて御同意が得られるという前提で設置を進
めたいというふうに考えておりますので、現在粘
り強く地元の説明をし、誘致機関に御努力をお願
いをしておるところでございまして。私どももいた
しましては、地元の御了解が何とか得られるなら
ばぜひあの地区にも設置したいというふうに思つ
ておりますが、さらに説得について努力をし、で
きますれば円満に解決することを期待をいたして
おるところでございまして。

○竹内(黨)委員 これは円満に解決する見込みが
ないから、しばらくの間は状況を見て、余り無理
押しをしないでやつてもらいたいと思うのです。
それよりもつと先にやるべきことがたくさんあ
る。

そこで、私は一つどうしてもここに問題を出さ
なくてはならないことがあるのです。それは何か
という、調教師と厩務員との関係です。厩務
員というのは二千数百人いるわけですよ。調教
師は二百二十六人です。その二百二十六人が二
千数百人の厩務員を抱えてここに雇用関係があ
る。調教師というのは今のところ終身雇用みたい
なもので定年制がない。それは競馬法によると、
中央競馬会が騎手、調教師は免許するという形に
なつておるのですが、その調教師の中に事故が起
きたり何かした場合に、一体この厩務員というも
のの生活はどうなるかということになると、これ
は非常に不安です。しかも、馬主の預託金が今四
十五万から五十万とやられておるが、これも高い
じゃないかという声もある。一人の調教師が馬房
を二十か二十幾つ持つておるというふうな、さう
いうものを持つてその預託金によって払う。ある
いはもう一つは、競馬のいい馬を持った場合には
進上金を払うという形になれば、それは雇用が平
等になれば一生懸命馬の手入れをしないじゃな
いというふうなことがあるかもしれないが、少
なくとも厩務員の方は定年制がある。だからこの
人たちの雇用の関係というものをもう少し近代化
しなければ、このごろストライキをやらないけれ

ども、かつてストライキをやつたときには厩務員
と調教師の間では何も話がでないじゃないか。
中央競馬会が乗り出して二十億ぐらい金を持つて
いかなければ始末がつかない。こういうことでは
仕方がない、何とも主体性がないですね。この関
係は何とかならないのですか、どうですか。

○澤邊参考人 厩務員は調教師に雇用されまし
て、調教師の行います飼養管理の補助をするとい
うのが仕事になつておるわけでございまして。した
がいます、労働関係につきましては、労使の間
で事が円満に運びますことが競馬の円滑な施行に
とつて非常に大事なことは申すまでもないわけ
でございまして。中央競馬会には雇用当事者ではない
いうことでございまして、労使関係が円滑に労使
交渉を通じて進められることを願つておるわけ
でございまして。

また、最近の労使関係を見ますと、ここ数年は
比較的安定しているというところでそう大きな問題
はないと思ひます。ただ、けさの新聞でお目にと
まつたかと思ひますけれども、ちょうど春闘時期
でございまして、昨日第一回の労使の、調教師
会と三労働組合との間の賃金を中心としたし
交渉が行われまして、第一回の交渉で労働側は不
満だということで、来る十一日、十二日、十三日
ストライキを行うというふうな通告をいたしたと
ころでございまして。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

調教師会の方は、御案内のように、十三日は早
月賞という大レースが行われるわけでございませ
うので、何とかこれは回避しなければいけないとい
うことで第二回の労使交渉を申し込んでおりまし
て、あした開かれるというところで、私どもとして
は何とか円満に解決することをお願いいたしてお
るわけでございまして。確かに調教師あるいは調教師
会も古い体質をまだ抜け切らないでおりますの
で、近代的な労使関係をつくり上げるのに力の足
らないところもございまして、私どもいろいろ
研修だとか指導というところで、雇用主としての責
任を持つて処理するようにというふうな指導はい

たしておるつもりでございます。

なお、既務員の労働問題で問題になりますのは、非常に朝早くから作業をするとかあるいは非常に危険を伴うというような特殊な仕事でございます。したがって、それらの方々の生活を安定するといふためには調教師の力だけではなかなか及ばないところがございまして、宿舎を整備したりあるいは厚生施設、厚生会館と云っておりますが、いろいろな施設を私どもの方で整備して使つていただくとか、あるいは退職金、期末手当等の一部の手当につきまして、一部を中央競馬会において負担をするというふうなやり方をして側面的に援助協力はしておるところでございます。

転属の問題がございましたけれども、転属の場合、調教師がいなくなるという場合には、他の調教師のところに移つて既務員の仕事を続けていただく、その場合新しい調教師にとっては、かなり高年齢の人が来て、定年六十五歳でございますので、六十五歳になつてすぐ退職金を自分のところで払わなければならないという点について非常に矛盾を感ずるという面もございまして、そういう点から私も中央競馬会が退職金につきましては負担をしておるといふような変則的なやり方をしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、労使関係が安定していくことは大変大事なことでございますので、今後ともそのような方向で競馬会なりに、労使関係に直接介入するわけにはもちろんまいりませんけれども、側面的な援助は続けていきたいというふうな考へております。

○竹内(経)委員 私はいささか要望したいわけですが、一つは、今の調教師の社会的地位というものがばらばらで、これははっきりしない。二百二十六人のそれぞれが既務員を雇用していくというふうな、そういう経済的基礎がなかなかりが保障されているかどうかということになると、これはかなり難しい問題があるだろう。特に、朝早くから起つて馬の手入れをする、これは気の知れた間柄だとしても、馬ですからいろいろの事故が

起こりやすい状況にあるわけですから、そういう場合におけるところの労災だとか何とかいろいろの問題もあるだろうという点については、もう少しこれは近代的なものにしていかねばならないであらうということが検討をしてもらいたい一つの問題ですね。この関係の検討。

それから次は、中央競馬会の第一納付金は一〇%、これは売上高の一〇%ですね。それから今度は剰余金から第二と特別というふうな納付金の形があつて、それで現在三千億を超えるような金はまだ準備されている。もちろんその三千億というのはいろいろな事故があつた場合にそれに必要な金であり、その中から今度三百億の金が農業改良資金として出されるということになるわけですね。そういう中でこの前も五百億近いものが出たのだが、まだ内部でやるべきことがあるだろう。

この間中山の競馬場について、余りにも古くてよろしくない、観客に対して失礼だということで調査をし、提案をして、今直して大変喜ばれておりますね。では阪神はどうだ。あれも昭和二十九年ごろにつくつたものでしょう。中山の方は三十年ごろつくつたものでしょう。二十九、三十年ということになるともうそろそろ三十年ぐらいたつわけだから、これももう少ししっかりした方がいいのじゃないかということ、阪神の問題もあるだろう。

それから環境。環境というのは、例えば中山に行つてみた場合に、あそこ国道があつてその道路が非常に混雑をする、競馬の開催日などは本当に何やらが渋滞をする、こういう点では通行者全体が迷惑をするという形になるわけだが、あれは何とかならないかという声もあるですね。そういう点で、競馬を実行する中において内部で処理しなければならぬ点がたくさんあるわけだから、剰余金があるとすれば、その方面にそれを活用して万全を期して、なおそれでも余ればそれは結構な話でしょう、こういうふうには私は思ふのです。

そこで、時間も過ぎていきますから、今回の特別国庫納付金は六十一年、六十二年度となつてい

るが、これは競馬会に質問しているのじゃないですよ、農水省の責任者に質問するのですが、その後は一体どうなるのか、後のお金はどうなるのですか。

○岡谷政府委員 今回中央競馬会の方から二年間にわたつて三億圓いただくわけでございますが、その二年間後の問題については、これは昨年もさうでございましたが、やはり我々としては資金需要をよく見きわめ、また一方、農家からの借入金が入つてまいりますと、これを貸付財源に回します。それで、それらを含めまして資金のやりくりをいたしまして、やはり必要なものは従来どおり一般財源というか、一般会計の方から要求をして支出をする、こういう方向で努力をすべきものというふうな考へております。

○竹内(経)委員 呼び水としてそれが出てきた、一般財源が減らされていくときに、競馬会の方から百五十億ずつ二年にわたつて臨時収入があるというところは結構なことだから、これを足場にしてなお引き続いて努力をしてほしいということ、別に特別に苦言を呈するわけじゃないが、大いにこれを活用してもらいたい。この活用についてはこれからまた質問します。

そこで私は、畜産振興審議会が過ぎてしまつて、いろいろなことが決まつてしまつた後ではあるが、なお問題を提起をしなければならぬことがあります。それは昨年の六月二十五日ですか、第百二回国会が終わるその直前に、社会党、公明党、民社党で鶏卵の需給の安定に関する法律案を提案をいたしました。これは今度も引き続いてここに提案をしていくわけですが、あの直後から、農林水産省も局長通達ということで七月四日ごろにかなり厳しい調査の通達を出したはずですね。そのころによつて、羽数の確認という問題で十一月ごろに約一千万羽ぐらゐのやみ増羽といふものがあらわれてきた。その後なお調査を続けていると、最終段階では二千四、五百万のやみ増羽といふものが出てくるであらう、それと従来のものと加えて――

今日卵師がほぼ前よりも上がつた形で安定をしているというか動かない状態であつて、従来よりはいい状況にあることは事実です。ところが、その中で問題になっているのは、一千万から五千以下の、この農家というものが非常に少ない。大型のものが多くですね。そうすると、家庭養鶏とか農家養鶏といわれるものはだんだん倒れて、企業養鶏みたいなものが残つてくる方向にある。これは非常に困ることだと思ふ。我々は農家養鶏というものを育成をしていこうということを言つてきたけれども、それが中身が少し変わったものになつていくのはよろしくないが、こゝまで調査をされたということについては畜産局の努力に対して感謝をしなければいけません。

しかし問題は、じゃ一体一億二千数百万羽のこの増羽に対しては、これを不当として基金や何かから除外をするのか、それとも正直にこれを届けたから、これはやむを得ざるものとして採用するのか、まずその辺はどういうふうな扱われまつか。

○大坪(経)政府委員 ただいま先生お話しございました鶏卵の計画生産についてでございますが、昨年七月に、計画生産を一層推進するというところから、三点から成る局長通達を出したわけでございます。

その内容として、まず第一には、計画生産の基礎となる飼養羽数調査のうち、大規模飼養者に対する調査につきましては、国、県も参加いたしまして調査の徹底を図るということ、第二点目としたしまして、調査の結果、台帳記載羽数を超えたものに對しましては是正の指導をするということ、第三点目としたしまして、ひなの供給段階でのチェックを行うこと、これらを骨子といたします改善強化の方針を示した次第でございます。

通達を出してから最初の定期調査は実は昨年の十一月下旬に行つたわけでございまして、調査精度も向上したこともございまして、おおむね畜産統計で把握されておりますのと同じような数値が私どもの調査でも把握できたということでございます。

ます。具体的に申し上げますと、今回の調査の結果、五千羽以上の飼養者を対象としているわけですが、飼養羽数で申し上げますと一億九百万羽でございます。台帳記載羽数に比べますと約一千万羽多くなっているという状況になっているわけでございます。

台帳記載羽数を超過した者に対します指導でございますが、これは鶏卵需給調整協議会等を通じて、特に羽数超過の大宗を占めます大規模な飼養家に対しては、国、県も一緒にやりまして、計画生産の趣旨の徹底なり計画生産への参加なり羽数減計画の作成等につきまして粘り強く指導をしていくところでございます。

また、減羽措置につきましては、ひなの導入等、鶏舎の更新等の機会をとらえて行うよう指導しているわけですが、計画生産の趣旨については理解いたしておりますが、地場からの雇用等の実情から直ちに減羽することが難しい、そういう場合もあり得るわけでございますので、相手方の事情も十分聞きながら粘り強く進めておるといふ状況にあるわけでございます。また、こういう超過飼養者と取引のある市場等関係事業者に対しまして、計画生産の趣旨を十分尊重した取引を行うよう重ねて指導を行っているという状況でございます。

そこで、問題は今回の調査を踏まえた今後の対応についてでございますが、今回の調査はあくまでも、先生も先ほどおっしゃいましたように、飼養規模五千羽以上のものについて調査を実施したわけでございます。実は、千羽から五千羽層の調査につきまして、本来ならば本年の五月末に行う予定の調査につきまして繰り上げて現在調査を実施しているわけでございます。したがって、前回調査しました五千羽以上の階層の状況と現在調査しております千羽から五千羽階層の状況とを合わせまして、全体像を把握した上で、生産者団体とも十分意見交換しながら、御相談いたしながら、最終的にどのような対応をした方が一番いいかにつきまして結論を得たいというふうに考えております。

ておるわけでございます。

○竹内(畜)委員 私が開いているのは、やはり生産調整をやるといふことで厳しい調査をしたときに、不正がそこへ出てきた。本来であるならば、これは基金から除外をしたり、融資を抑えたりするといった形でペナルティーが科せられるべきものなんでしょう。従来もそういうことになっていた。そういうことをするかしらないかという問題が一つなんですよ。

それから、これはもう価格はかなりいいところへ来ているから、これからひなの状況を見ると、今度はまた値が下がるような危険な方向に行っているわけだ。今のような状況が続くとは言えないですね。そういうときに、かつて五十三年にタケクマ、イセという両社をこへ参考人として来てもらっているという意見を聞いた。その片方のタケクマは倒産をしてしまった。イセというのはもう一つの側にある。これはアメリカに一千四百万羽の企業を持っていて、国内においてもこの間五百万羽を十カ所に分けてやるんだ、こういうことを新聞なんかで語ったわけですね。

それで、これを調査した。一カ月間にえさの使用量が一万四千トン、そのうち豚に一千トン、あとの一万三千トンというのは養鶏、これを一羽のあれで割っていくと三百七十七万羽ぐらいになるだろう。というところになると、その割り当てというのはいくらかのぐらいいっているのかというところで、これも宮城県の方では既に有名な不正という形になっている。私は、この間イセの社長と会ってこのことについて追及をしたところ、これを全部認めた。

こういうふうになれば、これも含めてどのような処置をとるのかということがこれから行政としては大事なことになる。一方において調整を守る者がある、一方においてそれを壊していく者がある。この指導をしっかりとしなければ、せっかくいいところに来たものがだめになってしまふ。これが第二点目。

三点目は、丹羽兵助さんが会長をやっている日

本養鶏協会有が、三月六日にそれぞれの団体を集めていろいろ話し合いをした中で、三つのことをやっています。組織の問題、それから法制化の問題、あとは今の価格の問題です。そこで、組織の方は余りしつかりしたものでないが、法制化については、法制化を検討しようという形で今お話ししている。各地でいろいろ検討しています。今までは法制化に反対した者でも、やはり法制化をしなければだめだというような意見を持っている人もいます。この、法制化をやれということが日本養鶏協会から上がってきたときに、一体農林水産省は法制化を認めるか認めないか。これはどうですか。

○大坪(畜)政府委員 二点についてお尋ねがあったわけですが、まず、大規模ないわゆる企業経営に対する対応の仕方でございます。これらにつきましては、現在の調整手法は、生産者、生産者団体、関係業界の代表者等に行政も加わりまして鶏卵需給調整協議会を、全国レベル、地域レベル、県レベル、市町村レベルにつくりました。それと、飼養羽数の把握なり羽数の調整等の実施を通じて鶏卵生産量の調整を図っているわけでございます。また、別途、先生もお話しいました日本養鶏協会におきましても、鶏卵需給安定の委員会を、中央、地域、県の各段階につくりまして、行政サイドの計画生産と連携を保ちながら自主的に計画生産を推進している、こういう状況にあるわけでございます。

そこで、大規模ないわゆる企業養鶏につきましてもこのような調整機構の中に取り込みまして、生産者団体が組織の中で自主的に調整活動を推進するというのが望ましいと考えられますし、かつまた、このようないわゆる企業が現実的であるというふうな考えられますので、今後ともそういった面での組織の強化なり、運用の強化なり、円滑な調整なりにつくまわって指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、第二点目の問題でございますが、確かに先生御指摘のように日本養鶏協会におきまして、

一昨年の夏以降、養鶏安定に関する法制等検討委員会というものをつくりまして、計画生産に関する法制化について検討が続けられておるといふことは私も承知いたしております。ただ、計画生産推進につきましては、日本の養鶏業自体が専ら自助努力によつて発展してきたというこれまでの経緯等からしまして、一片の法律によつて強制することではなく、むしろ行政指導の一層の徹底を図りながら、生産者による自主的な調整活動を助長し、さらにまた、卵価安定基金制度なり配合飼料価格安定基金制度、さらには補助事業、制度融資等との調整措置を講ずる、そういう手手段を組み合わせることで進めていくことが現実的ではないかと考えているわけでございます。そういう観点に立ちまして、実は先ほど申しましたように、昨年の七月にこれら内容を内容といたします計画生産の改善強化を打ち出した局長通達を提出した次第でございます。

なお、私どもといたしまして、計画生産の法制化につきましてもは独禁法等、他の法令との関連等で種々問題があると考えてはいるわけでございますが、全体の養鶏関係者が今後の養鶏政策について望んでいる方向等につきましては謙虚に耳を傾けまして、御意見を拝聴しながら日常の施策運営に極力生かしていきたいと考えているところでございます。

○竹内(畜)委員 依然として野明局長時代と発想が余り変わらない。きょうは時間がないからこれ以上のことはいわれないが、いずれまた日を改めてこの問題についてはじっくり話をしたいと思っております。せっかくここまでいい調子になっていたものを、行政がもう一歩頑張れば卵の方は非常に前進する。

では、今度は豚はどうかということになりますと、豚はこの間も畜産物の価格の中では値を下げましたね。これは自由化品目ではあるが値を下げた。ところが、最近の状況を見ると、台湾から豚が非常によく入ってくる。かつて一万九千トンぐらいのものが、今や六万トン以上入ってきた。し

かも、台湾の豚は、本来必要などころだけ、いい部分だけ、ハムなどをつくるにしろ、肉だけ欲しいけれども、枝肉からはわたから何かみんな来る。それで、一頭大体二万円ぐらいで入ってくる。それでは国内の養豚家はたまらない。

農水省の方は、規模拡大をしろ、お金は貸しますよ。一生懸命規模拡大をして、借金をして、生産が成り立つようにすれば外国からどんと入ってくる。そのために値が下がってしまった。それはえさが下がったから値が下がったっていいじゃないか、冗談じゃない。それで豚を飼っている農家が何軒か倒産をして、家屋敷まで取られてしまったという状態が続いている。

これには差額関税制度というのがあるのだが、この差額関税制度は一体適用しているのかいないのか、いまだにどうも余り聞いたことはない。それから、この法律によって畜産振興事業団をやろうとすれば、いやそれは豚がふえたのだから豚を殺せ、去年の六月はそういうふうな指導をして、六万何千頭からの豚をつぶした。そして、去年の暮れにようやく二十九万頭買入れをして二十五億の金が入った。本年になっても依然として豚の値は上がらない。そうでしょう。こういうことは行政として愚かなことだ。だから、制度があるのならその差額関税制度を使って、国内で自分たちが進めて育成してきたものに対してはそれを防衛してやる必要があるじゃないですか。それはどうですか。

○大坪(敏)政府委員 昨年一年間の豚肉の輸入量を見ますと、一昨年に比しまして九七%程度というところでございますので、全般的な需給なり価格の動向から見ますと減少の仕方が確かに少ないというのが率直な感じでございます。その理由は、ヨーロッパがなべて減少をしている中で、台湾だけが独歩高で輸入量が増えていて実態があるわけでございます。

この台湾産豚肉の輸入の急増の原因といたしましては、五十七年にデンマークにおいて口蹄疫が発生したということから輸入停止をしたわけでご

ざいですが、その際に、デンマーク産の豚肉のかわりとして台湾産の豚肉を輸入し始めたというものがどうも発端のようでございます。それで以降台湾における豚肉生産が急増いたしまして、かつまた急増する中で価格も下落するということから日本に輸出をしまいいつておるということでございます。

ただ、先ほど先生からお話ございました差額関税制度でございますが、安定基準価格と安定上位価格の中心価格、新しい六十一年度の価格で申しますとキログラム当たり六百五十円になるわけでございますけれども、これがいわば輸入基準価格として定められておりまして、これよりも輸入価格が下回る場合にはその差額は差額関税として徴収されるわけでございます。このことは現在でも有効に働いているわけでございます。そこで、安値での輸入については現在の差額関税制度のもとで調整措置が図られている実態があるわけでございます。

ただ問題は、需給が全般的に緩み価格が下がった段階でなぜ輸入がそれほど減らないかというところでございまして、これにつきましては、一つには、日本人の豚肉の消費構造の問題があるわけでございます。例えて申しますと、ヨーロッパでございましてハム、ソーセイジ等の加工品で消費するものが一般でございまして、日本の場合、半分以上はテーブルミートと申しまして肉か精肉として利用される、その際も全体の部位に需要がいくつのはございまして、ヒレとかロースといった特定の部位に需要が集中してしまふ、そこで肩とかも肉の肉は需要が低いまあ安値で放出されていくという問題がございまして、さらに最近では、ハム、ソーセイジあるいはベーコンの需要がふえているわけでございますが、ハムで申しますと、ロースハムがほとんど主流を占める状態になっていく。というようになりますと、まず生食段階でロースの需要が先取りされますと、ロースハムに回ってくる国内のロース部分はほとんど少なくなってしまう。ということになりますと、ロースハム

を製造するメーカーとしてみれば、どうしても海外に依存せざるを得ないという実態が起こってくるというところでございまして、したがって、今日このような需給関係の中で輸入がなかなか減らないというのは、むしろそういうロースハム向けのロース部分、さらにはベーコン用のペリー部の輸入がふえているという実態があるわけでございます。

そこで、一つには日本人の食生活、肉の消費の特殊性があるのと同時に、もう一つは、日本人の豚肉の消費自体が精肉消費が主体であったことから、精肉に向いた豚の改良がこれまで行われてきたということがあるわけでございます。私ども二年前から加工にも向いた適当なロース部位がとれるような豚の改良に取りかかっております。かなり息の長い話でございますが、一つには日本人の豚肉に対する消費構造を変えていくこと、これについても本年度は新しい事業を実施したいと思っております。そういう面での努力と、また、やや時間を要しますが、豚の改良問題に取り組んでいくことが豚肉の輸入に対する対応策であるうと思ひまして、先ほど御説明いたしました差額関税制度による運用と相まって、こういった面での対策にも今後とも力を入れてまいりたいと考えておる次第でございます。

○竹内(登)委員 時間がありませんからまとめて質問します。

今の大坪局長の答弁に対しては、大変御熱心だけれども、まだ十分な点がない。台湾から入ってくる豚については、例えばコレラのワクチンにしても台湾では十七円、日本では二百五十七円というふうな、一本の注射でもそんなに値が違ふ。それから、国内では養豚の経営安定推進会議というものができている。これは養豚にもそれができていくわけだけれども、その後にはどうかという問題も含めて、今答弁はもう必要ないから、いづれまた一般のときに質問しますから、ぜひ今から十分に準備しておいてもらいたい。

最後に、農業改良資金の問題について質問します。

農業改良資金の政策目標、そのねらいは一体何か、これが第一点。それから、農業改良資金を単に貸し付けるだけではなくて、貸し付けた改良資金が農家の手に入つて、それが所得にならなければ目的は達しないと思うのです。したがって、投資した後の農家経営の指導というのもしなければならぬ。これが改良普及員の仕事になるわけですね。茨城県では、どこでもそうでなければ、農協あたりが最近では特産化ということを言っているわけですね。私のところではレンコンとかサツマイモとかそういうものを特産化している。レンコンなんというものはあちこちでできたが過剰生産でだめになってしまふから、こういうものについて特産化して、これを加工するなりしてやっていくようなそういう措置をとるべく、例えば研究所をつくるとか、何かそういうことにしてほしいというところを要求している。ただ金を貸すだけではこれは意味がない。所得にならないければいけないということ、すべてのことがそうですね。畜産物にしても何にしてもそう。これが農政の基本じゃないですか。これに対してひとつお答え願ひたいと思う。

○関谷政府委員 農業改良資金は昨年制度改正で拡充されました。内容的には、一つには新しい技術を組み合わせた生産方式の導入、それから経営規模の拡大、それから農家生活の改善、後継者育成、こういう四つの道を通じまして、究極的な政策目標としましては、最近の農政の課題でございまして需要の動向に応じた農業生産を再編成していくこと、またコストの低減、そういうことによる農業経営の合理化というのか、そういう課題に對して対応しながら、基本的にはやはり融資でございますので、農業者の自主性、また創意工夫に基づきながら、今申し上げましたような生産方式の改善、導入、規模拡大等を推進していく、こういうことがこの制度のねらいだということに私も理解して進めております。

そのためには、御指摘のございましたように、ただ貸すだけではなくて特に貸し付け後の営農指導、あるいはお話しございましたような流通面も含めましてそういう対応が必要でございます。御承知のように、従来からこの資金は農業改良普及事業と大変密接な連携のもとに運用されております、主として普及員を通じて改良資金関係のいろいろな情報の提供、それから意識の啓蒙、こういうことを行いますと同時に、特に貸付決定の際に普及所という組織が十分参加しまして、その貸し付け後の営農がうまくいきますような意見の反映を行われるようにしております。さらに、貸し付け後につきましては、普及員等が農家に密着して営農指導を行う。こういう諸点をいけばポイントとしまして、御指摘のような特に営農指導面については、この資金の融資効果が十分発現されますようにこれからの努力をまいりたいと考えております。

○鴻巣政府委員 レンコンを例にお尋ねがございましたが、所得の確保、私どもは野菜行政を預かりたいと思いますが、その面からいっても大変重要なことと考えております。

実際には、キャベツなどの十四品目の指定野菜につきましては、既に需要見通しをつくらせて生産出荷協議会を開催するといったような形で、計画的な生産出荷をやっておりますが、指定野菜以外の各県の特産の野菜につきましては、県がそういう需要に見合った生産出荷などの指導をやっておりますところがあります。

具体的にいいますと、広域流通をいたしておりますイチゴ、それからスイカ、メロンについては、既に系統団体による実質的な全国的な協議会で需給のすり合わせをやっております。今お話しのようなレンコンといったようなこれらの品目以外の地域特産の野菜につきましても、やはり消費者家計の中でその野菜が極めて重要であるとか、生産の動向が大事だとか、あるいは共販体制があるとかといったことを総合的に勘案して、やはり必要に応じて生産県あるいは系統団体が今言った

ような需給のすり合わせをしながら、需要に見合った生産をしていくように指導してまいりたいと考えております。

○竹内参事委員 終わります。

○島村参事委員 終わります。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

○駒谷参事委員 駒谷明君。

金に充てられました。一般会計の額は、六十一年度は百億から四十億に減っております。拡充いたしておきますものは、今度の改正におきます百五十億という日本中央競馬会の特別積立金をこちらに流用する、そういう形で行われておるわけでありますけれども、この一般会計の減額になった経緯等も含めて、特にそこに絞った形で内容の御答弁をいただきたいと思います。

○関谷政府委員 農業改良資金制度については、昨年法律改正をお願いしまして改良資金に生産方式改善資金というものを導入し、またさらに農業経営基盤強化措置特別会計による資金のいわば調整をやる、こういうことにいたしましたわけでございます。

今お尋ねございましたように、昨年百億円という一般会計からの繰り入れによりまして新制度によりまして資金の拡充、制度の拡充をしたわけであります。六十一年度さらにこういう面の拡充をしたいと思います、こういう計画でございまして、それに伴います財源措置としまして、全体として、これは相当制度の拡充をすることになりますと百九十億円の新しい国庫措置が必要である、こういうことになりました。うち百五十億円を六十一年度については中央競馬会からの納付金ということで、これは中央競馬会の方の状況から見てその程度の納付金をお願いをする、こういうことにいたしましたわけでございます。したがって、全体として見ますと、国の特別会計に入ります財源措置は、一般会計の四十億円、それから中央競馬会からの百五十億円、合わせて百九十億円という原資がありまして初めて拡充をされた、こういうことになるわけでございます。

したがって、今お尋ねのありましたような全体の農林予算の厳しい中で、特に農業改良資金というような大変重要な政策手段に対して、一般財源それから中央競馬会納付金、合わせて百九十億の強化措置を講じていくというのが今回の法律の趣旨である、こういうふうに理解しております。

○駒谷参事委員 この百億が一般会計の中で四十億に削られておるわけですね。この農水予算全体が四・八％という減額の状況の中で大変厳しい予算編成であったらと思うわけでございますけれども、百億が四十億という形が、これはますます農林予算の中で一つのあらわれとして出ているのではないかと、そのように私は感ずるわけであります。事業そのものの原資というものは拡大を行われておりますけれども、その点大変残念だと私は思っております。

今回二年限りという措置になっておるわけでありまして、特別積立金からということと過去において二回中央競馬会の方から特別納付が行われておるわけであります。五十六年と五十八年、百八十四億を二百二十億、一年限りになっておりますわけでありまして、今回二年限りというふうな措置が行われたその事情、これからの問題等についてお伺いをしたいと思います。

○大坪(徳)政府委員 まず、三百億から御理解賜りたいと思うわけでございまして、先生御案内のように、この三百億は、中央競馬会が積み立てております特別積立金、この中から三百億を国庫に特別納付していただくわけでございます。その三百億につきましては、特別積立金の中で競馬会なりにいろいろな資金需要がございますし、かつ相当な部分は不動産に充てられておる部分もあるということとございまして、いろいろ御相談した結果、三百億程度であるならば中央競馬会としても、あくまで臨時特例的なものであるとして納付するものであれば農政に協力してもいい、そういう御理解をいただきたかったので、三百億の国庫納付金を納付していただくことにした次第でございます。

ただ、この納付につきましては、あくまでも中央競馬会の円滑な運営にも配慮いたしまして、この三百億につきましては二カ年に分割してそれぞれ百五十億ずつ納付していただくというふうに御相談をして決定した次第でございまして、

○駒谷参事委員 この件については、中央競馬会の澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

澤

邊理事長お見えでございまして、提出をされた方の立場として御意見を伺いたいと思ひます。

○澤邊参考人 私どもの特別積立金と申しますのは、毎年、決算上利益剰余金が出た場合、二分の一を第二国庫納付金に納めまして残余の二分の一を積み立てる、いわば内部留保の利益積立金という事でございまして。

六十年代末の利益を繰り入れまして、その時点で特別積立金は三千九百四十八億円ということになっております。しかし、今局長からもお話ありましたように、これは全部現金で預金その他で流動資産として積み立てて持つておるわけではございませんので、既にスタンダードとか馬場だとかあるいは既倉だとかいう固定資産化されているものが大部分でございまして。

流動的な資産として持つておりますものは、そのうち約一千三百八十億円くらい持つておるわけでございます。これは流動可能な預金とか国債とか農林債券とかいうような形で持つておるわけでございますので、必要な場合には現金化できるといふものでございまして、これは何のために持つておるか申しますと、競馬事業というのは、ファンが移り気といひますか、浮沈が非常に大きいわけでございます。いつも順調にいくとは限らない。現に地方競馬その他公営競技は非常に経営上お困りになっているという様な事象もあるわけでございますので、私どもの中央競馬も、今のところは調子がいいんですけれども、将来ともこれが続くかどうかかわからない。しかも独立採算制でやつておりました、国から補助あるいは特別な低利の融資を受けるという道がございまして。

したがいまして、そういう不振になったような場合にも内部で何とかしのげるような準備として持つておる必要があるわけでございます。これはただ経営が不振だということだけではございまして、集団的に伝染病などが発生いたしますと競馬がとまってしまう。そういうことが二、三ヶ月続きますと相当大きな痛手になるわけですが、競馬サークルで既務員の方、調教師、

馬主さんもうそれですけれども、騎手、それは全部私の方の売上金を賞金その他いろいろな形で出した中で生活を維持している面があるわけでございますので、私の方としてはそういうときも、競馬がとまっても何か手当てをして生活を保障しなければいけないということになるわけで、そういうための準備金として持つておるという様なことと。

それからもう一つ、レジャー産業は競争が非常に激しい中でだんだん施設等がデラックス化しておりますので、私どもとしてもファンに喜んで快適に見ていただくために、施設を高級化するというのですか、向上する、改善することについては相当力を入れなければいかぬだろうというふうにしております。そういう今後の投資のための準備金、それから何か赤字でも出たときの穴埋めのための準備金という様な意味で、先ほど申しました一千三百八十億円ばかり現時点で持つておるわけでございます。

その中から三百億出すという御要請があったわけでございますが、今の財政事情あるいは農政上の必要性もよくわかりますし、私ども政府機関でございまして、政府になるべく御協力申し上げるのが筋でございます。しかし、私どもの内部の財務運営、今後の投資の予定というのを見て、可能な範囲内においては御協力しなければいかぬという事でいろいろ御相談しまして、改良資金の資金造成額、所要額と両方にらんで、三百億円ならば私ども今後経営努力をしていけば大きな支障はないだろうということで御協力申し上げることにしたわけでございます。

○駒谷委員 先ほど畜産局長から御答弁があったんですけれども、私のお尋ねをしておる趣旨は、前におきましては一般会計に記入された例でありますけれども、過去二回は単年度、一年限りになっております。今回は二年限りという事で三百億、こういう形になるのですけれども、これは特別会計の方に記入されるわけですが、これも、なぜ今回二年に、これは財政事情ということ

はわかりますけれども、そのような形の中で、これは後々影響してくるのではないかと。この内容について、二年限りという考え方がやむを得なかったのかどうか、そこらの事情が伺いたかった点だったわけでありまして。

それと、さらにあわせて伺いますが、この二年限りが恒常化する心配はないか。先ほど競馬会の理事長から御答弁がありましたが、特別積立金の用途というのは予想外の問題が起きたときに対応するというようなことがあるわけですから、そういう問題を考えたいと思います。余力があるように大変厳しい状況ではないか、そういうことも思うわけでありまして。したがって、先ほど答弁がございましたけれども、この二年間の措置の後、この財源確保の関係についてどのような方向を農林水産省としては考えておられるのか、その点も含めて伺います。

○大坪(敏)政府委員 経緯から申し上げますと、私どもと中央競馬会という御議論したわけでございますが、その際には、総額として三百億につきましては特別積立金から農政に協力もやむなしという御返事をいただいたわけでございます。ただ、その納付につきましては、競馬会自体の円滑な運営にも配慮いたしまして、私どもの方も、既に御案内のように本年度に使用しますものは一般会計からの繰り入れの四十億と中央競馬会からの納付を受けまして特別国庫納付金五十億で一応足りるわけでございますので、そういう両面から総額三百億につきましては二年間に分けて納付していただくということにした次第でございます。

ところで、そういう意味では総額三百億に意味があるわけでございます。その三百億につきましても、法文上あくまでこれは臨時特例の措置であるという事で、名称と第一条の文言とを総合的に考えますと、あくまでこの措置は臨時措置法といっておりますように臨時でございまして、か第一条の末にございまして、名称、この第一条の文言から考えまして、あくまでも臨時的かつ特例

であるというふうに考えておりました、私ども今回これ以上のものを中央競馬会から納付を求めることは考えておりません。

○駒谷委員 明確にこの二年限りという事の答弁があったわけですが、当初に申し上げましたように、農業改良資金助成法という一つの大きな目的のために、財源資金というものは大変重要な問題になってまいります。今回は一般会計四十億に事実上削られておるわけでありましてけれども、この二年間の措置の後、やはりこれは一般会計の問題になるかと思ひますけれども、財源確保について農水省の御決意のほどを伺いたいと思ひます。

○関谷政府委員 二年間というのにしたい理由は、今畜産局長のお話にもございましたように、資金のいわば貸し付けの面から見ても、一年三百億円が決まったとして、全体で一年というよりは二年間に分けていただいた方が貸し付け上もいいということもあつたわけでございます。

その後の問題でございますが、先生のお尋ねにございましたように、これは従来どおり一般会計の財源措置ということになるわけでございます。その時点になりますと、その後の貸し付けの需要がどのくらいあるか、それから農家から返つてまいります償還金、これは回転資金として次の新しい貸し付けに繰り入れることができるシステムになっておるわけで、その貸付金の戻り方、これらを見合せて必要額は一般会計で確保する、こういう事で六十三年度以降予算において私ども努力したいと考えております。

○駒谷委員 先ほど競馬会の理事長から御答弁がありましたけれども、今回の特別納付になっております原資のいわゆる積立金につきましては、固定資産の関係、それから流動的な部分につきましてはいわゆる準備金要素ということで御答弁があつたわけですが、競走馬の疾病等が集団発生したことによって競馬の開催が中止をされた、そういう事例が過去においてあつたように伺

っておりますが、そのときの状況と、実際にどの程度の準備金が流用されたのか、そこらの件を伺いたいと思います。

○澤邊参事人 過去の例をいたしましては、長期間競馬が中止された事例として、四十六年の十二月のほんの末でございますが、それから四十七年の二月下旬の約二カ月間にわたりまして馬のインフルエンザが大流行いたしました、これは全国じやございせんが、東京と中山の両競馬場における競馬開催が中止された経緯がございまして、

このときにどれくらい経費がかかったかということでお尋ねでございますが、このときは不幸中の幸いと申しますか、その期間両競馬場においては競馬は施行できませんでしたが、年度の初めでございますので、後、振りかえて施行した。年度の途中になりますと、振りかえるとい

まして、大体土曜、日曜に全国で毎週二カ所、三カ所をやっておりますので、それをさらにその間に入れるわけでございまして、入れるのが非常に難しくなります。年度後半にとりましてその分を振りかえるのは非常に難しくなりますが、このときは不幸中の幸いと申しますか、年度の初めであつたものですから、インフルエンザによつて中止した回数、日数を全部年度内に若干無理しながらも振りかえ可能でございまして、その意味では損害は非常に少なく済んだということでござい

ます。ちょっと今手元に正確な数字は持っておりませんが、大した金ではなかつたように記憶しております。

先ほど申しましたように、これが時期によりまして振りかえが不可能だということになりますと、九々穴があいたところだけ開催日数が減るといふことになりまして売り上げ減になり、その間、賞金その他から直接間接生活の資を得ておる関係者の収入がなくなるということでございますが、それに対して何らかの手当てをしなければい

けない。

私どももいたしましては、中央競馬会法がつくられました際に損失準備金という制度ができております。これは二億円ぐらゐ現在積み立てておるわけでございますが、現在二億円じやとても足りませんけれども、そのときの考え方は、約三カ月間全国一斉にとつたような場合を想定して当時の金で二億円というところであつたわけでございます。現在それと同じような考えで三カ月ぐらゐとつた場合どうかというふうな仮の計算をしてみますと、これはいろいろな計算の仕方がござい

ますので、これ以外推定のしようがないというやうな意味で断言的に申し上げるわけじやございせんが、おおよそ四百億ぐらゐかかるんじやなからうかというふうな考えております。これは振りかえがでなかつた場合という想定で考えますとその程度と推定をいたしております。

○駒谷委員 私心配をいたしておりますのは、競馬の運営というのは、今レジャー産業として競馬ファンが大変多いわけで、後でお尋ねをいたしますけれども、競馬の開催については健全なそして公正な運営ということが大きな一つのテーマであらうと思つておられます。したがって、環境の整備もしなければいけない、あるいは施設整備等もや

つていかなければならない。

そういう点から考えますと、先ほどお話のございました不測の事態が起きたときにきちつとそれに対する補償あるいは対応ができるような準備金といひますか、そういうものももちろん必要であらうと私は思つておられます。今の状況で試算して三カ月で四百億というお話が出ておりましたけれども、そういうふうなことがこれからのないといふ保証はない。また、施設の不測の問題で緊急に整備しなければならぬといふ問題がないといふことも保証の限りではない。

そういうことを考えますと、今回の三百億を出されたというのはいくらに思つておられますか、上で了解をされたというふうな思つておられますけれども、この準備金の関係で将来不安が起きないかどうか、農林水産省としては二年限りの措置といふことで後の問題については一般会計云々といふ話でございましてけれども、そういう将来的な

問題等を考えて理事長の御意見があればお伺いしたいと思ひます。

○澤邊参事人 今先生がおっしゃられましたように、私も、流動的な資産として持つております特別積立金は、そういう不測の事態、これは天災地変等の場合もあり得るわけでございますが、そういう不測の事態に備える準備金の意味とあわせて、今後いろいろ投資をしていかなければいけない、施設の整備その他に投資をしていく場合の資金に充てるというふうな考えておるわけでございます。レジャー産業、非常に競争が激しくて、

どんどん新しい施設を整備しないとファンが離れていきますので、これから継続して積極的な投資を続けていかなければいけない、そういう意味での準備金と、二つの意味を持つておるわけでございます。

そういう点からいいますと、私どももいたしましては、今回の二カ年にわたります合計三百億程度ならば我々の経営努力によつて支障はないといふふうに考えて協力しているわけでございまして、今後のことにつきましましては、今後の経営状況いかんということもございまして、今後の積極的な投資をかなり長期間続けていかなければいけないといふ前提に立ちますと、毎年納付するといふことはとても無理な話ではないかと思ひます。

また、そういうことをやりますと、ファンの方からは、控除率をもつと下げる、払い戻しの率を上げる、あるいは馬主の方からすれば、もっと賞金を上げてほしい、厩務員の方からすれば、私どもの方で見てもいろいろの給与関係の一部、退職金とかそういうものを引上げられ

る、そういう要求が当然出てくることも考えられます。また、私どもの利益が出たのは、ある意味では経営努力の成果ということもありますので、そういう企業努力をしても結局競馬事業の内部で使えないということになりますと、やはり士気にも影響すること否定できない面がございまして、それやこれや考えますと、特別の事情、情勢

の変化があればまた別でございますけれども、現段階で考える限り、毎年納付するということは好ましくなくて、第一納付金、第二納付金といふこれまでの制度で国庫に寄与していくのが筋ではないかといふふうに考えております。

○駒谷委員 先ほどから理事長のお話がございましてけれども、公正かつ健全な経営をしていくという面では、競馬会の内部の問題、競馬の開催時におきます、その関連でいろいろと従事される人たちの施設環境の整備の問題、それから周辺の住民に対する競馬開催に対する理解、あるいは交通混雑等におきます協力の要請など、開催にまつわるいろいろな問題があるかと思つておられます。

現在、競馬会で施設中期整備計画というものを策定されて、そしてそれに基づいていろいろと計画を進めていらっしゃるというふうな何一つおるわけでございますけれども、この中期計画の内容とこの事業計画についてお伺いをしたいと思います。

○澤邊参事人 先ほど来お答えしておりますように、施設投資によりまして快適で明るい環境の中に競馬を観覧していただくようなことをやりますことが、今後ファンの要望にもこたえるゆえんでありますし、私どもの売り上げを一層伸ばしていくゆえんであるといふふうに考えております。施設投資につきましましては今後とも積極的に努力してまいりたいといふふうに思つております。

中期計画というものの、内部のものとして、まだ外部にお示しするほどのものではございませんけれども持つておりますが、その重点として考えておりますのは、競馬場の施設の改善、スタンドその他の居住性、快適性を高めるというやうなことをやりたいと思つております。

現在十カ所競馬場がございましてけれども、中山の競馬場とか阪神の競馬場などは、先ほど竹内先生からも御指摘がございましたけれども、かなり老朽化しております。冬などは吹きさらしで寒いといふのは、今の時代からするとどうも望ましく

ない、少なくとも、全部とは言わなくても、一部であっても冷房を完備するべきではないかというふうにも思います。部分的には雨漏りがするという面もございますので、ぜひこれは順次、今の二場は優先でございますが、その他の競馬場についても直していただきたい。その中で、さしあたり現在売店とか食堂の設備を改善するというようなことをやっております。

それからまた、最近場外で馬券をお買いになる方が非場に多くなつてきておるわけでございますが、いろいろ映像情報サービスなども整備しております。その成果かと思ひますけれども、非常にたくさんいらつしやる。これまでの場外売り場では、とても狭隘で、空気は悪いし、混雑しておるといふことで座る場所もないような状態でございます。ですので、既存のものは限界がございますけれども、少しでも改修して気持ちよくござんたいだけるようにリフレッシュメントといひますが、ぜひやりたいと思つております。現在、渋谷の場外馬券売り場既に着手しておりますが、ほかのところでもやりたい。また、場外売り場の新設も全国的に可能などところについては着実に進めていきたいと考えております。

また最近、映像情報を見ていただく、要するにテレビで観戦できるようにする、実況がわかるとかいろいろなデータが場外におきましても場内においてもあるいは一般のテレビを通じてでもわかるというように整備していくことがファンのニーズにこたえるゆゑんだと思ひますので、各場外の売り場で実況が全部見られるようにするとか、競馬場において大型ディスプレイといひまして、十五メートル・八メートルぐらいの大きなスクリーンを設けまして、向こう正面を走るときでもそのスクリーンを見ればレースの様子がよくわかるというように施設も順次整備をしておりますが、これを全部に行き渡らせたい。

また、馬場施設も整備をして事故が起らないようにするとか、あるいは既設の老朽化したのを建てかえることによりまして強い馬づくりの一環

にも役立てていくというようにところに重点を置きまして、本年度は土地取得を含めまして四百二十四億の設備投資をすることにいたしておりますが、ここの二、三年ぐらいはおおむねその程度の規模の投資を続けてまいらる方向で考えておるところでございます。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

○駒谷委員 場外馬券売り場のお話が出ましたけれども、場外馬券売り場は競馬開催におきまして馬券の販売についてかなりウェイトを占めておるわけでありまして、神戸の中央区元町にありまして中央競馬会の場外馬券場の設置の問題について現況をお伺いするわけでございます。

御承知のとおり、この場所は昔の神戸元町、商店街として一番有名なところでございます。オフィス街であり商店街というところで、場外馬券場そのものの環境整備という問題でいろいろと御努力をいただいております。神戸市あるいは地域住民との協議等が進められておるわけでございますけれども、新しくこの周辺で改築をするというふうな話も出ておるわけでありまして、この施設整備について現在どのように進行されておるのか、また将来の問題等についてお伺いいたします。

○澤邊参考人 神戸元町の分館設置の問題でございますが、元町には既に在来のもので一カ所、元町三丁目にあるわけでございますが、これは相当古くて狭隘でございます。環境問題もいろいろ出ておりますので、その近くにぜひ新たに分館を設置して二カ所にいたしました。今の本館を分散することによって収容力もふやして、施設も立派にいたしました。周辺の環境問題の改善にも役立たせたいというところで、かねて、昭和五十二年から地元の方から誘致申請がございまして、私も種々検討いたしました。今申し上げましたような趣旨から、地元との調整がつきますればぜひ分館を設置したいということで、地元の方々の同意を得べく努力をしまいたるところでございます。

しかし、商店街を中心いたしました反対期成同盟というものが設けられました。その方々とも精力的に話し合いをし、それから、誘致企業の方が現地の方でございますので精力的に御努力いただいて、かなりいいところまでいけるのではないかなという予想をしておりましたところ、最後の段階でなかなか理解が得られず、まだそのような反対運動が続いておるところでございます。

これは、地元企業と申しましたけれども、阪神電鉄株式会社の子会社が誘致企業になっておるわけでございます。場所は、阪神電鉄の元町の駅舎の改築をいたしておりますが、その地上部を利用して、駅前というのか、駅そのものを使つて場外売り場をつくるというふうな計画にいたしておるわけでございます。

地元賛成をさせていただける方もかなりあるわけですが、全面的にというところまでは至っておりません。さらに努力をいたしまして、何とか円満に御同意を得てぜひ分館を設置したいというところで努力をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、地域調整にはもう一踏ん張り努力をしなければいけないというふうな考えております。

○駒谷委員 先ほどの答弁で、結局二カ所ということで、現在の馬券売り場、これも整備したいというお考えのように伺つたのでございますが、そのうでございませうか。今のところは全面移転するのですか。現在のところも十分整備したい、こういうことでございませうか。

○澤邊参考人 現在でございますものも廃止はしないでそのまま利用し、それから、新しくより規模の大きなものを駅舎を利用してつくるといふこととでございます。したがって、現在いろいろ環境問題等がありますところが分散をされますので、そこももちろんきれいになりますし、また、その施設の改善はしたいと思つております。

○駒谷委員 この問題は大変長い問題でございます。いろいろと御苦勞なさつていらつしやるやうでありますけれども、競馬ファンにとつては

はりこの場外馬券売り場というのがかなりウェイトを占めておるわけでありまして、環境の問題からいいますと、あそこは建物そのものが大変古い状況でありますので、どうしてもあの地域で必要であると私は思ふわけでありまして、よく地元と協議を重ねて解決できるように格段の努力をされますように要望をいたしておきます。

場外馬券に關係するのですが、四月二日の新聞報道で、変造馬券で場外馬券のいわゆる自動払い戻し機から払い戻しがなされて被害が出たということが出ておりますけれども、この状況につきましては先ほど来申し上げておりますように大変不愉快な問題であります。公正という問題、健全な運営という問題からいいますと、こういう事件が起きますのは競馬ファンにとつてはおもしろくない内容でありますけれども、これに対してどういうふうに対応をされるか。これについて警察の方の内容があるわけですが、これについて警察の方の自動払い戻し機に対するそういう不正を防止するための今後の方向といひますか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○澤邊参考人 事件の具体的な内容については既に御承知かと思ひますので、必要ならば御説明しますけれども省略しまして、今後の対策ということとでございますが、私どもの方といたしましては偽変造対策につきましてはあらかじめそれなりの知恵を出していろいろ考えておったところでございます。複合馬券投票券について変造があったわけでございますが、各種の偽変造対策というものは事細かにやっております。したがって、五十一年に設置以来今まで皆無であつたところ、今回そのチェック網を突破して変造されたというところで、大変遺憾に思つておるところでございます。私どももいたしましては、事件後早速現在とり得る防止手段はすぐとりまして、すぐとりました結果、犯人を捕まえることができたわけでございます。

とりあえずの対策としては、今後新たに同じようなのが発生しないようにという措置は講じてお

ります。やや長期の対策といましては、やはり施設をさらに改善いたしまして、今はちょっと手をかけたことでチェックをする対策をとりあえず講じているわけですが、手がからず、同じ当たり馬券が二枚出れば全国どこでもすぐ判明をして払い戻しをとめることができるようなチェックシステムを早急に設けたいと思っております。ただ、具体的なやり方につきましては、これは申し上げるというよりもまたその裏をかくれるというようにもございまして、差し控えさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

○駒谷委員 裏をかかれないように、ひとつその対策については十分にやっていたとしたいと思います。次に、農業改良資金の関係でお尋ねをいたしますけれども、六十年におきましてこの農業改良資金助成法が大改革をなされたわけでありまして、いわゆる技術導入資金が再編成され拡充されて生産方式改善資金という形になったわけでありまして、大別して四つの資金種類になっておられるわけですね。発足以来貸付枠を決めて貸し付けが行われておりますけれども、この六十年の貸し付けの実績はどのような状況になっておりますか。年度末は三月でございまして全体としては出てきていないと思っております。年度末における見直し等についてまずお伺いをしたいと思います。

○関谷政府委員 昭和六十年度のこれら資金の貸し付け状況でございますが、お尋ねございましたように、実は年度末の整理というにはまだちょっと時間を要する段階でございます。ただ、全体的に申しますと、今度六十年度に新設しました資金関係については、いわば私どもの趣旨の普及あるいは関係者の方々の十分な御理解を得ない、そういう不十分な点があったかと思えますけれども、どうも新しい資金関係が比較的消化状況が悪いのではないかと。そんな中で畜産振興資金はかなり計画額に近い額までまいるような見込みでございますが、果樹、野菜、養蚕、これら関係については、まことに残念でございますけれども貸付実績が計画よりかなり下回るといような状況ではなからうか、かように思っております。

○駒谷委員 この六十一年度におきましては新設の資金等があるわけでありまして、この資金の関係につきましては、前回のこの改正の段階におきまして私が申し上げておりました稲作省力生産、稲に関する問題、米、麦、大豆あるいは畑作物等に関する問題について技術導入資金から生産方式改善資金の方に切り入れるべきではないかという質問をし、その答弁をいただいていたのでありますけれども、今回これが入れられたということも私も大変喜ばしいと思っております。

この経緯について簡単に伺いたいので、六十一年度におきまして私がこれまで取り上げた問題ですが、畜産振興資金その他の内容で標準資金需要額の設定、これは新しい分についてはこの需要額の設定が省令によって行われるということになっております。従来からの標準需要額の設定については、昭和五十五年以降これについての見直し、検討が部分的には行われておるといふように局長からも伺ったわけでありまして、今回この資金を新しく設定をする、これに基づいて従来の問題についてやはり検討、見直しをすべき時期ではないかというふうに思っておりますけれども、以上の二点についてお伺いしたいと思います。

○関谷政府委員 第一点でございますが、お尋ねございましたように、昨年は、新しい生産方式改善資金の部門別については、畜産、果樹、養蚕、野菜、そういう部門に限ったわけでございます。そのときもお答え申し上げたわけでございますが、これからいろいろ資金の動向に応じて新しい部門の新設の必要性についてもよく検討するという考えを申し上げたというふうに記憶しております。その後、私も、今回資金の拡充問題を検討いたします際に、稲作につきましては、御承知のよう

うに生産性の向上、コストの低下が非常に急務になっておりまして、一方、技術の動向を見ますと、例えば側条施肥田植技術でありますとか成苗田植技術、これと絡みます地力増強、こういうかなり新しい技術の課題も出てまいりまして、これに対応しよう、こういうことで、今回、稲作の関係の資金を設けた次第でございます。

また、畑作につきましては、これも従来の課題であると言えはるわけでございますが、やはり基本的には、合理的な輪作体系を確立しまして、また、施肥、播種等から最後の収穫、調製に至りますまで一つの貫した技術体系をつくりまして、それに従って生産の合理化をする、こういう必要性がかなり強い、こういう判断に基づきまして、今回、畑作の資金もあわせて設けることにした次第でございます。

また、第二点の標準資金需要額の問題でございます。これは、お尋ねのように、昨年の制度改正によって新設されたのではない従来の技術導入資金部門、六つばかりでございますが、この関係については昭和五十五年に新しい標準資金需要額の設定等がございまして、その後の改定をいたしてないわけでございます。私どもこれについてはやはり必要があれば改定をする、引き上げる、こういう考えで臨んでおるわけでございます。ただ、たまたま五十五年あたりから、最近の、主として農業生産資材の価格動向等を見ますと、最近、あるいは一部円高の影響もあらわれただかと思えますが、若干横ばいしないし上昇してもそれほど大きなものではないという傾向でございますので、今のところは標準資金需要額で対応できると考えております。

これは、今後とも資材の価格動向、必要な資金の額、こういう点についてはよく調べまして、必要となりましたら対応するという考え方で今後ともまいりたいと思っております。

○駒谷委員 以上で質問を終わりますけれども、無利子で、地元の農業者にとっては大変期待をされている改良資金制度でございます。したがって、この貸付限度額という問題、地元ではいろいろ意見があるわけでありまして、もう少し見直してもらいたいという意見が地元自治体でも出ております。特に、地方自治体としてはその標準設定を見た上で、それを基本にした形で貸し付けをせざるを得ないという形になっておりますので、その点ひとつ、常時、実勢価格に合った形での見直しというものを今後も努力をしていただきたいと思います。そのように要望いたしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 稲富稔人君。

○稲富委員 競馬会の国庫納付金の臨時措置法に対する質問をするに当たりまして、農林大臣に特に承っておきたいと思っております。中央競馬会法が改正されたのが昭和二十九年でございます。そのときの農林大臣が保利次官のお父さんでございまして、井出一太郎さんが委員長で、その時分の委員で生き残っておられるのはもう私一人でございます。その点の事情をよく存じ上げておりますが、そのときの委員会が中央競馬会法ができたときから、あるいはその当時の状況、こういうことを知っておくことがこの法案の審議にもまた非常に必要のあることであるので、その当時の経過というものをどの程度まで今政府として認識されておりますか。農林大臣、御承知であるならば、御存じの点だけひとつお述べ願いたいと思っております。

○大坪（敏）政府委員 甚だ申し上げておきませんが、昭和二十九年と申し上げれば、国営を日本中央競馬会にいたした時期かと思うわけでございますが、当時の状況、当時の問題等につきましてはつまびらかでございせん。まことに申し上げておきませんが、御容赦いただきたいと思います。

○稲富委員 なぜ私がこれを申し上げるかといいますと、実は、この問題につきましては五月十四日の本委員会、その当時の状態を申し上げると、議事録もあるのでございますが、中央競馬会法をつくるにあたりまして政府は財政措置というものを何もやってないわけなんです。御承知のとおり

て、この貸付限度額という問題、地元ではいろいろ意見があるわけでありまして、もう少し見直してもらいたいという意見が地元自治体でも出ております。特に、地方自治体としてはその標準設定を見た上で、それを基本にした形で貸し付けをせざるを得ないという形になっておりますので、その点ひとつ、常時、実勢価格に合った形での見直しというものを今後も努力をしていただきたいと思います。そのように要望いたしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 稲富稔人君。

○稲富委員 競馬会の国庫納付金の臨時措置法に対する質問をするに当たりまして、農林大臣に特に承っておきたいと思っております。中央競馬会法が改正されたのが昭和二十九年でございます。そのときの農林大臣が保利次官のお父さんでございまして、井出一太郎さんが委員長で、その時分の委員で生き残っておられるのはもう私一人でございます。その点の事情をよく存じ上げておりますが、そのときの委員会が中央競馬会法ができたときから、あるいはその当時の状況、こういうことを知っておくことがこの法案の審議にもまた非常に必要のあることであるので、その当時の経過というものをどの程度まで今政府として認識されておりますか。農林大臣、御承知であるならば、御存じの点だけひとつお述べ願いたいと思っております。

り、その当時日本競馬会というものが民間団体として競馬を開催いたしておりました。ところが、競馬というものが軍馬の供出等に協力をしたという事で、GHQから解散団体としての指定を受けるようになりました。その結果、民間団体の日本競馬会が所有したおりました財産その他を全部国が継承したわけでございます。それだから、国営競馬として国が競馬を開催しておったというのがその当時の状態でありました。

それで、国が競馬を開催することはどうかという事が論議されて、それじゃこれを民間団体に移そうということで日本中央競馬会法というものが制定されたわけでございまして、国は、日本競馬会から無償で継承しておいた財産をそのまま中央競馬会の財産として移行したのでございまして、ただでもらってやったのを、またただでやったことなんで、国は財政的な措置というものは一つも支出していない、これが現状であるのでございます。

この点は、今日の日本中央競馬会に對しまして、政府といたしまして、日本中央競馬会がそういうような事情でやっておるのを、ただ自分の方が権利を与えたからだけでも吸い上げていいのだ、こういうような考え方はおもしろくない。こういうような点から、どういう経緯でこの日本中央競馬会法というものができたかということとをまず我々が認識することが一番必要ではないか。国は一つも財政的な処置はやっておりません。そのことを一応認識していただきたい、かように考えまして私申し上げたわけでございまして、そういうことに基きまして私は質問を申し上げたいと思っております。

まず最初にお尋ねいたしたいと思っておりますことは、この中央競馬会から第一納付金と第二納付金という事で国庫納付金をもらっております。その金額は一応あなたの方で説明してもらいましょう。この数年間に国が競馬会からどのくらい国庫に金額を納付させておるかということがわかっておるはずでありますから、それをひとつお知らせ

願いたいと思っております。

○大坪(敏)政府委員 先生御案内のように、中央競馬会は売上高の一〇%を第一国庫納付金として国庫に納付するほか、剰余金が出た場合はその剰余金の二分の一相当額を第二国庫納付金として納付することになっておるわけでございまして。六十事業年度の例で申し上げますと、第一国庫納付金は千六百四十五億八千六百万円でございます。また第二国庫納付金は三百二十六億六千七百七十万円でございます。第一国庫納付金、第二国庫納付金合算しまして、六十事業年度におきましては千九百七十二億五千三百万円を国庫に納付しているという事でございまして。

なお、剰余金のうち、二分の一を第二国庫納付金として納付した残額につきましては、特別積立金に積み立てているわけでございまして、その累計額につきましては、六十事業年度末におきましては三千九百四十七億八千六百万円になっております。

○稲富委員 今御説明ありましたように、国庫納付金を納めておられますのは、私の調査によりますと、五十九年は第一納付金と第二納付金を合わせまして千七百九十四億円を納入されております。六十年は千九百七十三億。実にこれだけの膨大な金が国庫に納付されているという、これは国からいいますと、実に日本中央競馬会様々でございます。

さらに、この競馬法第十条の二項に端数切り捨てとありますが、この金額は幾らになっておるか、それを承りたいと思っております。

○大坪(敏)政府委員 ただいま先生御指摘の端数切り捨て金額でございますが、中央競馬会の報告によりますと、六十事業年度におきましてはこの金額は八十四億二千百万円でございます。

○稲富委員 端数切り捨ては六十年度は八十四億二千百万円ですか。この金というものは、御承知のとおり収入として国に納めてあるかどうか、これはどういう処理をされておるか、この点を承りたいと思っております。

○大坪(敏)政府委員 払戻金の計算の際に生じます端数切り捨て金につきましては、競馬法第十条の規定によりまして、算出金額十円当たり一元未満の端数が出てきたときは、その端数を切り捨て、競馬会の収入とする旨が規定されているところでございまして。

○稲富委員 競馬法の第十条には、今御説明のありましたようにこの払戻金の交付を受ける場合は「前項の端数切り捨てによつて生じた金額は、日本中央競馬会の収入とする」ということになっております。すると、利益金の中から国庫納付をされるでしょう。それではこの端数切り捨ては国には一つも行っていないのですか。全額中央競馬会の収入になっておられますか。その点を承っておるわけなんです。

○大坪(敏)政府委員 一般の収入と同じような扱いになっておりますし、利益の根拠になっているものでございまして。

○稲富委員 一般収入と一緒に取り扱っている。するとこの端数切り捨ての中の金額も、昨年度は八十億から入っておりますが、これも半分は国に納まっておるといふことなんでしょうか。

○大坪(敏)政府委員 さようでございまして。

○稲富委員 実はこの点はこの法律をつくる時に随分問題になりました。端数切り捨ての金額は別途にすべきであるというわけで、わざわざ「前項の端数切り捨てによつて生じた金額は、日本中央競馬会の収入とする」とはつきりなっているのです。日本中央競馬会の収入とすべきものなんだ。

これは普通の一般の収入と違うわけなんです。特にこう決めたというものは、日本中央競馬会がその他いろいろと費用も要する、あるいは馬主への待遇であるとかいろいろ問題があるから、これは特別に「日本中央競馬会の収入とする」ということをはっきり明文でうたつてあるのです。これを一般の収入と一緒に国庫納付金に半額入れたということは、法の精神に反しておると思つてございまして、いかがでございましょうか。

規定によりまして処置しているわけでございまして、他の収入とともに競馬会の収入として種々の事業に利用しているという事でございまして、ちなみに、他種の公営競技につきましてはこの種の明文の規定はございませんが、同じような端数整理をいたしました結果出ました切り捨て金につきましては、同様に収入として各種の事業に使用しているというふうに承知しております。

○稲富委員 どうも答弁がはつきりしないのですが、このできたとの事を御存じないからだけれども、わざわざここに、この端数切り捨ては「中央競馬会の収入とする」ということをはつきりうたつたのは、ほかの収入と別個だということの意味しているのです。これは、中央競馬会自体がこの益金を何かに使用すべきである、こういう意味でここにはつきり「中央競馬会の収入とする」とうたつてあるのですから、これをほかの利益と一緒に国に納付するというのは、この法の立法の精神に沿っていない、こう思うわけでございまして、それをどう解釈なさいますか。

○大坪(敏)政府委員 結局、端数整理に伴います収入につきましては、一般の収入と同じように競馬場スタンドの整備なり場外施設の整備等々、各種ファンサービスの面に支出されているわけでございまして、結果的にはこの種のものに利用され活用されることによりまして、かつこのようなサービスを通じましてファンへ実質的な還元がされていられると考えてよいのではないかとこのように考えます。

○稲富委員 私は冒頭、この法律をつくったときの事情というものをどのくらい認識されておりますかと質問いたしました。これが今後の審議に非常に影響すると思うから質問したわけなんです。私はその立法の趣意に当たっているのです。立法の趣意に当たって、特別に「中央競馬会の収入とする」ということをはつきり明文でうたつていまして、「中央競馬会の収入とする」とうたつた以上は、ほかの益金があった、あるいは馬券の売り上げだとかその収入とは別個に考えなくては

けない、かように私たちは解釈をしております。その点をほかと一緒に考えて、「中央競馬会の収入とする」とはつきり法制的にうたっているものを、この半分は国庫納付金として納めた、こういうことは法の精神からいって、それならばこの法に「中央競馬会の収入とする」とわざわざ明文化する必要はないわけなんです。これをあなた方は勝手に解釈なさって、国に半分を持っていったということなんですよ。どちらが正しいのか、これは、わが国ならわが国でいいよ。

○大坪(敏)政府委員 お金に色はついてないわけでごさいますので、結果的には他の収入と同じようにいろいろな事業に充てられるわけでごさいます。たまたまその半分が第二国庫納付金として納付される場合に、その納付金の中にこの端数切り捨てによって生じた収入の一部に相当する金額が入っているかどうかにつきましては、入っているといえ入っていませんし、入ってないといえ入ってない。金に色がついてないだけに、これはなかなかはっきり申し上げかねるところでごさいます。

○稲富委員 あなた方は、入ってないといえ入ってない、入っているといえ入っているとおっしゃるのだが、そのとき立法した者、この法律をつくった者は、それとは別個に特に「中央競馬会の収入とする」ということをうたった。立法した我々は、これははっきり法文にうたっている。そのことはひとつ十分頭に入れて考えていただきたい、かように考えます。

さらに、競馬会の当たり馬券でもらいに来ないのがありますね。これを時効収入とされております。この金額はどのくらいあるか、馬券が当たってそれをもらいに来ないのが。

○大坪(敏)政府委員 六十事業年度について見ますと、今御指摘の時効完成額は十六億六千九百万でございます。この金額の水準はここ四、五年大體同じでございます。ここ四、五年を見ますと、年間大體十五、六億の金額が時効となっておりますという状況でございます。

○稲富委員 ただいま申しましたように、時効収入というのは国が取るべきものじゃなくして、本来からいうならばこれは当然ファンに還元すべきものなんです。馬券が当たった者が取りに来なかった、これは一つの拾得物なんです。それを国が取り上げるということもどうかと思うのです。これは別個に競馬会としてファンに返還するというような、何かの優遇対策を講ずるために使わなければならないから、これを半額とすべき金であって、これができたからこれを半額、これは国庫に持つていくんだなということ、これは、国がやることとしては余りにがめついことです。

第一納付金、第二納付金はつきり国に納めることになっております。しかしながら端数切り捨ての問題は、今申し上げたようにこれは別個の問題だから「中央競馬会の収入とする」となっている。今度時効の問題は、これは競馬に当たった人が取りに来なかったものだから、本来からいうならば何かの形でこれはファンに還元する、こういうことを考えるべきものであって、先刻から申し上げましたように、国は毎年、五十九年には千七百九十四億という金を競馬会に第一、第二納付金で納めさせておる。六十年は千九百七十三億という膨大な金を納めさせておる。しかも、冒頭に言ったように、中央競馬会をつくるときには国は一つも財政的な措置をやっておらぬのです。ただ乗りしてやって、これだけの莫大な金を取りながら、さらに今言うような時効のその金あるいは端数切り捨ての金、これまで巻き上げてしまっているのは余りにもがめつい、こういうことにならぬですか。どうなんですか。ひとつ率直に政府としての考えを述べていただきたいと思ひます。

○大坪(敏)政府委員 先ほどの端数整理の結果生じたもの、また時効によって取得したもの、いづれも収入として他の収入と同じような意味で使用されているわけでごさいます。その内容として見れば、例えば競馬場のスタンドの改良工事とか、場外施設等新增設、さらにはテレビ等による情報活動の充実など、各般のファンサービスへ支出をされている経費の一部に充当されているもの

でございますので、金に色がついてないだけに非常に厄介でございますけれども、時効によって取得したもの、あるいは端数整理によって取得したものの収入が即、剰余金の一部として国に對しまして第二国庫納付金として納付されているというふうに一概に言うのはいかがなものかというふうな感じがいたします。

○稲富委員 とにかくも、政府としては何でも取れさえすればいいという調子なんです。これはもつと競馬というものを考えながら、競馬の発展策をどうするかというものを考えなくちゃ、何でもかんでも取るものは取るんだということと目体が非常に考え方がまずいんです。

しかも、中央競馬会をつくる時に国が相当に金を助成をしておいて、国が金を出してそしてそれができた、それから国としても当然国庫納付金を納めてもらおう、その出資に対する返還をしてもらおうというふうなつもりで取るならともかくも、中央競馬会をつくるとき一文も金を出してない。民間にあったものをGHQによって与えられた、それを今度は中央競馬会に与えた。国としては一つも支出はしてない。中央競馬会ができたところが、取れるだけ取れということでも何でも取ってしまおう。これは競馬の発展上、政府のやることとしては余りにもおもしろくないじゃないかと私は思う。あなた方としたら当然だ、一つもそれに対して悪いと思わないとおっしゃるなら別なんです。あなた方はそれは当然だ、こういうふうなお考えなんですか、いささかでも気の毒だという気持ちはないんですか、ひとつ承りました。

○大坪(敏)政府委員 中央競馬会自体、国民に對しまして競馬の施行ということを通じて健全な娯楽を提供していくということ、またファンに對しまして、いろいろな施設整備を通じてながら、かつまたファンが喜ぶレースを提供することによってファンへのサービスを行っていくということ、これは競馬会の使命だと思ひわけでございます。

ただ、今回の三百億円の特別納付金の納付に關

しましては、特別積立金の三千九百億の中をいろいろ吟味した結果、将来予想されます設備投資あるいは競走馬の病氣等によって競馬の開催が不可能になった場合の手当て等を考えた場合におきましても、何とか三百億程度であれば、非常に農政が困っている時期でもあるし、今回限りであれば協力していいという中央競馬会並びに馬主さん方、そういった競馬関係の方々のかい御理解をいただいたものでございまして、私も、一方で農政上農業改良資金の資金需要が高うございまして、これに對して政策的に對応していくという必要性を持っているわけでごさいますので、この三百億につきまして農業改良資金のファンドとして使わせていただくということで関係者間の合意に達しまして、こうしてこのような法案の形として今御審議を賜っておりますことでごさいます。

○稲富委員 これはもう議論しても水かけ論でございますが、この点に對してよほど検討してもらいたいと思ひます。

さらに、競馬益金の支出は、御承知のとおり日本中央競馬会法の三十六条に、畜産振興または社会福祉事業に使う、こういうことになっております。ところが、あなたの方では幸いなことには、二十九条に特別積立金というのがある。この特別積立金をまたひとつ政府は何とかしてこれから引張り出そうという考えをお持ちになって、過去二回においては、二回はこれを特別積立金から、何年ですか、出させられております。今度三回目になるのです。こういうようなことは大體当然のことだと、競馬の益金から第一納付金、第二納付金、さらに端数あるいは時効、十分に取るだけ取っておいて、その上にこの特別積立金からまた国に出させよう、あと二回は出させる、こういう意味ですが、今度は農林関係だからいささかいいようなものだけれども、この積立金から出させよう、こういう意味でございますか、今度の考え方は。

○大坪(敏)政府委員 昭和五十六年度と五十八年

度におきます中央競馬会の特別な国庫納付につきましても、当時の大変厳しい財政事情の中で財政一般への寄与ということで、中央競馬会だけでございませんで、専売公社なり日本電信電話公社等が一定額の金を国庫の一般会計に納付をしたというところでございしますが、今回の措置はあくまでも農林サイドの、農政上の必要に際しまして、中央競馬会自体畜産の振興というのを一つねらいとする組織でもございしますので、畜産振興主体の農業改良資金の拡充という面での資金需要に対応するというところで特段の御理解を賜った結果でございします。したがって、前二回の場合には一般会計へ納付ということだったわけですが、今回は農政上の必要で農業改良資金の財源に充てるということから、農業改良資金の方の特別会計に直接納付していただくというふうなことを考えているわけでございます。

○稲富委員 過去の二回は一般会計へ入っておったので我々実には不満でございしますけれども、今度の場合は農林省関係の中に使おうとおっしゃるのだから、我々もこの点だけは実はいんじやないかと思うのでございしますが、ここでお尋ねしたいのは、二十九条に「競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならぬ。」二項に「前項の特別積立金の処分については、政令で定める。」こうなっております。どういう政令ができておるか、承りたい。その政令を承りたい。

○大坪(敏)政府委員 実はこの政令の問題については、五十六年、五十八年におきまして国庫納付金を出す際には特別立法措置を講じたわけですが、この政令の規定を使うか使わないかが議論された経緯があるわけでございます。この政令につきましては、あくまでも会の運営の中で例えば欠損金が出てきたとか、その際に損失補てん準備金をもって十分でない、したがって特別積立金を崩して埋めなくてはならない、そういう

た会の運営全体の中で処理するような場合にはこの二十九条第二項の政令が使われる場合が出てまいらうかと思うわけですが、あくまでも今回の措置、さらに五十六年、五十八年度の措置は、いわば第一国庫納付金、第二国庫納付金に類するよう大きな変革でございしますもので、それから、やはり政令によることなく改めて国会に法案として提出し御審議を得た方がいいのではないかと、この二回は行われたと思ひますし、私どもも今回の特別の国庫納付金につきましては、政令で処理することなく、やはり国会に法案として提出し御審議を賜ることが適当ではないかと考えて法案とした次第でございします。

○稲富委員 それは非常に勝手な解釈でして、法文の中に、「前項の特別積立金の処分については、政令で定める。」ということがはつきり書いてある。法文に「政令で定める。」と書いてあるならば、政令で定めなくては行けないじゃないですか。こういう明文があるにもかかわらず別個の方法でこれをやっているとどういふことなんでしょうか。それは法違反じゃないですか。「政令で定める。」と明記されているのです。それで、その政令を見てもいいと言っているのです。

○大坪(敏)政府委員 この法律、中央競馬会法が政令にゆだねている範囲につきましては、先ほども申し上げましたように、欠損が生じた場合に、損失補てん準備金のみによつては処理できない、特別積立金を崩して損失を埋めなくてはならぬ、そういうふうな会の運営全般にわたる中で何らかの特殊の財政事情が出てきた場合の措置について、この政令を制定することによつて対処していくということをご予定しているのではなからうかと考へるわけでございます。前二回につきましても、これはそれぞれ特例法を国会に提出いたしましたので、私どもとしても、今回のこの種の三百億円につきましても中央競馬会から納付を受けるにつきましても、政令ではなく、やはり国会に法案とし

て提出して御審議を賜るべきではないかという結論からこういふ法案として提出し、御審議を賜っている次第でございします。

○稲富委員 局長、非常に苦しい答弁をしていらつしやいます。政令はないのじゃないですか。政令がありませんか。それをはつきりしてください。ないならそれでそれはしょうがないですよ。○大坪(敏)政府委員 今までのこの種の政令を制定したことはございません。

○稲富委員 それならそんな政令はないじゃないですか。法令では「政令で定める。」と決めているのでしよう。それじゃその政令をつくつてないのですか。そこに非常に政府の怠慢があるじゃないですか。これはどうなんですか。

○大坪(敏)政府委員 先ほど申しましたように、中央競馬会の業務運営全般の中で例えば大幅な欠損が生じまして、欠損準備金のみをもっては償却できないという場合には特別積立金を崩すことがあろうかと思うわけですが、そういう事態が発生してないといふこともございまして、この政令は今もって具体的に公布、施行されてないといふことでございします。

○稲富委員 局長、どうも答弁がはつきりせぬですね。あなた、政令があるのか、ないのですか。この二十九条にはこれは「政令で定める。」となつてゐるから、やはり政令をつくつておかなくては

いかぬですよ。政令がないのでしよう。ないから、今言つたような非常に苦しい答弁をされているのじゃないですか。政令がないなら、それだから便法でこういう方法をやっております、こうおっしゃるのならわかります。政令がないのじゃないですか。それだから今言うような便法でやっておかなければいけない。政令がないからそういうことを言つていらつしやるのじゃないですか。はつきりしないなら、それだからやむなくこうやつてゐるのです、はつきり言いなさい、そうしたらわかるのです、こっちは。

この政令はございません。ございませんということは、この政令をつくる必要性がなかったからでございします。

○稲富委員 そういう弁解をされるからおかしいのですよ。法に「政令で定める。」となつてゐる以上は、この条文どおり政令をつくつておかなければいかぬですよ。その政令がないから便法でやつていらつしやる。あなた、そういう政令がなかった、それで便法でやつたとおっしゃるなら納得しますよ、こちらは。政令をつくる必要がなかった、それじゃ私は納得できませんよ。法違反ですよ、それは。しかしながら、政令がないからやむを得なかつた、それで法律の立法によつてこれをやつていこうと思つてゐるんだとおっしゃるならいいんだ。それはそうだろうと思ふのです。政令は必要がないからつくらなかつたんだとおっしゃる、それはあなた、いけないですよ。必要があつたはずなんだ。前につくつておかなければいかぬのですよ、これは。その点をはつきりしてください。そういう、ごまかさないうで、正直に言つたらどうですか。

○大坪(敏)政府委員 政令をつくつていないといふことを申し上げておりますのは、政令を規定するような事態が起こつていないといふことでございまして、決して私も怠慢でつくつてないわけではございません。

それで、もう一つ、この点は先生御理解賜りたいと思つてございしますが、拡大解釈すれば、今回の三百億につきましてもこの政令をもって足り得るではないかという意見はないではないわけではございしたけれども、やはり前二回と同様、当初法律として予定をしていなかった、特別積立金から第一ないし第二国庫納付金に類するような特別国庫納付金を国庫に納付させるわけではございませんので、これは行政、政府限りで判断し実行するのではなく、やはり立法府における御判断を賜るのが正しいのじゃないかというふうなことを考へまして、私も改めて前二回と同様、立法ということ考へまして法案を出しまして、今日こうして

御審議を賜っているわけでございます。

○稲富委員 この問題だけに時間をとられると後の時間がありませんから、私も非常に困りますけれども、これは「前項の特別積立金の処分については、政令で定める」ということははっきり法にうたつてあるでしょう。それならば政令がなかったとするなら、今度は政令をつくらなければならないのですか。今まで政令をつくらないで便法でやつたという事自体が違反なのですか。これは、ないならないとあっさり言えはいいです。必要がないからつくらなかつたのだ、いつまでもこれでやつていくつもりなんですか。

法律の中に「政令で定める。」という書いてある以上は、政令があらなければいけないわけなんだ。それをあなたの方、政令をつくつてないから便法で、法律としてこの剰余金の中から、特別積立金から金を出そう、こういうわけでしょう。政令をつくつてなかつたからそういうことをやる。それじゃなぜ政令をつくらぬのですか。つくることが本当じゃないですか。いつまでも政令をつくらないで全部処理していくつもりですか。

ちゃんと二十九条に「前項の特別積立金の処分については、政令で定める。」と書いてあるのです。ならば当然政令を決めなくちゃいけない。その政令がまだできていないから、あるいは政令をつくつてないから便法で今やっていると云うことなんです。必要がないから政令をつくらなかつたんで、必要じゃないことを法律でうたつていて、その政令ができていないから、法律にうたつていないのに、なぜ政令をつくらぬのですか。違法じゃないですか。そういうふうな詭弁じゃこれは通りませんよ、はっきりこの条文の中にうたつてあるのだから、この特別積立金から出すのだから、積立金を出す場合は、その処分に対しては政令で定めなければいけないことになつてゐるのだから、なぜ政令をつくらなかつたかといふことなんだ。それをやる必要がないからといふ。つくる必要がないならこの法律にうたう必要はないじゃないですか。法律にちゃんと「政令で

定める。」とある。法律に明文がはっきりしておるじゃないですか。これをやらないといふことは怠慢ですよ。

しかもそういうような今の逃げ方、詭弁ですよ、それは。我々は納得できません。そんなことは。なぜ政令をつくつておかぬのですか。ところが今政令がない、しかし今度、急を要するからやむを得ません、これならいいですよ。それはやむを得ないとするならば我々も納得しましょう。ところが、必要がないから政令をつくらなかつたんだ。条文の中に「政令で定める。」と決めてあるのに、いつまでもこれはつくらないで、今言つておつたような便法ばかりでこの積立金から出して、こうといふこと、これは許されません。どうなんですか。この点を大臣からはっきり、重大な問題だからひとつ大臣の考え方を承りたい。これは局長じゃ納得できません。この立法の問題、重大な問題なんです。法の精神を無視するかどうかといふ問題だから、これは重大な問題だから、これは局長じゃいかぬ。大臣から答弁してもらいたい。(大坪(總)政府委員 前から答弁して、呼ぶ)あなたと同じことを言ふばかりじゃないですか。そんな答弁じゃ納得できません。大臣から答弁してください。

○大石委員長 じゃ、先に局長答弁して、その後……

○大坪(總)政府委員 繰り返すようで恐縮でございますが、先生盛んに御指摘でございます二十九条二項の政令は、通常予定されます、この中央競馬会法で書かれております中央競馬会法目的の業務なり、そういった中でどうしても特別積立金を崩さなければならぬような事態が起つた場合に政令を出して処分をする。それが例えば、先ほど申しましたように、現在損失補てん準備金なるものを二億円積んであるわけでございますが、これが仮に二億円を超すような事態が起つた場合には、当然のことながら特別積立金を崩すことにならうかと思つてございまして、そのときはまさに第二十九条第二項の政令を出しまして、

処分についての明細を規定すると思つてございします。

ところが前回と今回の特別国庫納付金につきましては、全くこの法律が予定してない特別のものでございまして、この法律の体系の中で予定しております政令でもって書くことについては、そこまではこの法律は予定してない、委任をしていないといふふうな考えをわけでございます。この点につきましてはこの法律の中で入れられた政令でございまして、改めて新しい法律として国会の御審議を受ける、国会の御判断を受けるといふことがやはり正しいのではないかと、かように考える次第でございします。

決して私ども、第二十九条第二項の政令を出すことを怠つてゐるわけじゃございませんで、現在までのところこの種の政令を出す事態が起つていないといふことだけでございします。

○稲富委員 あなたの答弁、同じことで時間をとるばかりで、質問時間がなくなつてしまつてゐます。どうも農林省としては競馬の問題に対してやり方がずるいのです。例えば一例を申し上げますと、さきさきありますように、競馬会法の中に競馬会が納付する金額は百分の十、二五%のうちの二五%といふことになっております。これは競馬会法をつくり出すときに、国庫納付金は八%といふのが最初の原案だったので、ところが八%では国庫納付金が少ない、競馬会、よ過ぎるじゃないか、こういうことから、これを二五%と上げろといふことになりました。それで委員会では非常に協議をしまして、それなら二五%のうちの半分にすればいい。フィフティ・フィフティにすればいいじゃないか。一二・五%ずつしようといふことになった。ところが競馬会の方がそれでは競馬を主催できない。それでどれだけ取ればいいかといふことを競馬会に質問したところが、井上部長が、競馬会としては一四%、二五%のうちの二四%を取れば競馬は開催されますといふこととで、一四%となつて国庫納付金は二%になつたのです。今までやつておつた。そういう非常な

論議のもとに二%になった。

ところが驚くことには、昭和三十一年に、あなた方は地方税法の一部を改正する法律案の中に、二十二条「日本中央競馬会法の一部を次のように改正する。」として、これを百分の十に変更されている。中央競馬会法で非常にもめて決定したその法律の十一というものをなぜ中央競馬会法の改正でやらないのか。地方税法の一部改正の中でこれをやつてしまつて、中央競馬会法は一〇%にしてしまつてゐる。こういうずるいことをなぜやるのですか。

これは法律をつくつたときに非常に論議されて一%になつたのです。それを地方税法の改正でやつてしまつて農林省は知らぬ顔をしてゐる。そして今ではこの法文で一〇%にしてゐる。これは法制局が来てゐるなら聞きたいけれども、地方税法の改正で一〇%にしたからといって、法律は何もせぬでこれを一〇%に書きかえていいのであるか。中央競馬会法には一つも触れないで、ほかのことで決まつて、これでいいのであるか。その点はどうなんですか、こういうあなたの方のやり方は非常にずるいのです。なぜ堂々と中央競馬会法の改正でやらないのですか。

○大坪(總)政府委員 三十一年当時のことでございますので、私当時の事情についてはつまびらかではございませんが、多分この時期には地方税法の改正がいろいろ行われてまして、まさに今先生の御指摘のこの点は、固定資産税の課税に関連しての一%から一〇%への改正だったやうでございますが、いろいろございまして、結局地方税法の附則におきましていろいろ関連法律の改正をしたのではなからうか、これはあくまで想像でございます。早速調べてみたいと思つて、想像としてそういうことではなからうかという感じがいたします。

確かに正政法としては中央競馬会法の単独の改正法案を出しましてこの部分だけの改正を御審議いただくということもあらうかと思つて、また、立法形式としてはよく課税関係につきまして

はこういったことが行われる例もあるようでございますので、決してこのやり方が間違っているという事ではないと思いますし、当時いろいろな事情の中からこういった附則で改正するという方法がとられたのではなからうかと思ひます。この点については歸りまして早速當時の事情につきまして調べてみたいと思ひます。

○種實委員 どうも答弁が長くて質問がされないで困るのです。しかも要領の得ないような答弁でさっぱりわからぬけれども、次の質問です。

問題は、国としては、今言うように中央競馬会の益金というものを国が取ることばかり考えないで、中央競馬会の発展策というものをもっと考えなければならぬということです。これに対しては、たまたま法の改正等も必要なんです。

時間がないから、私は結論を申し上げますが、今日中央競馬がこういうふうに発展しておるといふことは、ファンもそうだが、馬主に非常に苦勞があるのです。この優遇策を何か考えなければいけない。先刻から申し上げましたような端數のごときは、これは中央競馬会が収入とするといふことになっている以上は中央競馬会の収入で、あるいは馬主の待遇とかファンの待遇とか考えなければいけない。今日競馬が盛んになつておるといふのは馬主が苦勞しているからなんです。御承知のとおり今日の競馬というのは人が走らせたもので競馬会はもうけておるわけです。益金を上げてゐる。その馬の価格は幾らか御存じですか。一番高いのは一億八千万円。一千万円を超さない馬はほとんどないのです。馬主は全部そういう自分の高価な金を出して馬を買つてゐる。馬を養ひ維持費は毎月四十万円は要るのです。毎月四十万円出して、そして高いのは一億八千万円なんだ。ハイセイコーが一億三千万円ですよ。そういう高価な金を使つて馬主はこれに協力しておる。この馬主に対する待遇というものは余りやつてないじゃないですか。こういうことも考えなければいけません。

納付金その他で金を巻き上げることばかり考えないで、今後の競馬の発展策というものを考えなければいけない。そのためにはやはりこれに協力している馬主の待遇であるとかファンに対する待遇であるとかいうこともあわせて考えなければ、いつまでも馬主だけ犠牲を払っていたら馬主は逃げていきますよ、高価な私財を投じてやっているのですから。これは馬を持っておる者でなければわからない。維持費が毎月四十万円は要るのですよ。預託金が必要。それほどの金を入れながら賞金は少なくてされている。賞金がこれまた税金を取られるのですよ。そういうことも考えなければいけない。

さらに私は、競馬の発展策として前から言っておりました、場外馬券場というものをとときれいなものにしたい。あんな共同便所のようなところにつくらぬで、環境のいいところに、明るいとこに場外馬券場をつくってそこで映写でもするということになる、ファンはそこに行つて馬券を買つてまたそれを払い戻しをする。そうすると複数になるからまた売れるのですよ。これは多年主張しておつたが、なかなか競馬会はやらなかつた。ようやく最近石和にいいのをつくつたというところでこの間見に行きました。なるほど理想的な場外馬券場ができております。これは澤邊理事長の大手柄だと私は澤邊理事長の職見に敬服しておりますが、こういうような環境のいい場外馬券場をつくるということなんです。

競馬ファンというのは環境なんですよ。天気の良い日と天気の悪い日は馬券の売れ方が違うのです。それほど環境というものが馬券の販売にも影響するものなんだ。そういうことを考えながらいかにして競馬を発展させるか、それがために協力者に対してどうサービスをするか、こういうことをあわせて考えていかなければいけないと思うけれども、こういうことは一つも考えていただいてない。こういうことは非常に遺憾であると私は思うから、国としても将来の競馬の発展策に対しては十分理解を持ち、競馬会もまたそういうことには

のつとて今後競馬の発展を期し、これに対して国も協力する、こういう体制でやっていくことが必要であると思いますが、これに対する決意のほどを承りたいと思うのであります。

○山崎国務大臣　お答えいたします。

競馬は長い歴史を持つ健全な娯楽として大衆の間に定着しておりまして、競馬の実施を通じて国や地方の財政収入にも寄与し、我が国の畜産の振興に多大な貢献をするなど、重要な役割を果たしております。このような我が国の競馬が安定的かつ円滑に運営されるには、競馬を支えているファンはもとより、軽種馬生産者、馬主、調教師、騎手、厩務員など、多くの関係者の協力が必要であります。

このため、軽種馬生産者や競馬関係者に対する各種対策の充実を図るほか、公正競馬の確保を基本といたしまして、レース内容の充実やテレビなどによる情報提供の強化、さらには明るい快適な環境のもとで、ただいま仰せのとおりでございますが、競馬が楽しめるような競馬場や場外施設の改善、整備を図ることによりましてファンサービスの実現に今後とも一層努めてまいりたいと考えております。

○稲富委員　時間がまだ二、三分あるそうでございますから……。

この際、競馬法の改正を思い切つてやつたらどうですか。例えば、御承知のとおり競馬法には現在競馬場は十二カ所あるのですが、競馬を開催しているのは十カ所なんです。私は前にもこの問題を質問したことがある。その十二カ所の中には横浜競馬場があり、宮崎競馬場があります。横浜はもう競馬場はないのですよ。宮崎は競馬場はあるけれども競馬はやっていない。そして一カ所で競馬は三回以内やるということになっている。あれほどの設備をしておつて三回というのと、一回が八日でしよう。三、八、二十四で二十四日しかやらないなんということはもったいない話なんだ。それだから今では横浜競馬、宮崎競馬をあるいは東京でやり、中山でやっている。法文には、その競馬場

が天災地変その他やむを得ない事情で競馬を開催することができない場合は他の競馬場でこれを開催することができるとなっておるんだ。競馬法ができてまして何十年の間、天災地変その他やむなき事情において他の競馬場で開催する、厚かましいにもほどがあると思うのですよ。

こういうものは思い切つて競馬法の改正をして、三回がもつたいないなら四回にしても五回にしてもいいじゃないですか。競馬場のないところのものを、宮崎競馬を京都で開催する、横浜競馬を府中で開催するなんてそういうこそくな手段をやらなくて、競馬回数に制限をしないでもつと合理的にこれを行つたらどうですか。そうするとともに明朗な競馬ができると思うのですが、そういうところ自体に触れようとしなないのです。

どうも農林省は、競馬法に触れるということになると苦手と見えて触れない。触れないから、今言う一―％納付するのに地方税法改正でごまかしてしまふというような、そんなことをやられる。政令をつくればいいと思うのに政令をつくらない。これではいけないのですよ。もつと堂々と胸を張つて競馬をする。それがためには競馬法を改正して、みんなが納得いくような競馬をしたらどうですか。

競馬場は十二カ所あるけれども、開催しているのは十カ所である。あとの二カ所のものはほかの所で競馬をする。しかも今申しましたように、天災地変その他やむなき事情によって競馬を開催することができないときというが、天災地変でも何うでもない。競馬場がないんじゃないですか。競馬場のないところを競馬場の名前だけ残しておるななんて、こういうことはいっそおやめになつたらどうですか。こういうことも本当に思い切つて競馬場を法を改正したらどうですか。

馬券でも、今日の馬券はどうかというところ、單価は十円ですよ。今日馬券一枚の單価が十円と法文文には書いてある。こんなのは笑われますよ。それでは百円のもの、十円を十倍にしたら百円だといつて売っている。十円馬券はない。百円馬券はあ

るところが、法文には十円と書いてある。こんなことをやらぬで、堂々と競馬法を改正して明朗な競馬をやる、こういうことにもっとなされたらどうか、かように考えますが、どうでございますか。

○保利政府委員 先生が大変競馬の発展について尽くされたことに對して、心から敬意を表する次第でございます。

ただいま法の改正の必要性についてお話がございましたが、他の公営競技との兼ね合いでございますとかいろいろのことを考えながら、そして先生から御指摘をいただきましたことを十分念頭に置いて、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○稲富委員 いろいろ質問したいことがありますがけれども、時間がありませんのできょうはこれをもって私の質問は打ち切ります。どうもありがとうございました。

○大石委員 次に、津川武一君。

○津川委員 農業改良資金の拡充に中央競馬会の特別積立金を財源として充てる、こういうことで賛成はいたしますが、幾つかの問題がございます。その一つは、補助から融資という農政の転回、その融資に競馬会のお金を充てる。もう一つには、予算が苦しくなった。軍事費や大企業などに予算を集中して財源が足りなくなっている。そこで改良資金の道が狭まる。それで競馬会の資金に目をつけた。こういう点で手放しには喜べるものでない。したがって、もとのように補助に返すように要求しながら、質問を進めていきます。

今回、中央競馬会の特別積立金の一部が農業改良資金の原資となるというので、軽種馬生産者は、我々が丹精込めて育てた馬による益金なんだから、改良資金がもつと我々の役に立つものになるのではないかと期待を持っていました。ところが、拡充の内容を見ると、去年からは果樹、養蚕、さらに稲作、畑作、野菜、肉牛、酪農が拡張され、しかし待っていた軽種馬用はない。がっかりしております。

そこで、農水省は改良資金は軽種馬生産者も借りられますというのでその実績を聞いてみたところ、生産者は二千三百軒あります。ところが、五十五年は借りたのは四件、五十六年、五十七年とはともに一件、五十八年ゼロ、五十九年は七件とわずかでありました。近代化資金、公庫資金は何百件も借りてゐるのに改良資金はこれとおろくわずかであります。従来の改良資金は軽種馬生産者に役立つものになっていないと言います。そして今回拡充部分にも盛られておりません。しかし、競馬会の益金を使うというのだから農業改良資金の中に軽種馬生産者用のものをつくらなければならぬと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○大坪(総)政府委員 まず先生にぜひとも御理解賜りたいのは、改良資金の中の生産方式改善資金につきましても、その対象とするために、この資金を借り受けて導入し普及される技術等が先駆性、モデル性及びリスク性の三つの要件を有することを要するのだということが一般に言われているわけでございます。

ところで、軽種馬生産につきましても、品種改良の面、飼養管理等の面におきまして現在までのところこれらの要件に合致するような具体的な技術等につきましても、私どもいろいろ勉強してみたいわけでございますが、見出すに至っておりません。したがって、今日の段階では軽種馬生産につきましても、貸付対象としておりませんが、引き続きまして今後の軽種馬生産の技術等の進展等を踏まえながら検討してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○津川委員 同じようなことを政府は私たちの小笠原参議院議員の質問主意書に答えております。そこで皆さんの方から資料をもつて適用できるもの、考えられるものと言っているものは、私が今話したものはあるのです。これは論争になりますので、後刻質問が終わってからゆくりお互いに詰めてみたいと思ひます。

生産者のために、本当に新たに拡充すべきであ

ると私は思つておるわけであります。青森の生産者も、中心地北海道日高の農家も経営は深刻になつております。そこで少しでも有利な無利子の改良資金から借りられるようにしてやるべきだと思ひます。この道を本當に検討したのでどうか。

○大坪(総)政府委員 私ども何と申して対象にしたいというふうな考へて今日まで検討してまいりました。一つ非常に大きな問題として考えておりますのは、いわゆる軽種馬生産の分野につきましても、一般の農業分野と違ひまして、それぞれ軽種馬生産農家が人よりも一歩でも速い馬、少しでも優秀な能力の馬をつくるという、そういう競い合う世界でございます。ところが、改良資金と申しますのは、新しい先駆的な技術が出た場合には、それを有する農家にこの改良資金を貸し出して、それを契機として広く普及しようとするのに意味があるわけでございます。そうしますと、どうしても軽種馬生産は、隣の農家よりも少しでも優秀な馬をつくるべく、秘伝だと言ふ人もあるわけでございますが、そういう技術を競い合う世界であるということになります。なかなかこの資金がなじみにくいという面があるわけでございますが、なお私も実態をよく調べまして、少しでもそういうものが適用できる分野があれば対象とする方向で検討したいと思ひます。

○津川委員 畜産局長、冗談じゃないの。お米の生産のときには、収量を上げる、生産性を上げる、投下労働力を減らすということがお米のためいろいろ新しい萌芽を出していくわけですが、軽種馬は速く走つて優勝することが生産性なんだ。そこを抜きにして問題を考へてゐるから混乱するので、この点をぜひひとつ、軽種馬にそういうものが検討できるように考へてみると言つてゐるから、私は質問を進めていきます。

そこで、中央競馬会理事長の澤邊さんにお尋ねしますが、地方で自主的にやられてゐる馬を使つ

た競技の振興の問題でございます。

昔から東北、特に私たちの青森県には競馬によるいわゆる馬力大会、競馬大会、こういう伝統がございます。このころ盛んになってきております。津軽の金木町、木造町、県南の南部の方の十和田市などではかなり大規模にやられております。馬百頭、馬主が相当数出てきてこの競争をやつて、ギャンブルではないのでございます。こうして、これは花見なども重なつて見物客も三千人、四千人と来て町も活気づいてきます。健全な大衆のレクリエーションでありスポーツでございます。金木町では馬力大会だけでなく競馬の競技場をつくれなかつた希望も出しているほどでございます。中央競馬会、地方競馬会に対する対策も結構ではあります。こうした民間で自主的にやられてゐる馬術競技、多様な競馬の一つの形態と言ひますか、こういう大会の運営を助成したり、または馬主の改良増殖への助成——これは競馬会理事長ではなくして政府にお尋ねします。政府で答えていただきます。

○大坪(総)政府委員 農用馬のうちのいわゆる鞍馬についてでございますが、この鞍馬は地方競馬におきましては鞍馬競馬用のほかに農用や冬山の造材などの鞍馬として北海道や北九州などで生産されているわけでございまして、一部地域におきましては、先生ただいまお話がございましたように、祭典鞍馬大会とか称しまして地域住民に非常に親しまれてゐるという状況にあるわけでございます。

このような農用馬、鞍馬の生産助長のためには、従来から国の種畜牧場で生産、育成いたしました優良種雄馬を毎年五頭ないし十頭馬事協会を通じて農協に貸し付けております。さらにまた、農協等が農用馬の改良増殖を行うために優良な種畜を導入する場合におきましては、地方競馬全国協会を通じて補助金を交付してございます。こういった措置を講じておるわけでございまして、またこれらのほかに各地の鞍馬大会につき

点から、毎年三、四件につきまして地方競馬全国協会から協賛金を交付いたしておるわけでございます。

今後とも優良な競馬の生産振興なり、そういった地域での競馬大会等が円滑に開催されますよう、地方競馬全国協会等を通じて私どもなりに努力してまいりたい、かように考えております。

○津川委員 畜産局長、馬力大会の、競馬大会の馬というのは山に行つて木材を引つ張つてくる馬じゃないのです。よく実情を見てほしいのですが、とても太らせて力だけつけておつて山に登つて木を引いてくれるような性格のものじゃなくて、全く引く力のない、そしてこれは大事に家の中の一、番いいところにしまつておいて飼つてある。シャモ、闘鶏のシャモも座敷に飾つてある、こういう形で育てている馬を畜産局長が農耕馬だなどと言つて大変な認識不足になりますので、この点ひとつ十分に育成するようにしていただきたいのです。

それで、補助金が出ている馬の頭数や賛助金が出ている地方競馬の方はどのくらいあるか、これを答えていただいて、そこで、この競馬の馬力大会のファンが中央競馬会場の外馬券のまたファンなんです。したがって私は、中央競馬会の益金からここに出すべきだ、こういう主張もあり、お願いでもあるわけなんです。両方で答えていただきます。

○澤邊参考人 中央競馬の役割といたしまして、競馬の円滑な施行と娯楽を提供するということがあわせて、附带的にやはり競馬といひますか、馬にかかわる文化的な行事についても、競馬に直接関係なくともそれなりの援助をしていくというのには私どもの役割の一つではないかというふうに思つております。競馬の成果をそういう馬と人間とのかかわり、馬文化と申しますか、そういうことに少しでも使つていくという努力はやつておるつもりでございます。

今やつておりますのは、一つは、日本の在来

馬、木曾馬とか吐噺馬とか、ああいふ在来馬の保存に對して援助をしているというようなこと、それから伝統的な行事、馬にかかわるお祭り、相馬のお祭りとかチャグチャグ馬コとか、ああいふのに対して援助をするというようなこと、それからもう一つ、草競馬の振興ということに對しても助成をいたしております。その三つばかりやつております。

そういう意味で、お尋ねのございました青森県地区での競馬の大会については、中身を私、実はよく承知しておりますけれども、農用馬というのとまたおしかりを受けるかもしれないが、今まで農用馬関係は地全協の方の仕事ということでやつておまして、私の方は乗用馬関係の仕事をしてやつておるといふようなことでございまして、けれども、この辺よく農林省の方とも御相談をして、内容よく調べて、検討させていただきます、と思ひます。

○大坪(敏)政府委員 地方競馬全国協会の助成の關係でございますが、先ほど申しましたように祭典競馬大会に對しましては毎年三、四件、金額では七十万から八十万程度でございますが、こういったものを交付しているわけでございます。さらにこれにつきまして増額できるかどうかにつきましては、地方競馬全国協会とよく相談してみたい、かように考えます。

○津川委員 そこで具体的に、きょうも十和田市の私の友達の市会議員が来て、そんなことをしてくれればいいなど言つておりますが、十和田市と金木町で具体的に今までやつてきた歴史を申し上げて、賛助なり援助なりを申し込んだら、ひとつ検討していただく用意があるかどうかお答え願ひます。

○大坪(敏)政府委員 検討させていただきます。

○津川委員 中央競馬会法の第二十條の競馬会が行える業務で、その最後の項目があります、その最後の項目は、「その他競馬の健全な発展を図るため必要な業務」と言つております。馬力大会も立派な馬術競技、日本の伝統的な馬を使った伝

統的な行事でございます。中央競馬会としてこれらの馬術馬の振興に援助をし、今の競馬馬だけでなく、多様な健全な競馬振興を考へてよいのではないかと思ひますが、この法第二十條の適用について積極的にやつてくれるかどうかお答え願ひます。

○大坪(敏)政府委員 ただいま中央競馬会法第二十條第二項の三号に關する御指摘かと思つてわけでございますが、この種のものといたしまして馬術競技の振興とかあるいは馬術クラブに對する助成等を行つておるといふことでございます。

○津川委員 その馬術でございますけれども、馬力大会のときに、競馬大会のときに重い荷物を積んで坂を上つていくためにはかなり馬を訓練しなければならぬわけなんです。だから私は二十條が適用になると思うのですが、そういう意味で競馬に二十條を適用できるかどうか明確にしたいでございます。

○大坪(敏)政府委員 ここで明確な解釈を申し上げるにつきましては、実態も知りませんし、この解釈につきましても少し詰めてみたいと思ひます。いずれにいたしましても、先生のただいまの御発言を念頭に置きまして少し研究いたしてみたいと思ひます。

○津川委員 五月五日に金木で大会がありますから、ひとつ私と一緒に見てください。そしてその後で相談します。局長自身が行けなかつたらだれかをやつて、検討させていただきます。これが地方における本場の中央競馬会の熱心なファンです。ここが富士のすそ野でありますので、御検討願ひたいのです。

そこで大臣にお尋ねします。軽種馬農家、日高だと青森の生産者は依然として経営難が続いております。競馬、特に地方競馬の不振で馬が売れない。生産調整もしているがそれでも過剰さみでございます。売れても買いたたかれております。生産費すら取り戻せない安い価格で手放さざるを得なくなつて、馬主の幹部は毎年一〇%前後の負債がふえていつております。

一戸当たり今三千万円からの負債。うち半分が固定してしまつた負債。売れば安い馬肉用として処分しているものもございまして、こういう中で、軽種馬農家の当面の経営を守り、将来に不安のない見通しを持てる方針を打ち出し、展望を与えることがぜひ必要だと思ひます。大臣の御答弁をお願いいたします。

○保利政府委員 先生からの御質問は、軽種馬農家の経営が非常に苦しい、何か今まで農水省として施策を講じてきたかという御質問かと存じます。

軽種馬生産の振興と軽種馬生産農家の経営安定を図るために、農林水産省といたしましては、従来から軽種馬生産農家に対する農林漁業金融公庫資金の融通の措置を講じてきておりますし、また、馬の伝染性貧血症というような病気の予防措置なども講じてきておるのでございます。

それから、日本中央競馬会等の助成をいただきまして優良種馬の供給を図りますとともに、昭和六十年におきましては軽種馬の流通の合理化と適正な価格形成を図りますため、北海道の静内町に近代的な軽種馬市場の整備を図りました。また、特に軽種馬生産農家の一部には負債を抱へておられるのが遺憾でございまして、軽種馬経営改善特別資金を創設いたしまして、昭和六十年から三年にわたりまして、償還が困難な年償還額につきまして長期低利資金に借りかえをしていただいております。

生産者団体、関係団体等と一体になつて、このような農家に対するの経営再建のための支援、指導を行うようにいたしております。また、政府といたしましては、引き続きまして日本中央競馬会、地方競馬全国協会とも連携をとりながら、軽種馬生産の振興と生産農家の経営安定に努めてまいりたい、このように考えております。

○津川委員 最近の軽種馬の飼主の本当の苦勞の一つの根源は、地方競馬が不振なんです。そこで地方競馬会ともよく相談して、三千万を超す

借金を、特別に検討して今までのある制度を全部適用していただくと同時に、何らかの新しい道を講じてあげなければ、かなり苦しい状況になっていく日本の軽種馬が下り坂に、衰退に向かっていくと思ふので、その点格別な御奮闘をお願いして、質問を続けていきます。

そこで、今度は改良資金の貸し付けでございますが、五十五年からのデータを見てももらいました。五十五年から五十九年までは毎年三百五十億、ところが実績を年ごとに見ると、二百七十三億、二百七十三億、二百四十四億、二百五十三億、二百六十一億であり、枠に対して八割にもなっておりません。七割台です。六十年は四百六十億と枠をふやしてありますが、二百六十一億円の貸し付けにとどまっております。農村では農業改良資金が注目を浴びております。無利子ですから、私のところにも、負債対策に使えないか、災害復旧にどうか、そう言ってくるほど無利子なので魅力があるのでございます。しかし実際は貸し付けはこの八割も満たしていません。

その理由について、一つは、いかに無利子とはいえ、新技術導入、後継者育成のための資金を借りようとする意欲が出てこないのです。農家の経営が厳しいからです。将来の展望が持てないからです。二つは、貸付要件が農家の実態から考えてみますと厳し過ぎる。貸付枠に達せずつかくの無利子資金がもったいないことになっております。この背景をどう見ておりますか、お答えいただけます。

○関谷政府委員 改良資金の貸付実績については、今お尋ねの中にあつたように、実績が計画よりかなり下回っていることは事実でございます。この原因なりこれからの問題については、今先生二つの点をお挙げになりましたが、確かにそういうような点も問題であらうと思ふます。

一つはやはり、金融全般の中で見ますと、農業近代化資金でございますとか農林公庫資金のような利子つきのものがございまして、それより以上に非常に政策的な要求の高いものが改良資金にな

っているということでございますので、例えば果樹にしても養蚕その他にしましては技術の革新的な面の要件を設けておりますので、それに對して需要の方がなかなか追いつけない、こういう事情は確かにあるかと思ふます。それからもう一つは、いろいろ要件という面では資金需要額に完全に應じ得ないのじゃないかという問題はございすけれども、これは従来少しずつ改善を行つてきておりまして、現状では貸付率その他の点でもそれほど不利になっていないということはないのではなからうかと思ふます。

ただ、こういう実態的な問題が一つと、もう一つ私どもこれから非常に努力を要する点としましては、いわば貸し付けの手段、仕組みの問題でございまして、これが補助金等から融資に移りました場合にやはりどうして従来と違つた経路で貸し付け等が行われるものですか、貸す方の側も借りる方の側からもなかなかうまく資金に對応し得ないということがございすので、いわばこういう手続的な面でもっと趣旨の普及を図るとか、手続をやりやすくするとか、それから営業指導と

うまくかみ合わせるとか、こういう面も含めまして、全体としてせつ々しく設けました改良資金の枠が十分消化されるような方向での努力はまだまだすべきことが多い、かように考えております。

○津川委員 今度競馬会から三百億圓もいただく。六十年で四百六十億圓で二百六十一億、これでは何のためにあるのかわからない。そこでこの点をやはり徹底的に検討しなければ、一つのチームでもつて検討しなければ、四百六十億圓をそっくり農家のところに届くような特別体制なり特別指導体制をつくらなければならぬと思ひます。漫然と今までのように流しておつては問題が解決しないと思ひますが、こういう御決意はいかがですか。

○関谷政府委員 ただいま二百六十一億圓の貸付実績とお尋ねの中にあつたのは五十九年でございまして、六十年分は四百六十億圓を設定しまして、ただ実は正直申しまして三百億圓と四百億

圓の間で、かなりやはり実績は下回つております。

その原因が、内容的に見ますと、従来からやつております資金は割合貸付実績がよろしいわけですが、六十年に特に新設しました関係の資金、これは畜産振興資金を除きまして非常に実績が低そうに見込みでございまして、私も正直に申しましてこういう傾向は非常に問題である。特にこれから競馬会の御理解を得てこういう資金の充実に図つていただくわけでありまして、やはり率直に反省いたしますと、先ほども申し上げましたが、どうも我々なり県の方が、融資に変わりましたときに大いに借りてくれというぐらゐの気持ちで積極的に利用してもらつたような気持ち、組織という率直な反省を持っております。

こういう点で、昭和六十年特に貸付実績が伸びなかつた点については十分反省しまして、実は先般、年が変つてしまつたあたりから地方農政局、県、両方を通じまして、いわば貸し付けの体制の問題からもう一つ積極的に借りてもらうといううな気持ちの運営に切りかえていかなければいかぬだろうということ、これを六十一年度の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○津川委員 その課題が実現するように私からも要請して質問を進めていきますが、本日に競馬会から三百億圓つぎ込んで予定した資金が全部借りられるということには、農業の状況が、政治の状況がよくならないと資金申し込みはふえないと思ひます。

実際この資金がよいものだから、無利子なものだから、農家に聞いたら、新たに投資して新しい技術を入れた、しかし今の借金が何とかならないか、これが問題なんです。無利子でも借金はこの上なかなか耐えられない、こういうことなんです。ここに一つの大きな問題があるわけ

でございます。もう一つは農業の見通し。この間の畜産物の価格、豚肉については一〇%の引き下げ、牛乳は二円五十銭の引き下げ、しかも牛乳

は生産削減。こうなつてくると、資金を借りたくても借りられないわけでありまして。

そこで大臣、まずこうした農家の借金対策を片づけていく、農業にあしたがあるような、不安のない農業をつくっていく、これが今提案されておる資金の完全消化の道なものでございす。臨時においでになった大臣で恐縮ですが、ひとつ日本の農業のために、こういうものを片づける方針を伺わしていただきます。

○山崎国務大臣 お答えいたします。農家経営の安定を図っていくためには、その基盤である経営規模の拡大と生産の向上を推進し、その体質強化に努めていくことが重要であると考へております。

このためには、まず農地の流動化等を通ずる経営規模の拡大、さらには農業生産基盤の整備、また農業技術や経営の指導、そして農業改良資金等による資金面での支援等を進めまして、技術や経営能力にすぐれ、高い生産性と農業所得を実現できる中核的な担い手や生産組織の育成を図っていくということが一番大事だと存じます。

○津川委員 もう少し資金が目的どおり農民に届くようなために若干の質問をまた続けたいと思いますが、今農協の理事会を開きますと、営業のこと、議論になりいろいろなこと議論になります。一番議論になるのは、借金を返せない農家の借金をどうするかということ、長年待つてもなかなか返せないで最後には差し押さへをかけるという議論がある。これでかなりもめてしまつて

るわけでありす。ここまで農家の借金がふえたのですが、今度の資金も借りようと思つても保証人が必要なんです。ところが農家はみんな相互に保証人になつてしまつていて、どこか一角が崩れると手づる式に皆さんの財産が差し押さへられる、こういう状態になるからなかなか保証人になつておれない、これがこの資金の利用の障害となつておるかなり重大な要件になつております。

農業改良資金はもと補助事業であつたものを今度融資にしたのでありますから、補助のとき

は保証人も担保も要らなかった。今度それを融資にしたのですから、保証人を条件にするということとを弾力的に考えていけないものでしょうか。この点が質問の一つ。補助を融資に変えたのですから、国、地方自治体がこの借入金を保証人になる、保証する、こういう道でも開かないと、金額のこの消化は面倒じゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○関谷政府委員 保証人の問題でございますが、この農業改良資金の場合には、発足以来いわゆる人的保証、連帯保証人の制度をとっておりまして、これ以外の保証方式を採用しておられないような状況でございます。

この考え方は、比較的貸付金額が一件当たり大きくない。現在ですと、畜産は大きくございすけれども、畜産以外ですと大体百二十万円ぐらいが平均になっております。こういうようなこともございまして、ある意味では比較的保証が得やすいのではないかと考えて方々で人的保証、専らそれに依存しているわけでございまして、いろいろ自治体による保証制度等もあるいはいわゆる保証協会等の方式もほかの資金ではございすけれども、なかなかどうも県の資金の貸し付けについてはとりにくいというところで今まではとっておりません。今後の問題として、農業改良資金が相当資金額としても件数としても多くなりますと、お尋ねのあったような問題、だんだん出てまいると思ひますけれども、これから将来の問題としてこの保証の問題については十分また検討させていただきます、かように思っております。

○津川委員 この改良資金でございますが、これまでの分に加え、六十年度は一般会計から百億円入れて、新たに百五十億円の枠をふやしました。畜産資金が九十億、野菜資金が十五億、果樹資金が三十億、養蚕が十五億。これに対して六十年度の見込みを聞いてみたところ、それぞれ八十三億、十億、九億、二億でございます。四十六億円の枠が余ります。これは新資金で手続のおくれなどあるかもしれませんが、そうするとこれだけ余

ると、三分の二を国が持つのだから四十六億円の三分の二、約三十億円の金が国の農基特会の中に余ってくるようになります。

そこで、これを六十一年度は有効に活用したい。三十億も六十一年度の財源に合せて、繰り込んで、それぞれの資金枠に乗せる、こういうことでなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○関谷政府委員 ただいまのお尋ねの中にございまして六十年度の貸付計画に対して実績で余る分、この金額につきましてはまだ確定しておりませんが、いづれにしてもある程度の金額が出てまいることは事実でございます。

ただ、六十一年度の方でございますが、これは貸付額の枠につきましては、総体で前年四百六十億円のところ五百九十七億円という大変大きな増、これは競馬会からの納付金がございまして、この増が可能なわけでございますが、五百九十七億円でございまして、この新しく設けられた生産方式改善資金だけとりまして、前年百五十億円の二百八十五億、こういうことにもなっております。また、その中で実行に際して相互に融通もできますし、全体として見ますと、今計上しておりますこの新しい年度の貸付枠でかなり、余裕とまではまいりませんが、これを十分活用するということが、先ほど申し上げましたように私どもの行政課題としては大変大きなことだと考えておりました。現状ではお話のような前年度分の上乗せをしなくても、むしろかなり、今決まっております枠を消化することがまず第一の課題である、こう考えております。

○津川委員 最後の質問でございますが、まだ貸し付けを狭めている条件がございす。それは、昨年の四月三日、農業改良資金助成法の改正論議で共産党の中林委員の質問に関谷局長が答えたのですが、その答えは、生産方式改善資金の貸し付けに当たり、小規模農家あるいは規模の小さい、若い農業者の方々、こういう方を排除するという考え方は一切とっていない、あくまでも経営の改

善意欲、能力を重点として融資する、こう述べております。

しかし、実際に当たってみますと、大臣が定める基準として、貸し付けの対象になる農業者を「酪農又は肉用牛生産の近代的な経営を実現する意欲と能力を有しており、当該地域の中核的な農業者であるか、又はそのような者となることが見込まれる」という定めている。これで、小さな人、必要な人のところがシャットアウトされてしまうのでございす。小さな人たちが排除されないように考えて運営しなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○関谷政府委員 昨年の審議の際のそういう経過もございまして、昨年の五月に出しました改良資金制度運用基本要綱の中で、まさに今おっしゃいましたような、「農業経営の改善につき意欲と能力を有する地域の中核的な農業者又はそのような者となることが見込まれる者であつて、このようなことが確かに書いてございす。

問題は、この「見込まれる」ということで、そのときもお答え申し上げましたが、現在の経営規模にこだわらずに、多少期間がかかっても、これは貸付期間が五年とか七年でございすので、少なくともその間、その前半分でも結構でございすけれども、この資金を借りることによってそういう状態になっていく、こういう能力がまさに大事でございすので、現状において規模が小さいから、そのことだけでもってそういう方を資金の借り受けから排除するというものはないように、引き続き指導いたしてまいりたいと思ひます。

○津川委員 安心しました。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大石委員長 この際、本案に対し、玉沢徳一郎君から修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。玉

沢徳一郎君。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○玉沢委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしましたとおりであります。

その内容は、原案において、この法律の施行期日が「昭和六十一年四月一日」となっているのを「公布の日」に改めるものであります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○大石委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、玉沢徳一郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 内閣提出、生物系特定産業技術研究推進機構法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山崎國務大臣。

生物系特定産業技術研究推進機構法案

〔本号末尾に掲載〕

○山崎國務大臣 生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年における技術革新の動きは目覚ましく、特に、バイオテクノロジー等先端技術の発展には著しいものがあります。農林漁業、食料品製造業等の分野においても、これら新しい技術の開発、導入により技術水準の高度化を図り、生産性の飛躍的向上、画期的新品種・新製品の開発等による新たな展開が期待されているところであります。御承知のとおり、我が国では、農林漁業等の分野におきましては、民間の技術開発への取り組み

は他の分野に比べて十分ではなく、国や都道府県等の公的機関における試験研究が大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、さきに述べたような技術革新の状況下において、農林漁業、食料品製造業等に関する技術の分野も将来の大きな進展が見込まれる分野として、民間における関心が最近急速に高まってきているところであります。

また、欧米諸国においては、既に官民挙げてこの分野における技術開発に積極的に取り組んでいるところであります。

このような状況にかんがみ、我が国としても、国等の公的機関における試験研究の充実強化に努めることはもちろんであります。また、同時に、民間が、これら分野における技術開発に積極的に取り組む得る方途を講じ、全体としてこの分野の技術水準の高度化を図ることが、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上の観点から喫緊の課題となっております。

政府といたしましては、このような認識のもとに、農林漁業、食料品製造業等における生物系特定産業技術に関する民間の試験研究を促進する等のため、農業機械化研究所を改組して、生物系特定産業技術研究推進機構を設立することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とするとともに、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的としております。

第二に、機構の民間研究促進業務の対象とする分野につきましては、当面、農林漁業、食料品製造業等の産業分野としておりますが、生物系特定産業技術に係る他の産業分野も対象とし得ることとしております。

ととしております。

第三に、機構は、生物系特定産業技術についての民間の関係者が発起人となり、政府及び民間が出資して設立される認可法人とすることとしております。

第四に、機構は、民間が行う試験研究に必要な資金の出資及び融資を行うほか、国の試験研究機関と民間とが行う共同研究のあっせん、国による遺伝資源の提供についての民間の研究者に対するあっせんその他民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を行うこととしております。

また、機構は、これらの業務にあわせて、農業機械化促進法に定めるところにより、農業機械化の促進に資するため、従来農業機械化研究所が行ってきた農機具の改良に関する試験研究、農機具についての検査等の業務を行うこととしております。

第五に、機構が設立されることに伴い、農業機械化研究所を解散することとしておりますが、その権利義務については本機構が承継することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大石委員長 次に、補足説明を聴取いたします。

○山崎國務大臣 生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、この機構の業務の対象となる生物系特定産業技術につきましては、生物の機能を維持増進する等生物の機能にかかわる業務を行う事業のうち、農林漁業、食料品製造業及びたばこ製造

業その他政令で定める業種に属する事業に関する技術であつて、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とするものとしております。

なお、政令で定める業種といたしましては、これに属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種を定めることとしております。

第二に、機構の資本金につきましては、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額と農業機械化研究所から承継する同研究所に対する出資金の合計額とし、機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとしております。

第三に、機構の業務の適正な運営を期するため、機構の業務に關し学識経験を有する者二十五人以内で構成する評議員会を置くこととしております。

第四に、機構の財務及び会計につきましては、民間の研究促進のための出資及び融資等の業務と農業機械化促進のための試験研究等の業務とは性格が異なることから、それぞれ業務ごとに経理を区分し勘定を設けて整理することとしております。

なお、民間の研究促進のための業務に係る勘定におきましては、毎事業年度の損益計算において利益が生じたときは、繰越損失への充当及び積立金の積み立てを行った後の残余の額について、主務大臣の認可を受けて、その出資者に対しそれぞれの出資額に応じ分配することができることとしております。

第五に、機構が設立されることに伴い、農業機械化研究所を解散するものとし、その一切の権利義務は、機構が承継することとしております。

また、このような措置を講ずることに伴い、農業機械化促進法につきましては、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究、農機具についての検査等の業務は、機構が行うものとする等の所要の規定の整備を行うこととして

おります。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○大石委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま趣旨説明を聴取いたしました生物系特定産業技術研究推進機構法案の審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る十五日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案に対する修正案
農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

生物系特定産業技術研究推進機構法案

生物系特定産業技術研究推進機構法

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 設立(第十一条―第十五条)

第三章 管理(第十六条―第二十八条)

第四章 業務(第二十九条―第三十条)

第五章 財務及び会計(第三十一条―第四十一条)

第六章 監督(第四十二条―第四十三条)

第七章 雑則(第四十四条―第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条―第五十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 生物系特定産業技術研究推進機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とする。

2 生物系特定産業技術研究推進機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業務に属するものに関する技術(基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。)のうち当該事業を所管する府省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適

切と認められる業種として政令で定めるもの

(法人格)

第三条 生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」という)は、法人とする。

(数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額並びに附則第二条第四項の規定により機構に出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府及び政府以外の者は、機構の設立に際し、又は第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第七条 出資者は、その持分を譲り渡すことができる。ただし、第二十九条第二項に規定する業務に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第八条 機構は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十一条 機構を設立するには、生物系特定産業技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、農林水産省令、大蔵省令で定める。

(設立の認可等)

第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を農林水産大臣及び大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 農林水産大臣及び大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、生物系特定産業技術に関する試験研究の促進及び農業機械化の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 農林水産大臣は、前項の規定による認可があつたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十六条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員)

第十七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事三人以内及び監事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができな

(役員解任)

第二十二条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができな

きは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しな

いことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十三条 役員（非常勤の理事及び監事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第二十五条 機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、機構の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

4 第二十条並びに第二十二條第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十七条 機構の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十九条 機構は、第一條第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務（次項の業務に該当するものを除く。）を行う。

一 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 政府以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験研究を国の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。

三 政府以外の者の委託を受けて、生物系特定産業技術に関する試験研究を行うこと。

四 生物系特定産業技術に関する試験研究を行う政府以外の者に対し、国から当該試験研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

五 海外から生物系特定産業技術に関する研究者を招へいすること。

六 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 生物系特定産業技術に關し調査すること。

八 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行う

こと。

九 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項に掲げる目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 機構は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行う。

3 機構は、第一項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第三十条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九条第一項に規定する業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十五条 機構は、第三十三条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(民間研究促進業務に係る勘定にあつては、当該勘定に係る残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額)は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、民間研究促進業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行った後、なお残余があるときは、主務大臣の認可を受けて、その残余の額を民間研究促進業務に係る出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十七条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九条 機構は、農林水産省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十二条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十三条 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十四条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、民間研究促進業務に係る出資及び農業機械化促進業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、民間研究促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を民間研究促進業務に係る各出資者に對し、農業機械化促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を農業機械化促進業務に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により農業機械化促進業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第二十九条第三項、第三十条第一項、第三十三条、第三十六条第二項又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十一条の規定により主務省令を定めようとするとき。

二 農林水産大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

二 第三十九条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

三 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

四 第四十条の規定による承認をしようとするとき。

三 主務大臣は、次の場合（民間研究促進業務に係る部分に限る。）には、他の主務大臣に協議しなければならない。

一 第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十条第二項の規定により主務省令を定めようとするとき。

四 主務大臣は、第三十条第一項の規定による認可（民間研究促進業務に係る部分に限る。）又は第三十三条の規定による認可（民間研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第四十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣

二 民間研究促進業務に係る資本金の増加、定款の変更、予算（事業計画及び資金計画を含む）、財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、大蔵大臣及び第二号第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 民間研究促進業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

四 民間研究促進業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、大蔵大臣

五 民間研究促進業務であつて、第二号第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

六 農業機械化促進業務に関する事項については、農林水産大臣

二 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に關し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第八章 罰則

第四十八条 第二十七条の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第八条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の解散等）

第二条 農業機械化研究所（以下「研究所」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 研究所の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

5 研究所の解散については、附則第八条の規定による改正前の農業機械化促進法（以下「旧促進法」という。）第五十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 機構が成立し、研究所が解散したときは、農林水産大臣は、その日及び附則第八条の規定による改正後の農業機械化促進法（附則第九条において「新促進法」という。）第二章の規定により機構の業務に属せられた事項を処理する事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

（持分の払戻し）

第三条 前条第四項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとした金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（権利の承継に伴う経過措置）

第四条 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち研究所が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、研究所が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十一条に規定する市街化区域内に所在する

土地以外の土地であり、かつ、研究所が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に生物系特定産業技術研究推進機構という名称を使用している者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第三十二条の

第四章 農業機械化研究所

第一節 総則(第十六条―第二十五条)
第二節 役員等(第二十六条―第三十八条)
第三節 業務(第三十九条―第四十条)
第四節 財務及び会計(第四十一条―第五十条)
第五節 監督(第五十一条―第五十二条)
第六節 雑則(第五十三条―第五十五条)

推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務(第十六条)に、「第五十六条―第六十条」を「第十七条」に改める。

第六条第三項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第八条及び第八條の二第一項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第十条の二第一項中「附する」を「付する」に、

「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第二項中「附する」を「付する」に、「若くは」を「若しくは」に、「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第三項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第四項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第六項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機構

規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(農業機械化促進法の一部改正)

第八条 農業機械化促進法の一部を次のように改正する。

を「第四章 生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

(農機具の改良に関する試験研究等の業務)

第十六条 生物系特定産業技術研究推進機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究及び調査並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

一 農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。

二 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に属せられた事項を処理すること。

三 農機具の鑑定を行うこと。

四 第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五十六条を削る。

第五十七条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十八条から第六十条までを削る。

(農業機械化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 旧促進法(附則第十六条の規定によりなお効力を有する旧促進法を含む)の規定によりした処分、手続その他の行為は、新促進法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十条 附則第八條の規定の施行前(研究所については、附則第十六条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表農業機械化研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表農業機械化研究所の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機械化研究所」を削る。

機械化研究所が直接」を「生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第十六条第一号に規定する業務で」に改める。

第三百四十八条第二項第二十三号の四を削る。

第三百四十九条の三第二十七項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に、「第三十九条第二号」を「第十六条第一号又は第二号」に改め、「かかわらず」の下に「同法第十六条第一号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては」を加え、「とする」を「とし、同条第二号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務の用に供する施設

第七百一条の四十一第一項の表の四号の次に次の一号を加える。

二つの一 二つの一 二つの一

四の二 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第二号に規定する業務の用に供する施設

第七百二条第二項中「第十六項」の次に、「第二十七項」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第二條第一項の規定により研究所

が解散する時まで取得され、同項の規定により機構に承継された前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という)第三百四十八条第二項第二十三号の四に

規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同号の規定の適用については、同号中「農業機械化研究所」とあるのは「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九条第一号」とあるのは「第十六条第一号」とする。

附則第二條第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構維持に承継された旧地方税法第三百四十九条の三第二十七項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、

同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「農業機械化研究所」とあるのは「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九条第二号」とあるのは「第十六条第二号」とする。

附則第二條第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第七百二条の二第二項に規定する家屋については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該

家屋に係る同項の規定の適用については、同項中「第三百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは、「生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第 号）附則第十三条による改正前の地方税法第三百四十八條第二項及

び第三項」とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十五条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

(旧促進法等の暫定的効力等)

旧促進法、附則第十六条 研究所については、

十一條の規定による改正前の所得税法、附則第
第一類第八号 農林水産委員会議録第十号 昭

かんがみ、農林漁業、飲食品製造業等の生物系特定産業に関する技術であつて生物に密接に関連する試験研究が必要なものの高度化を推進するため、民間において行われる当該技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行い、併せて農業機械化促進法の定めるところにより農業機械化研究所が行つていた農機具の改良に関する試験研究等の業務を行う法人として、生物系特定産業技術研究推進機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員会議録第四号中正誤

正誤行段

司
第五号中正製

金段行誤正

同第六号中正詔

分段行誦

TABLE 4

全段行誤

100

多段行誤

三一 末農家

二一末四 調査協

三二六つから

三九

昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局